令和８年９月１７日　第三回世田谷区議会定例会（速報版）

午前十時開議

○**石川ナオミ議長**　ただいまから本日の会議を開きます。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　直ちに日程に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第一　一般質問

○**石川ナオミ議長**　昨日に引き続き、一般質問を行います。一般質問についての発言時間は、一人十分以内といたします。

質問通告に基づき、順次発言を許します。

十三番上川あや議員。

〔十三番上川あや議員登壇〕（拍手）

○**十三番　上川あや議員**　おはようございます。早速始めます。

まず、本区の区立学校におけるいじめ・暴力対応について伺います。

本年三月、烏山地域にある小中校舎一体型の小学校の児童間で、今回のいじめ・暴力事件は起こりました。当時、同小学校四年生の児童が同校の六年生三人に公園に呼び出され、みぞおちや頭を何度も蹴られ、踏みつけられ、顔面まで殴られたほか、前日買ったばかりの自転車まで壊されました。被害児童の顔にはあざが残り、これに警察が介入。警察の聴取に、加害生徒本人が頭を蹴った、踏みつけた、自転車も壊したなどと認め、警察は中学生なら犯罪だと厳しく指導しています。

ところが、学校は翌日の卒業式を理由に、直後の聞き取りを怠り、春休み入り。警察の調査結果が出た後も、親の同意がない、警察待ちだと対応を放置し、謝罪一つないまま加害生徒を被害児童と同一校舎の中学へと進学させました。以後、本件は半年近くたつ今も解決しておりません。

そこでまず、以下六点について区教委の認否をお答えください。

第一に、卒業式を理由に、事件直後の聞き取りを怠ったこと。第二に、加害児童本人より先に保護者に連絡し口裏合わせを可能にした上で、加害児童への聞き取りを三日後にしたこと。第三に、区教委自らが示すマニュアルに従えば、加害児童への聞き取りは個別に別室で同時に行うべきところ、時間差を設けて順に行い、ここでも口裏合わせを可能にし

たこと。第四に、同じく被害児童への聞き取りが本来先であるべきところ、その実施を六月十日と大幅に遅らせ、順序を逆にしたこと。第五に、警察の調査結果後も、親の同意、警察待ちを理由に指導・謝罪調整を行わなかったこと。第六に、一切謝罪のないまま、加害生徒複数名を被害児童と同一校舎の中学へと進学させたこと。以上それぞれお答えください。

次に、同小学校が対応の前提とする保護者の同意についてです。

加害生徒本人が暴行を認め、保護者もこれを否定しない以上、生徒指導に保護者の同意など不要ではないか。この私の問いに区教委は、卒業済みの生徒のため保護者の協力が必要だと説明されますが、これは裏を返せば、卒業前なら親の同意なく指導する権限が同小にあったと認めたことを意味します。ならば、なぜ卒業前に指導しなかったのか。また、親の同意がないという説明の実態は、謝罪や弁償に応じない加害家庭の意向を追認しているだけではないのか。以上二点、見解を問います。

続いて、いじめ防止対策推進法第二十七条が定める学校相互間で連携協力する義務についてです。

加害生徒と被害児童は、今なお校舎も校庭も同じくする小中学校で過ごしており、両校の設置者は区教委であり、職員室も一つです。にもかかわらず、区教委は、小学校は卒業後のため親の同意が前提、中学は小学校在学時の事案であるため小学校が対応の主体とし、双方の指導権限を否定します。これでは、警察の調査でいかに事実を認めた暴行、器物損壊事件でも、加害者の親の同意がない限り、区教委も学校も生徒指導ができないこととなり、同法の存在意義そのものを区教委が否定するに等しいのではないでしょうか。

国のいじめの防止等のための基本的な方針では、保護者に協力を求めるにとどまり、許可は要件としておらず、文科省の生徒指導提要も児童生徒の卒業で指導が直ちに終了するものではないと明記をしており、区教委の説明は矛盾します。

そこで、以下三点伺います。

第一に、小中のどちらが主体となり、加害生徒への指導と謝罪調整を行うのか。第二に、親の同意の有無にかかわらず、区立学校に生徒指導を行う権限と責任があると認めるか。第三に、今後いつどのように指導するのか、具体的な時期と内容をお示しください。

最後に、暴行発生から半年近く、区教委と学校が、被害児童とその御家族の不安をそのままにしている状況は看過できません。教育長には、一刻も早い解決に向けた決意があるのかどうかを問います。

次に、大規模災害時における区の生活保護運用についてです。

能登半島地震の被災地に善意で寄せられた災害義援金を現地の生活保護受給者が受け取った結果、地元自治体により収入とみなされ、保護費が廃止、停止、減額される例が相次ぎ報じられ、金沢弁護士会や日弁連も対応の是正を求める会長声明を出しています。

石川県によると、被害の大きかった珠洲市、輪島市など奥能登四市町だけで、同理由による廃止、停止は昨年十一月末までに約六十件、東京新聞も輪島市だけで二十件と報じています。では、なぜこのようなことが起こるのか。

生活保護上、義援金は原則として収入認定の対象となる一方、大震災の都度出された厚労省通知により、収入認定から除外する枠組みも示されています。しかし、これを生かし切れない自治体が多いのです。除外認定の骨格は以下四点です。

第一に、被保護世帯の自立更生に充てられる額は収入認定しないこと。第二に、除外を受けるには、被災者自身が自立更生計画書を作成し、家財道具の再購入費、資格取得に要する生業費、住宅修繕費等々を積み上げ認定を受ける必要があること。第三に、この計画に計上しない額は収入認定され、生活保護から差し引かれるか、保護自体が停止、廃止されること。第四に、各自治体の判断で包括的に一定額を収入認定から除外するなど、被災者の実情に応じた弾力運用も可能であることです。つまり制度上、全額の収入認定は必須ではなく、除外の枠組み自体は用意されている。

ところが、被災地では被災者、中でも高齢者や障害者が自立更生計画書の存在や書き方を知らされないまま手続が進み、福祉の窓口も書類をただ書いてと伝えるのみで、費目の積み上げ方を支援できていない。その結果、本来除外されるべき額まで機械的に収入認定され、停止、廃止に至るケースが続発し、弁護士会も是正を求めているのです。

ここで重要なのは、この問題は能登半島地震に始まるものではないということです。二〇一一年の東日本大震災、二〇一六年の熊本地震でも、義援金の収入認定をめぐり、ほぼ同じ構図の問題が発生し、その都度、日弁連が是正を求める声明を出しています。さきに述べた国通知の骨格は、二〇一一年の東日本大震災以降、ほぼ確立していたにもかかわらず、その後の熊本地震、能登半島地震でも同じ運用の不備が繰り返されました。

そこで、この問題を本区で繰り返させたくないとの見地から、以下要望を述べ、区の見解を問います。

第一に、大規模災害の発生時、義援金等の収入認定に関する国の通知、自立更生計画の仕組みについて被災者、中でも高齢者や障害者に対し丁寧に説明する伴走支援の体制整備

を御検討いただきたい。

第二に、複数回に分けて配分される義援金等については、一律、機械的に判断せず、一人一人の生活再建に寄り添い、自立更生計画の段階的な策定など弾力運用も行う方針を表明いただきたい。

第三に、震災後等の混乱時には、福祉事務所単独ではなく、社協や弁護士会等とも連携して被災者の権利擁護、不服申立て等の支援体制の整備を目指していただきたい。

第四に、具体的なマニュアル整備や庁内研修等も御検討いただきたい。

第五に、東日本大震災では、一定額を包括的に収入認定除外できる仕組みがありながら、それを活用しなかった自治体が大多数でした。しかし、この仕組みは、被災者と行政双方の負担を軽減する上に、義援金本来の趣旨を生かす対応です。本区には、単に検討するにとどまらず、その仕組みを原則に据える方針こそお示しいただきたい。

以上五つの要望について、区の御見解を伺い、壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔知久教育長登壇〕

○**知久教育長**　私から、区立学校のいじめ暴力対応についてお答えさせていただきます。

本件については、事案の経過及び対応状況について報告を受けております。その中で、本来行うべき対応が十分に行われなかった点があったことについて重く受け止めております。経過等について、この後、担当部長より答弁をさせていただきますが、被害を受けた児童及び保護者に対し、適切な対応に結びつかなかったことについて、教育長として大変申し訳なく思っております。

本件については、関係する児童それぞれの心情と、今後の学校生活に十分配慮しながら、法令に基づくさらなる調査の必要性を速やかに判断し、一刻も早い解決に向け、教育委員会が責任を持って取り組む決意でございます。

以上でございます。

○**山田学校教育部長**　私からは、区立学校におけるいじめ・暴力対応の十一点につきまして順次御答弁いたします。

まず、卒業式を理由に事件直後の聞き取りを怠ったこと及び加害児童への聞き取りを三日後にしたことの事実認定について併せて御答弁します。

卒業式を理由に事案発生後の聞き取りを行わなかったことは事実でございます。また、加害行為を行った児童本人への聞き取りに先立ち、その保護者に連絡したこと及び加害行為を行った児童本人への聞き取りを三日後にしたことも事実でございます。

次に、区教委が示すマニュアルでは、加害児童への聞き取りは個別、別室で行うことになっているが、時間差を設けたことは事実かについてです。

議員御指摘のとおり、手引ではできる限り個別に別室で同時に行うことが基本となっておりますが、本件に関しましては、それぞれ異なる時間帯で聞き取りになったことも事実でございます。

次に、被害児童への聞き取りを大幅に遅らせ、聞き取り順序を逆にしたことは事実かについてです。

被害を受けた児童からは、事案が発生した当日に話を聞いてから、その後、さらなる聞き取りまで約二か月半を要したことも事実でございます。

次に、警察の調査結果後も親の同意待ち、警察待ちを理由に指導、謝罪調整を行わなかったのは事実かについてです。

警察からの連絡を待っていたことにより、学校による事実確認や関係児童への支援、指導、関係調整が進まなかったことも事実でございます。警察の対応状況にかかわらず、学校として必要な対応を進めるべきだったと認識しております。

次に、加害生徒への卒業までに謝罪がなかったことは事実かについてです。

加害行為を行った児童の卒業までに、謝罪を含め、児童間の関係調整に至らなかったことも事実でございます。

次に、加害生徒への指導について、卒業済みの生徒のため加害家庭の協力が必要だという説明は、卒業前なら親の同意なく指導する権限があったと区教委が自ら認めたことになるのではないかについてです。

区教育委員会が、卒業済みの生徒であるため、加害行為を行った児童の家庭の協力が必要であると説明したのは、卒業後は小学校による直接的、継続的な指導に一定の制約があるという趣旨でございます。一方で、教育委員会といたしましては、当時の学校の判断について、卒業を控えた時点で必要な事実確認や加害行為を行った児童への指導、被害を受けた児童への支援、関係調整をより迅速に行うべきであったと認識しております。

次に、親の同意がないと加害者指導ができないという実態、併せて、親の同意の有無にかかわらず、区立学校が生徒指導を行う権限と責任を有すると認めるかどうか、これについて併せて御答弁いたします。

学校は、法及び学校教育の目的に基づき、関係児童に対しまして必要な生徒指導を行う権限と責任を有しているため、保護者の同意を得られなかったことのみをもって、学校と

して必要な指導を行うことができないものではございません。ただし、指導の実効性を高めるため、学校では保護者の理解と協力を得ながら対応してございます。謝罪や弁償について、学校が強制する権限はございませんが、加害行為が認められる場合については、当該行為があったことを被害、加害双方の保護者に報告するとともに、その問題性について、加害行為を行った児童に指導を行い、被害を受けた児童の心情理解や適切な人間関係の形成に向けた働きかけを行っております。謝罪の実施は当事者間の判断によるものではございますが、学校として、加害行為を容認したり、加害行為を行った児童の家庭の意向を追認したりするものではございません。

次に、小中学校のいずれかが主体となり加害児童への指導や謝罪調整を行うのかについてです。

本件は、関係児童が共に小学校在籍中に発生した事案であることから、卒業後においても当該小学校が主体となり、中学校と連携しながら、生徒への指導や関係者との連絡調整等の必要な対応を行うべきものであると考えてございます。

最後に、今後の指導の具体的な時期でございます。

今後の対応につきましては、引き続き教育委員会と学校が緊密に連携し、被害を受けた児童の心情に十分配慮しながら、今回明らかとなった不適切な行動について、加害行為を行った生徒らに対し、被害者感情への理解と自らが行った行為への一層の反省を促してまいります。その上で、法令に基づくさらなる調査の必要性を含めて速やかに判断し、中学校との可能な連携の在り方や必要な関係調整、再発防止に向けた取組等の対応方針について、来月の早い段階を目途に、被害を受けた児童及び保護者にお示しできるよう検討してまいります。

以上でございます。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、大規模災害時における区の生活保護運用について順次御答弁いたします。

最初に、義援金等の収入認定に関する国の通知、自立更生計画の仕組みについて、被災者、中でも高齢者や障害者に対し丁寧かつ確実に説明する伴走支援の体制整備について並びに複数回に分けて配分される義援金等における被災者一人一人の生活再建の実情に寄り添った弾力運用についてです。

災害義援金は、被災者の生活再建を支援するために寄せられるものであり、さきの能登半島地震においてもその趣旨が十分に生かされないまま、生活保護の停止、廃止の事例が

発生したことについて、区として重く受け止めております。大規模災害時における義援金等の収入認定や自立更生計画の取扱いにつきましては、制度内容が複雑なため、被災者に対する丁寧な説明と、計画作成支援を基本としつつ、適宜個別相談や伴走型の支援を行ってまいります。

また、義援金等が複数回に分けて支給される場合には、生活再建の状況や必要経費も変化することから、一律、機械的な収入認定を行うのではなく、個々の状況を丁寧に把握した上で、自立更生計画の見直しや、追加作成も含めた柔軟な対応を行ってまいります。

次に、被災者の権利擁護、不服申立て等の支援体制の整備についてです。

被災者支援については行政だけで完結できるものではなく、様々な関係機関との連携が重要であると認識しております。区といたしましては、社会福祉協議会、弁護士会、法テラス、地域支援団体等と連携し、生活相談、権利擁護、不服申立て支援等を含めた総合的な相談支援体制の充実を図ってまいります。

最後に、具体的なマニュアル整備や庁内研修等及びこの仕組みに対する区の方針についてです。

過去の東日本大震災や熊本地震、そして能登半島地震においても同様の問題が繰り返し指摘されてきたことを踏まえると、平時から国通知の趣旨を現場で確実に実践できる体制づくりが不可欠であると考えております。このため、区といたしましては、災害時の義援金の取扱いや自立更生計画の作成支援方法、収入認定除外の考え方を整理した庁内マニュアル整備や職員研修の充実を図ってまいります。また、通知にある包括的な収入認定除外の仕組みは、生活再建を支援する有効な手法であるため、包括的除外の活用を第一としつつ、個別事情に応じた柔軟な運用を行ってまいります。

私からは以上です。

○十三番　上川あや議員　教育ジャーナリストでもある保坂区長に伺いたいと思います。本日取り上げました上級生三人から下級生一人に対する集団いじめ・暴行事案ですけれども、本件六月に区長へのメールでも、早期の解決を求めるメールが発信されておりまして、その後全く、三か月改善に至っておりません。この現状をどう見るでしょうか、お答えください。

また、区長が提案するいじめの関連条例がこうした事案で実効性を発揮できるのか、大変疑問です。区長はこの問題、どう関与されるおつもりか伺います。

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　上川議員の再質問にお答えをいたします。

私も、教育の現場をずっと取材してきたという経験を持ち、今回いじめの予防及び解消に向けた条例を準備している中でございます。今回のいじめ案件が起きてしまっていること、そして六月に区長へのメールをいただきながら、今日に至るまで解決を見ていないことについて、大変申し訳なく感じています。

いじめをめぐる深刻な事態を受けて、いじめの予防、解消を目指す条例を、現在、教育委員会や子ども・若者部とともに作成をしているところですが、学校で起きている事態が未解決のままになっているときに、教育委員会が真っ先に動くとともに、今、教育長もそう答弁しましたが、加えて、専門職や子どもの人権を守る第三者にも要請して早期解決を期すよう、教育委員会に求めてまいります。

事件発生直後の学校の対応いかんでいじめの傷はさらに拡大することもあるという危機感を持って、教育委員会とともに私も力を尽くします。いじめの発生を未然に防ぐ、また起きてしまったときに、一日も早く解消し、児童生徒が安全安心に成長できる環境を保障するために、しっかりと取り組み、努力を続けていきたいと思います。

以上です。

○**十三番　上川あや議員**　今回のいじめの問題、ほかにも問題は数々ありまして、とても時間の制約があって全てを盛り込めませんでした。決算特別委員会での続編を検討したいと思っております。ぜひこの教訓を生かして、条例もよいものに変えてください。終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で上川あや議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

区では水害の懸念から自主避難所を開設する事態となりました。幸い大きな被害はなく済みましたが、この先、いつ水害も、首都直下地震も起こるか分かりません。同時に起こるということも想定しておかなければなりません。

そこで、実際に避難所を開設、運営しなければならない区役所職員や住民の方々から、具体的な課題が挙げられています。例えば世田谷区では、全避難所でペット同行避難を受け入れるとしていますが、実際には受入れ不可能な避難所がかなりあります。それを知らずにペットを連れて避難してきた区民がいたらどうするのでしょうか。あるいは、ケージに入れてくれば同行避難可能としていても、屋根はあっても雨風が吹きさらしのところがあり、こんなところにペットを置いておくなんてできないと飼い主が納得しなかったらどうするのか。幾つものペットのケージが同じ狭いスペースに置かれ、ペットがストレスからパニック状態になり、次々と大きな鳴き声で吠えたり騒いだりする状況になったら、飼い主はいたたまれなくなりペットをケージから出して抱っこして、その後再びケージに入れることはできなくなることも十分に考えられます。また、急いで避難してきたためにキャリーケースもケージも何もなくペットを連れてきた区民がいたらどうするのでしょうか。

このように、様々な問題が起こり得る状況下で受付業務を行う職員は、共通のシナリオを持ち合わせているわけではなく、現場で区民の方とトラブルになってしまったということも実際に起こっています。自身の指定避難所がペット同行可能かどうか、受入れ不可だった場合はどうするのか、可能だとしてもどのような場所なのか、区民の方々は事前に細かく知っておく必要があるのではないでしょうか。

ペットのことだけではなく、盲導犬や聴導犬などの介助犬と一緒に過ごせる部屋は別途確保されているか、持病があるとか、妊婦さんなどほかにも配慮が必要な人を受け入れる部屋はあるのか等々についても、事前に知っておくことが大切です。

これまで区は、避難所ごとに状況が違うので、詳細な情報提供をしたら現場に迷惑がかかるという理由で隠し続けてきました。それでは逆に現場が混乱します。直ちに区ホームページに各避難所の情報をアップして、区民が自身の避難所の状況を正確に把握できるようにすべきです。区の見解を問います。

また、区と保健所では、基本となるマニュアルを作成し現場に下ろしているから大丈夫とお考えのようですが、末端の現場ではいろいろなことでお困りの区民の方が来た際、どのようにしたらトラブルなく対応できるのか、区民にも職員にも伝わっていない現状があ

ります。いま一度徹底すべきであると考えますが、区の見解をお聞きします。

ペットを飼っている方は、避難所の状況を事前に調べておくことのほかに、日頃からペットのしつけをしっかりしておくことが大切です。現在、世田谷区では四万二千頭の犬と八万匹の猫が飼育されているとのことですが、そのうちどのくらいのペットがクレートやケージに慣れているでしょうか。

区では在宅避難を基本としていますが、自宅が危険になった場合、親戚やペットホテル、また避難所、被災動物ボランティアさんに預けるなど、ペットがいつもと違う環境に置かれる可能性もあります。飼い主の責任として、ペットがクレートやケージでも問題なく過ごせるように日頃からしつけておくことについて、区はどのように啓発しているかお聞きします。

私は、平成二十五年第四回定例会で、区民の方からの御意見を参考に、被災動物ボランティアの創設を提案いたしました。ほかの会派からも提案が出ています。その後、平成二十八年度から募集が始まり、今年で十年になります。幸いこの間、大きな災害が起こっていないのでまだ活用の実績はないと思いますが、いざというときのために備えは大切です。現在、被災動物ボランティアはどのような状況となっているか教えてください。

避難所開設、運営の諸課題についての最後の質問となりますが、これは重要です。昨日の佐藤正幸議員の質問にもありましたが、地区によっては避難所の開設や運営なんてとてもできないという現状があります。私は、令和三年第三回定例会で、避難所運営は負担が大き過ぎるという切実な訴えが区民から届いている、まず、避難所の開設だけでも民間会社に委託することを考える必要があると提案しております。

あれから五年がたちますが、昨今、避難所の開設や運営を担っている民間会社が増えてきています。調べたところ、ダスキンレントオールという事業者は、愛媛県東温市、東京都小金井市など百以上の自治体と協定を結んでいるようです。ホームページでは、物資のレンタルと設置支援などのほか、ペットと一緒に避難できるテントの設置なども紹介されています。ほかにも避難所を開設する業務はアルソックが、熊本県人吉市での被災時に行政機能がパンクしたのをきっかけに参入しています。世田谷区においても、希望がある地区に関しては民間会社と提携し、速やかに避難所を開設できるようにすべきです。区の見解をお聞きします。

次に、民生委員の欠員をなくし制度を継続させるためにすべきことについて伺います。

現在の民生委員児童委員の状況ですが、本年七月の時点では定員六百五十四名のところ

六百二名で、欠員が五十二名も出ているということです。相変わらず欠員が多く大変厳しい状況が続いています。一般、主任とも民生委員が一〇〇％充足している地区は二十九地区のうち七地区しかなく、一般の民生委員で見ると、低いところは六五％しか充足できていません。民生委員がいないところは、お一人の民生委員さんが隣の地域も負担すると聞いていますが、それで五十二名の欠員分を全て埋めているのでしょうか。

そんな中、今年度からようやく民生委員児童委員の活動費が増額されることが決定し、世田谷区においては一万七千五百円の増額で、一般の民生委員は月一万二千五百円から三万円になりました。今パネルで御紹介していますけれども、このようになっています。

まず、伺いますが、活動費が増えたことで、民生委員を引き受けてくれる方が一気に増えると区はお考えでしょうか。私は、これまで三回にわたり、民生委員の成り手不足の問題について取り上げていますが、今回活動費が上がったものの、あくまでも実費弁償のみのボランティアですから、成り手不足の根本的な解消にはならないと考えます。たとえ気持ちがあっても、生活のためにパートしなければならないからボランティアは無理という人が今後さらに増える可能性もあります。このままでは、この制度は破綻するという懸念もあります。

現行法で給与や報酬を出せないことは分かっていますが、だからこそ、いつも保坂区長がおっしゃっているように、国より先にやりましたの精神で、別の形で報酬が出せるよう工夫すべきではないでしょうか。これまで具体的な案も申し上げてきました。再度、保坂区長の政治的判断を仰ぎたいと思います。

最後に、区長が与える子どもたちへの影響についてお聞きします。

毎年、歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクールが行われていますが、私も今年もうめとぴあに行って鑑賞させていただきました。アイデア豊富ですばらしい作品ばかりで、本当に感動しました。

その表彰式が今月二日に行われたそうですが、そこに来賓で出席していた保坂区長のことで、参列者から苦情が届いています。いわく、保坂区長は御自身の挨拶が終わるとあとはずっと寝ているようにしか見えず、何より許せなかったのは、受賞者代表の児童挨拶の際も居眠りをしていたことです。区長には、児童たちをねぎらう気持ちはないのでしょうか。あのような姿をさらして、子どもたちへの影響をどう考えているのでしょうかと。こちらにその証拠写真といいますか、この写真ですね。

確かにこれはただ目をつぶっているだけのようには見えず、寝ているようにしか見えな

いと思います。これでは苦情が来るのも当然ではないでしょうか。実は昨年の表彰式でも同じように区長は寝ていたという情報も得ています。怒りを感じたけれども何も言えなかったと悔しがっている区民の方々に代わって保坂区長にお聞きします。まずは、子どもたちに謝罪すべきではないでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

〔保坂区長登壇〕

○保坂区長　田中議員にお答えをいたします。

歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール表彰式の際の私の態度について御質問でございました。

歯と口の健康に関する図画・ポスターのコンクールでは、展示会場で実際に全ての作品を見て、どの作品にも一人一人の思いや工夫が感じられまして、大変すばらしいものばかりでありました。お祝いの挨拶に当たっては、御協力いただいた関係団体に感謝を申し上げる際に、確かに原稿は手にしていましたが、率直な感想を自らの言葉で述べさせていただきました。

区長賞の表彰の際には、表彰状を渡しながら一緒に写真撮影に応じるなど、私も喜びをともにしたと思っており、その他の受賞時の表彰状の手渡しの際も、可能な限り子どもたちの表情や、また、スライドに移される作品を注視しておりました。私にとっても印象に残る子どもたちの可能性を感じた場でありました。

また、子ども代表の発言のときに聞いている姿勢はいかがなものかという御指摘を受けました。大変申し訳なく思っております。発言をされている子どもさんや会場の皆様におわびをいたします。今後、子どもたちと向き合う場において、一層注意するよう真摯に受け止めたいと思います。

○加賀谷危機管理部長　私からは、避難所開設、運営に関しまして順次御答弁させていただきます。

初めに、区ホームページに各指定避難所の情報のアップについてでございます。

各避難所では、原則としましてペット同行避難を可能としております。一方で、施設の事情等により、ペットの滞在場所が定まっていない避難所や、調整、検討が進んでいない避難所があることも認識をしてございます。これらの課題につきましては、関係所管と鋭意連携しながら引き続き対応を進めてまいります。

また、各避難所のレイアウトや運営方法につきましては、それぞれの避難所ごとに作成

しているマニュアルで定められております。これらのマニュアルは、震災時には運営委員会、水害時には区職員が避難所の開設、運営を行うための運営要領となってございます。災害時には現場の状況に応じた柔軟な対応が求められるほか、運営上の混乱を招くおそれもあることなどから、現時点におきましては区ホームページでの公表は予定はしてございません。

なお、災害発生時には、各避難所での御案内等掲示を徹底いたしまして、防災ポータル等で避難所の開設、混雑情報について、区民への提供に努めてまいります。

次に、避難所運営につきましての区職員の認識の徹底でございます。

避難所運営につきましては、補助犬の受入れやペットの同行避難への対応をはじめ、様々な状況に応じた対応が求められます。このため区では、獣医師等の専門家による研修会の実施や避難所運営訓練の充実に加えまして、避難所運営ゲーム、ＨＵＧなどを活用しました実践的な訓練を通じて、知識の習得及び対応力の向上を図ってございます。今後は、研修や訓練の内容についてさらなる充実を図り、より実効性の高い避難所運営体制の構築に努めてまいります。

今後も災害時に多様な避難者を円滑に受け入れ、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所運営を実現できるための関係機関と連携した取組に努めてまいります。

最後に、民間会社と連携しました避難所の開設についてでございます。

避難所の開設、運営につきましては、町会・自治会等で構成されます避難所運営組織を中心に、避難者と協力して行うこととしており、平時から訓練等を実施しながら、円滑な開設、運営に向けた取組を進めていただいております。また、お話しのとおり、近年は民間事業者が避難所運営を担う事例があることは認識をしており、七月の熊本地震で設置された避難所において、震災後の対応が長期化する中で、発災から約一か月後に運営を民間団体へ委託した事例がございます。

区では、地域住民による自主的な避難所運営を基本とし、ボランティア等による支援も含めた運営を進めてまいります。民間事業者の活用につきましては、地域主体の避難所運営との役割分担や連携の在り方などを整理する必要があることから、現時点では、他自治体の取組事例や運営状況につきまして検証を進めてまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、ペット同行避難のうち、保健所関連の二点についてお答えを申し上げます。

まず、被災動物ボランティアの現状でございます。

被災動物ボランティアには、避難所等における動物の世話の支援や場所の管理などを行う災害時活動ボランティア、動物の受入れ状況等に関する情報提供を行う情報管理ボランティア、動物を一時保護する施設の提供を行う施設提供ボランティアの三種類があり、総計で百八十二名の方が現在登録をされております。毎年、獣医師等の外部の専門家と区職員による研修会を行い、ボランティアの方にペット防災に関する最新の情報を提供しております。

昨年度の研修会においては、座学に加えてディスカッションを行い、ボランティア間の連携を深める仕組みの必要性などの御意見もいただきました。災害時に安心して御活躍いただけるよう、活動内容や区民への周知について努めてまいります。

次に、飼い主に対して事前に同行避難を想定した啓発をという御提案でございます。

区では、災害発生時には原則在宅避難を推奨しておりますが、御自宅が安全でなく、ペットの預け先がないなどの場合には、ペット同行避難をしていただくように周知しています。保健所では、危機管理対策部門や東京都獣医師会世田谷支部とともに、令和七年に区民向けのペットのための防災対策を作成し、ケージ等に慣れさせることのほか、在宅避難を含む災害時に向けた準備について啓発をしています。

区では、ペット防災に関して、これまでにホームページのほか、Ｘでの配信、ポスターを区施設や列車内に掲出したほか、各種イベントにおける啓発にも取り組んできました。また、ペット防災手帳を作成中であるなど、引き続き区民の方々への啓発を進めてまいります。

私からは以上です。

○山戸保健福祉政策部長　私からは、民生委員制度に関して順次御答弁いたします。

最初に、欠員地区についてです。

民生委員児童委員の欠員は全国的な課題であり、令和七年十二月の一斉改選では、全国の充足率が九一・七％東京都は八四・八％であり、世田谷区では八九・六％となるなど、担い手不足は深刻な状況となっております。欠員が生じた地区には周辺を担当する民生委員に複数地区を担っていただくなどの対応をしているのが実情です。複数の地区を担当していただく民生委員には、地区の数分の活動費を支給しているところです。また、令和八年度からは、議員にも御紹介いただきましたが東京都全体で活動費を増額し、活動環境の充実を図る予定です。

区では、一斉改選後も欠員地区に新たな委員が就任するなど、充足率が本年七月現在は九二％に向上したところです。今後とも、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに努め、地域福祉の担い手として活動を継続できるよう取り組んでまいります。

次に、活動費が増えたことについてです。

区としては、活動費の増額は、委員の活動を支援する一定の効果が期待されるものの、それだけで担い手の確保が大きく進むものとは考えておりません。民生委員児童委員の成り手不足の要因は、活動内容の多様化や負担感の増大、地域における候補者の確保の難しさなど、様々な要因が複合的に関係しているものと認識しております。

このため区では、活動費の増額に加え、委員の活動負担の軽減、制度や活動内容の周知、推薦方法の工夫など、現行制度の中で可能な担い手確保策を総合的に進めてまいります。

最後に、別の形で報酬が出せるよう工夫をすべきではないかについてです。

民生委員児童委員制度は、地域住民の自主的な社会奉仕の精神を基礎とする制度であり、委員の中には、活動費や報酬よりも地域のために活動することに意義を感じながら取り組んでいる方も少なくありません。そのため担い手確保に当たっては、報酬や手当の増額のみをもって解決できるものではなく、民生委員児童委員が本来の活動に取り組める環境を整えていくことが重要であると認識しております。

今年度より、東京都では活動費を一万円から三万円に引き上げるとともに、活動費の使途を確認できる記録を残すよう改めて趣旨の徹底を求める通知が発出されました。一方で、区独自に手当を創設した場合には、民生委員児童委員に新たな事務負担が生じる可能性もありますので、今年度の活動費増額による影響をまずは注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○三十一番　田中優子議員　避難所ですけれども、地域住民による自主的な運営というのは、世田谷区独自なんですね。もう無理ですと言っている、悲鳴が上がっているところがあるんです。民間事業者の活用、そういうところこそ急ぐべきです。うまくいっているところはやっていただければいいかもしれません。

それで、全体の状況が分からないので、まずは各避難所運営組織にニーズ調査を実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○加賀谷危機管理部長　再質問にお答えいたします。

避難所運営につきましては、お話のとおり、避難所運営組織、地域の町会・自治会を中心に行ってございます。総合支所、まちづくりセンター拠点隊を中心に各訓練、それから具体的な運営を行ってございますので、そういったお声があるということは個別には聞いておりますけれども、改めてアンケートを行うかどうかということを含めて、様々意見は把握していきたいと思っております。

○三十一番　田中優子議員　本当に安全安心できる避難所のために、ぜひアンケートは実施していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上で田中優子議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、三番神尾りさ議員。

〔三番神尾りさ議員登壇〕（拍手）

○三番　神尾りさ議員　世田谷区は、一九三二年に世田谷、駒沢、玉川、松沢の二町二村が合併して生まれ、千歳、砧の二村が加わって現在の形になり、東京で最も多くの人が暮らす住宅都市へと発展しました。来年には区制九十五周年、そして、その五年後には百周年という大きな節目を迎えます。

昨年の国勢調査によると、当区の人口は九十五万人を超え、東京二十三区で一位、全国の都市で十三位の規模であり、香川県など十県の人口を上回っています。一方で、人口密度は一平方キロメートル当たり一万六千人強であり、全国平均の約五十倍に達しています。

全国には、この間、独自の人口定住政策を展開し、成果を上げている自治体があります。例えば、母になるなら流山市のキャッチコピーで、ファミリー層の転入を増やした千葉県流山市、企画総務委員会の視察でも伺った手厚い子育て支援で人口増と税収増の好循環を実現した兵庫県明石市、また、ＩＴ企業のサテライトオフィスやクリエイターの移住、定住につなげている徳島県神山町などが挙げられます。

当区の人口は現在増加傾向にありますが、区制百周年を迎える二〇三二年頃には、区債残高が基金残高を上回る転換期となり、投資的経費が制限される課題に直面する見通しです。今後は、区のブランド力や交通利便性、良好な住環境等の強みを生かし、選ばれる自治体であり続けるための政策形成が求められます。区制百年の先のビジョンを見据え、持続可能な財政基盤の確立と連動した人口、都市の一体的な政策の推進を求めますが、見解

を伺います。

毎年実施している区民意識調査では、定住意向の理由として、住み慣れているや、交通や買物など生活に便利という点に続き、自然や町並みなど生活環境がよいという点が上位に入ります。区では、これまで世田谷みどり 33 として区制百周年のみどり率三三％達成を目標に掲げてきましたが、この間、実質二五％前後で推移してきました。今般の計画改定では、みどり率、区民満足度ともに三三％という目標について、今後は年度を定めずに継承する方向性が示されました。

みどり率は上空から見た緑の量を測る指数で、客観的な数値として重要であるものの、定住意向の理由につながる区民の実感とは乖離があるように感じます。例えば壁面緑化は、町なかを歩く人の目線に合い、魅力的な空間を演出しますが、みどり率的には空から見た薄い僅かな緑としてしか数値化されません。

一方で、暮らしの中で身近な緑の存在は、みどり 33 のもう一つの目標である区民満足度に影響をもたらすものであると考えます。今回の計画改定においても、このような観点をより大切に捉え、生活者目線に立ち、区民の日常に響くよう、満足度向上に資する取組を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、当区の大きな魅力の一つは、ゆとりある町並みや低層住宅地など良好な住環境にあります。それらは用途地域や建ぺい率、地区計画を始めとする長年の都市計画の取組によって形成、維持されてきたものです。しかし、こうした魅力は、みどり率のように分かりやすい指標では可視化されておらず、その価値が区民と十分に共有されているとは言えません。

区には、土地利用現況調査をはじめとする様々なデータが蓄積されていますが、これらを活用し、低層住宅地の広がりや敷地規模の特徴など、世田谷らしい住環境の特色を見える化し、区民との共有や魅力発信に活用すべきと考えます。どう取り組むのか伺います。

他方で、区民の日常の移動に使われるのが区内四十一か所の駅であり、その前に広がるのが駅前空間です。駅前空間は単なる通過点ではなく、地域の顔や交通ハブ、交流の拠点として、町の魅力を左右する重要な役割を担っています。近年、全国では、駅前空間を自動車中心から人中心へと転換し、多様な活動が生まれる場づくりが進められています。当区では、三軒茶屋駅周辺でまちづくりの基本計画、三茶のミライに基づき、多様な主体による人中心のまちづくりが進められています。

一方で、区内には、三軒茶屋のような広域生活文化拠点以外にも、区民の日常を支える

駅が数多く存在します。身近な駅周辺で、人中心のまちづくりを進めることこそ、新たなつながりを生み出し、地域を自分事として捉えることや、コミュニティー形成にも資する重要な取組であると考えます。区は、今後どのように身近な駅周辺のまちづくりを推進していくのか伺います。

最後に、当区における人口政策の核心は、結婚・子育て期に区外へ流出する世帯をいかに定住につなげるかにあると考えます。昨年度の住民基本台帳を見ると、二十代、三十代の転出者数は約三万三千人で、ほかの年代と比較しても突出しています。当区では、住宅取得費や住居費の負担などを背景に子育て期に近隣の郊外都市へ転出するケースが目立つ一方で、子育てや教育に高い関心を持つ層が多いという特性もあります。定住者を増やすには、質の高い保育・教育政策による質的付加価値を高め、当区で子どもを育て続けたいという人を増やす必要があります。

そのためには、保育園、幼稚園、小学校等が連携し、子どもの発達に伴う遊びや体験から学びへの円滑な接続など、個に応じた切れ目ない仕組みづくりが欠かせません。

そこで三点伺います。

一点目に、子どもを主体とした理念の継承についてです。この間、区では、子どもの権利条例や保育の質ガイドラインなどを通して、子どもを権利の主体として尊重する文化の形成を目指してきました。子どもを中心とした保育を実践する区が、就学期の教育においても大切にすべき理念とはどのようなものであり、それをどう小学校教育へと継承していくのか伺います。

二点目に、架け橋プログラムの実施についてです。区では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、架け橋プログラムの策定に向けて検討を進めています。モデル実施からも明らかなように、このプログラムには、子どもの日常の姿や興味関心を捉え、学びや挑戦につなぐためのサポート体制が必要です。現場の保育者や教員が子どもをじっくりと観察し、考えを共有できる機会の確保とともに、各取組に専門家やアドバイザーが伴走支援する体制を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

三点目に、プレクラス制度の導入推進についてです。昨年度より、港区の全区立小学校では、一年生を対象としたプレクラス制度が導入されました。これは、入学後の一か月間を仮の学級で運営し、担任を固定せず、複数の教員で児童の実態を多角的に観察、理解する取組です。この期間を経て学級編制を行うことで、学級運営の安定化や教員の力量に応じた配置、児童が相談しやすい体制づくりなど、多くの成果が確認されています。

また、入学直後の子どものありのままを丁寧に把握しようとする姿勢は、就学前と就学後のスムーズな接続という観点からも非常に有効であると考えます。当区においても、このようなプレクラス制度を導入、推進すべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○田中政策経営部長　私からは、区制百年とその先の政策について御答弁いたします。

区の財政は、歳入の根幹となる特別区民税が賃金上昇を背景として増加傾向にあるものの、歳出は物価や人件費の上昇により、全体的に増大しており、今後、公共施設の老朽化への対応に多額の予算が必要になることから、財政運営は厳しさが増していくと見込んでいます。安定的な財政運営を行っていくためには、一定の人口規模と担税力に基づく税収の確保が不可欠であり、お話にあった一部自治体において、移住定住を機とした取組を進めていることは承知しております。

区としても、持続可能な町の実現という視点から、人口構造の変化を見据えた区政運営がより一層重要になるものと認識しています。世田谷区は、都心への優れたアクセス、緑豊かな住環境、多様な地域コミュニティーなど、地区地域それぞれ特徴を有しております。こうした資源を強みとして最大限に生かしながら、選ばれる自治体であり続けるため、区民生活の質と、町の魅力の向上に資する施策展開を図っていく必要があると考えます。

区制百周年を迎える二〇三二年は、現基本構想策定から十九年となり、次の新たな計画のスタートと重なることが想定されます。先を見据えては、人口をめぐる環境変化を区政経営上の重要課題として位置づけ、今後の政策立案や計画策定を進める中で、人口・都市政策を一体的に捉えて検討を進めてまいります。

以上です。

○北川みどり㌫推進担当部長　私からは、みどりの基本計画の改定に関しまして御質問にお答えいたします。

区では、今般まとめた次期みどりの基本計画の改定の方向性におきまして、目標年度は定めないものの、みどり率と区民満足度から成る世田谷みどり㌫を引き続き長期目標として据えていく考え方をお示ししたところでございます。御指摘のとおり、緑の豊かさを実感する上では、上空から見た緑の量を客観的に把握するみどり率は重要な指標ではありますが、その数値には表れにくい壁面緑化などの緑も身近に魅力的な空間を演出するものとして区民の満足度向上につながる重要な役割を果たすものと認識してございます。

区では、これまでも公園整備や街路樹、生け垣助成など、区民が身近に感じられる緑の保全、創出に取り組んでまいりました。次期計画におきましても、世田谷区がより一層、区民が日々の暮らしの中で緑の豊かさを実感できる町となりますよう、取組の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○佐藤都市整備政策部長　区が保有するデータを活用した世田谷らしい住環境の特色の見える化について御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、低層住宅地を中心とした良好な住環境は、区の重要な地域資源の一つであり、その価値を区民と共有していくことは重要であると認識しております。区では、区内の土地や建物の利用状況、市街地の変化の動向を把握するため、五年ごとに土地利用現況調査を実施しており、土地利用の状況に加え、建物用途や階数、敷地規模、建物構造、延べ床面積などデータを継続的に蓄積しております。

現在、令和八年度の土地利用現況調査を実施しているところであり、次年度には調査結果を取りまとめる予定です。今後は、土地利用現況調査等により得られたデータを活用し、建物高さや敷地規模、土地利用の状況などから、世田谷らしい空間的なゆとりや住環境の特徴を分かりやすく示す手法について研究してまいります。

あわせて、その変化や特徴を区民が身近に確認できるよう、情報の整理、発信に取り組み、地域の価値の共有につなげてまいります。

以上でございます。

○三浦谷世田谷総合支所長　私からは、三軒茶屋駅周辺等の広域生活文化拠点以外の身近な駅周辺におけるまちづくりの推進について御答弁いたします。

議員お考えのとおり、区民の方々が地域への愛着を高めるためには、地域への当事者意識を育むことが重要であり、区民や事業者などによる自主的な活動により、身近にまちづくりに参加できる機会が継続的にあることが望ましいと考えます。

三軒茶屋駅周辺では、三茶のミライに基づき、公共空間を活用した官民連携によるにぎわいづくり等の取組を中心に、商店街や企業、大学など多様な主体の参加と協働により、議員お話しの人中心のまちづくりが進められております。

三軒茶屋に限らず、身近な駅周辺を含めた様々な地域においても、多様な主体による自主的なまちづくりが展開されるよう、区では支援の充実を図っており、今年度より区街づくり条例に基づく専門家派遣制度において、区民や事業者等による自主的なまちづくり活

動であるエリアマネジメントを新たな支援対象とするなど、仕組みを整えております。

今後は、地区の相談窓口であるまちづくりセンターとも連携しながら、町の機運を捉え、様々な支援の制度や仕組みを活用し、区民や事業者等による自主的なまちづくりを後押しすることにより、様々な地域で人中心のまちづくりの推進を図り、区民の地域への愛着向上につなげてまいります。

以上でございます。

○松本子ども・若者部長　私からは、就学前後の接続期にある子どもの教育において大切にすべき理念や、小学校教育への継承について御答弁いたします。

乳幼児期は、周囲の大人との愛着関係を土台として、人格形成や情緒の安定、社会性や他者との関係性を築く力などが育まれる重要な時期であると考えております。各保育者は、子ども一人一人の気持ちや願いを丁寧に受け止め、遊びや生活を通して心身の健やかな成長発達を支えることが大切です。こうした関わりの中で、子どもたちは安心して興味や関心を広げ、多様な体験を通して自ら学び育っていくものと考えております。

保育の質ガイドラインでは、子どもの権利を具体化し、子どもたちが安心して過ごせる環境を整え、主体的な遊びや活動を通して、自ら考える力や他者と関わる力を育む養護と教育の一体的な実践を大切にしております。

こうした乳幼児期の保育は、就学期の学びや育ちの土台となるものであり、就学期に円滑に引き継いでいくことが大変重要であると考えております。今後も、教育・保育施設と小学校が共に相互理解を深め、就学後の実践につなげられるよう連携を強化し、子どもたちの育ちを切れ目なく支えてまいります。

以上です。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、せたがや架け橋プログラムについて考え合える機会の確保と、学び舎の取組に専門家やアドバイザーによる伴走支援をする体制について御答弁をいたします。

架け橋期の教育、保育を充実させるためには、幼保小の先生方が互いに子どもをじっくり見合い、子どもの姿や興味、関心、そこから生まれてくる遊びや学びについて語り合い、共通理解を深めることが大切であると考えています。令和六・七年度に実施したモデル研究では、幼児教育における環境構成を小学校教育にも生かす授業づくりなど、専門家の助言を受けながら取組を進めており、こうした伴走支援が今後も重要であると認識しています。令和八・九年度は、八幡山保育園と芦花小学校及び給田幼稚園と給田小学校にお

いて、専門家の伴走支援の下、架け橋期のカリキュラムに関するモデル研究を推進してまいります。

また、他の園、校においても、説明動画の配信や実践事例の共有などを通じて、現場が取り組みやすい環境を整えるとともに、関係所管とも連携し、それぞれの地域や施設の実情に応じて丁寧に取組を進めてまいります。

以上です。

○山田学校教育部長　私からは、プレクラスの実施につきまして御答弁いたします。

区では、プレクラスを令和六年度に区立小学校一校で先行導入し、効果を検証してまいりました。プレクラスを実施した学校からは、学年の教員全体が全児童に関わることで、児童理解が進むことや、チームでの学年運営ができることが安定した学年・学級運営につながっていると伺っております。また、先行導入の知見や指導上の工夫、児童や保護者への説明例など検証結果が蓄積されております。

これらの検証結果を基に、令和八年度は、区内小学校で先行導入校に加えて八校を実施、令和九年度に向けてさらに五校を実施する予定でございます。今後も、プレクラスなどの学級支援を通じて、子どもたちが安心できる学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○三番　神尾りさ議員　各領域から御答弁をいただきました。区役所の日々の仕事では、目先の課題にとらわれがちですけれども、本来は区のことを一番よく知り、一番考えているはずの職員が、何の豊かさを求めるのかですとか、どういう自治体でありたいかなど、区のビジョンについて議論をし、言語化する必要があると考えます。

企業の事業戦略では、自社の現状を整理分析するＳＷＯＴ分析というフレームワークがあります。ＳＷＯＴのＳは内部の強みのことで、例えば当区では人口規模などが当たります。Ｗは内部の弱みのことで、財政課題などの障壁、Ｏは外部環境からもたらされる機会のことで、民間活力など追い風となる要素、そして、Ｔは外部環境の脅威で、例えばふるさと納税などのリスクが挙げられます。

このようなフレームワークを使いまして、まずは庁内で議論をし、人口政策と都市政策を一体的に捉えた方向性というのを見いだしていく必要があると考えますが、時間軸も含めどのように進めていくのか伺います。

○田中政策経営部長　再質問に御答弁いたします。

お話しのＳＷＯＴ分析は、区の現状と将来を多面的に整理する上で有効な視点の一つで

あると考えています。区の特徴である強みや課題、社会経済環境の変化による機会や脅威を職員一人一人が共有し、区の将来像について議論を深めていくことは、今後の政策展開を検討する上でも重要であると認識しています。

区の最上位計画である基本計画を実効性のある生きた計画とするためには、区議会をはじめ、外部有識者等による審議会での議論、区民参加による民意の反映はもとより、今後の区政を担う職員自身が主体的に参画することは不可欠です。幅広い職員参加の下、区の将来像を議論することで、事務事業の目的や意義などを改めて認識する機会にもなり得ると考えています。

まずは、来年度に予定している計画の中間見直しに向け、今年度より庁内横断的な検討部会を始動し、議論を深めてまいります。

私からは以上です。

○**三番　神尾りさ議員**　自らの区のことを自ら考える職員を育成するためにも、ぜひ取組を進めてください。

以上で終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で神尾りさ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前十一時八分休憩

――――――――――――――――――――

午前十一時二十分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

四十一番原田竜馬議員。

〔四十一番原田竜馬議員登壇〕（拍手）

○**四十一番　原田竜馬議員**　それでは、通告に基づき質問を始めます。

現在我々が解決すべき地域が抱える課題は複雑化、多様化しています。こうした行政だけでは解決が難しい課題に対し、革新的な技術や新たな発想で挑むスタートアップの役割への期待が高まっています。国もスタートアップの育成を成長戦略の柱に位置づけており、本年七月に閣議決定された日本成長戦略では、地域課題の解決に資するスタートアップの社会実装を後押しするため、自治体による公共調達の活用が明記をされました。

一方で、スタートアップは優れた製品やサービスを持ちながらも、受注の実績や信用が

乏しいために、起業から成長への次の一歩が大きく、成長の壁に直面しがちです。行政がその顧客となる公共調達は、販路の開拓と信用の付与を同時に実現できる有効な支援策ではないでしょうか。

区は、ホームワークビレッジを中心に、起業や創業といった入り口の支援を手厚く行っておりますが、区内で誕生した事業者がさらなる事業規模の拡大を目指す成長段階への支援については、十分と言えないのではないでしょうか。

国は、本年、総務省と経済産業省が連名で、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四による契約、いわゆる四号随意契約を用いたスタートアップからの積極的な調達を自治体に求める通知を発出しています。社会課題の解決に資するスタートアップの製品やサービスを迅速に社会に普及させるための公共調達による需要創出は、課題解決と地域の新たな産業の芽を育てることができる有効な手段だと考え、当区としても新たな挑戦を後押ししていく必要性があるのではないかと考えます。

公共による調達実績は事業者の社会的な信用ともなり、資金調達にもつながりやすくなることも考え、他自治体や公共機関から選択される足がかりにもなり得ます。

そこで、まずは区が主体となった公共調達によるスタートアップ支援について、当区では実証実験提案制度を設けておりますが、先述した四号随契も踏まえて、区が主体となった公共調達によるスタートアップ支援を促進すべきと考えますが、区としての見解をお伺いします。また、国は優れた調達事例を他の自治体へ横展開する方針を示していますが、区内スタートアップが公共調達を通じ広く選ばれ、成長と社会実装につなげていけるようどのように後押ししていくのか、見解をお伺いいたします。

そして、スタートアップ支援の観点から、ホームワークビレッジにおける大企業の関わりについて、区民生活常任委員会でも視察を行いました群馬県の官民共創スペースのＮＥＴＳＵＧＥＮでは大企業も会員として参画し、新たなビジネスの創出、地域課題の解決に向けて運営が行われていました。そこでは、コーディネーターによるスタートアップと大企業のマッチングなども行われているということですが、ホームワークビレッジにおける大企業の関わりは限定的です。

そこで、当区としても大企業に会員として参画してもらうなど、区内スタートアップが大企業と出会い、ビジネスにも、地域課題の解決にもつながる施設としていくべきではないでしょうか、区としての見解をお伺いいたします。

次に、長期休業期間中における学校給食室の活用についてです。

学校給食は、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもに栄養ある食事を保障するセーフティーネットです。しかし、夏休みをはじめとする長期休業に入ると、その機能は止まります。給食が一日のうちで最も安定した食事である子どもにとって、長期休業は食の空白となりかねず、夏休み明けに体重を減らす子どもがいることも指摘されています。子どもの貧困が顕在化しやすいこの時期にこそ、食の支援が求められます。

こうした問題意識の下、こども家庭庁は本年度、放課後児童クラブにおける昼食提供への支援を大幅に拡充し、一施設当たり最大四百二十六万円を補助することとしています。

文部科学省の事例集でも、学校の調理場で昼食を調理する方式が衛生管理基準の遵守を前提に示されております。愛知県のみよし市では、夏季休業期間中の昼食の確保のために、公共施設で昼食の提供を行い、茨城県の境町では、給食施設で調理をした昼食を長期休業中に全ての児童クラブで提供するなど、長期休業中の昼食提供、給食室の活用が進んでいます。

当区においても、長期休業中も開所する新ＢＯＰ学童クラブがあります。子どもたちは、お弁当デリバリーが可能ですが、長期休業中、給食室は稼働せず、食事を作る設備も人も校内にありながら活用されていないのが現状です。そして、学童を利用していない子、できない子どもたちにとっては、昼食の問題は放置されているままです。

そこで、長期休業中の子どもの昼食の実態把握について、区はこれまで子どもの生活実態調査を行ってまいりましたが、長期休業中に子どもがどのような昼食を取っているのか、取れていないのか、その実態は十分に把握されていません。まずは、この実態を把握する必要があるのではないでしょうか、区の考えをお伺いします。

また、長期休業中の給食室の稼働について、国の財源や他自治体の先行事例も参考に、まずはモデル校を設置してでも、長期休業中に給食室を稼働させ、困窮家庭の子どもを含む子どもたちへ食事提供を実施すべきではないでしょうか。給食室の調理業務は民間委託であり、パートの調理従事者は長期休業中に無給となります。長期休業中の稼働は、こうした調理従事者の雇用と収入の安定にもつながります。こうした子どもの食の機会の確保と雇用の安定の両面からも、区の見解をお伺いいたします。

最後に、物価高における区民の生活実態の把握と、区独自の所得制限の在り方についてです。

長引く物価高は、区民の暮らしに重くのしかかっています。食料品や光熱費、日用品の値上がりが続き、区民からは生活が大変苦しい、そういった声が数多く寄せられていま

す。とりわけ、当区のような都市部では、住居費や教育費といった生活コストがもともと高く、そこに物価高が重なることで家計の負担は一層深刻になっています。こうした負担は、いわゆる低所得層だけの問題ではありません。

所得の基準を見れば支援の対象とならないものの、都市部の高い生活コストと物価高のはざまで、実質的な余裕を失っている中間層の世帯も少なくありません。名目上の所得は基準を超えていても、実際の暮らし向きは厳しい、こうした世帯が支援の網からこぼれ落ちているのではないでしょうか。

区は、これまで、子どもの貧困対策として子どもの生活実態調査を実施してきましたが、物価高が家計に与える影響、とりわけ貧困線付近にありながらも、実質的に圧迫をされた中間層を含めた区民全体の家計や支出構造を捉える調査は行われておりません。実態を把握しないまま、全国一律の基準や前例を踏襲した所得制限を用い続ければ、本来支援を届けるべき層に支援が届かないという制度のミスマッチも生じかねません。

そこで、まずは区民の生活実態の把握について、長引く物価高の下で、区民の生活困窮の状況、暮らしの実態、そして都市部特有の生活コストについてなど、区として実態を捉える調査を行う必要があるのではないでしょうか、区の見解をお伺いいたします。

そして、区独自の所得制限の在り方について、区が各種支援で用いている所得制限のラインは、都市部、世田谷の生活実態に照らして、果たして妥当と言えるのでしょうか。港区では、住居費や教育費といった支出構造までを含めて、区民の家計の実態を独自に調査し、支援の在り方や所得制限を見直そうとする動きが始まっております。当区においても、こうした先行事例を参考に、生活に合わせた区独自の所得制限の在り方を検討する必要があるのではないでしょうか、区の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○田中政策経営部長　私からは三点、まず、スタートアップ支援についてです。

区では、官民連携提案窓口、せたがやＣｏ―Ｌａｂを設置し、スタートアップを含む区内外の民間企業等とともに、区政課題の解決や区民サービスの向上につながる連携に取り組んでいます。昨年度実施した家庭部門の脱炭素行動を促す実証実験では、東京都主催の行政課題解決ピッチイベントに区が参加し、御指摘のいわゆる四号随契の手法が活用され、スタートアップとの連携が実現した事例もあります。

今後も、企業の社会貢献としての連携だけでなく、新しい技術やノウハウを生かして、区民サービスの向上につなげられるよう、国や東京都、他自治体の動向を注視し、スター

トアップを含めた官民連携の推進に取り組んでまいります。

次に、物価高騰と区民生活について御答弁いたします。

長引く物価高騰に加え、住宅価格や家賃の上昇など、区民生活を取り巻く生活コストは増加しており、その影響を的確に把握していくことが重要であると認識しています。区では、これまでも区民意識調査や相談窓口に寄せられる声に加え、子どもの生活実態調査などを実施し、区民生活の状況把握に努めてまいりました。

また、お話の港区においては、物価高騰下における生活実態や生活コストを把握し、施策の検討につなげるための調査研究を行うことが公表され、都市部としての生活実態の把握についての重要性が高まっているものと考えております。

このため、区民生活の実情や物価高騰、住宅費上昇等の影響をより的確かつきめ細かく把握する方策について、子どもの生活実態調査で得られた知見や既存調査、各分野で蓄積しているデータの活用のほか、国や他自治体での調査にも注視しつつ、多角的な視点から検討してまいります。

次に、所得制限ラインについてです。

区の各種施策における所得制限については、事業の目的や対象者、財源などを踏まえ、国や都の制度との整合性も考慮しながら設定しています。区においては、就学援助制度で、生活保護基準を参考としながら、区が定める所得基準に基づき対象者を認定しております。加えて、放課後等デイサービスの利用料についても、所得区分に応じた利用者負担に対し区独自に負担軽減策を実施しています。

区民の生活実態を把握する上では、所得だけではなく、資産の保有状況や世帯構成、住宅費なども影響することから、所得基準のみをもって一律に判断することは非常に難しいものと捉えています。

先ほど申し上げた区民生活の実態把握の状況や、港区での調査結果も踏まえながら、現在国において、所得や資産などの負担能力も踏まえた支援の仕組みとして検討が進められている給付付き税額控除に関する議論や東京都における各種施策なども注視してまいります。

私からは以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、スタートアップ支援について二点御答弁いたします。

まず、区内スタートアップが公共調達を通じて選ばれ成長していけるよう、どのように成長を後押ししていくかについてでございます。

スタートアップにとっては、技術やサービス開発だけでなく、試行的な導入や販路開拓を通じて実績を積み重ね事業成長につなげることが重要です。国のＪスタートアップや東京都のファーストカスタマー・アライアンスなど、スタートアップの新たな技術やサービスの導入を後押しする取組も進められていることから、区といたしましても、こうした制度や先進自治体の取組について把握に努めているところです。

今後も、区としましてスタートアップを含む区内事業者の事業成長を後押しするため、地域連携型ハンズオン支援事業などにより販路開拓や新たな事業機会の創出を支援してまいります。また、事業者向けメールマガジンなどを通じ、国や東京都の支援制度等の情報提供を行うことで、区内事業者の製品やサービスが公共調達につながる機会を得られるよう取組を進めてまいります。

次に、ホームワークビレッジにおける大企業の関わりについてです。

区では、本年三月に世田谷未来共創ピッチとして、区内事業者やスタートアップによるピッチイベントを行い、審査員として鉄道事業者や大企業の参加も得て、事業者間の交流や連携の機会の創出に取り組んでまいりました。スタートアップや創業間もない事業者にとって、大企業との接点づくりやネットワーク形成は重要であり、区としても、こうした交流機会の創出は有効であると認識しております。

ホームワークビレッジにおいても事業者間の交流を促進しておりますが、大企業の参画は、入居事業者にとって事業連携や販路開拓につながるとともに、大企業にとっても新たな技術やサービスとの接点を得る機会となることから、双方にメリットのある取組と認識しております。

今後は、ホームワークビレッジ運営事業者のネットワークも活用しながら、大企業の参加を促し、交流会やピッチイベント等を通じて事業連携や販路開拓、新たなビジネス創出につながる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○松本子ども・若者部長　私からは、長期休業中の子どもの昼食の実態把握について御答弁いたします。

平成三十年度及び令和五年度に実施した子どもの生活実態調査において、家庭の食事での栄養の偏りや、ほぼ毎日三食食べられていない子どもの割合は、困窮層ほど高いことが明らかになりました。また、無料学習支援等の現場を通じて、給食のない長期休業中の子どもの食の懸念があることを把握しております。

こども家庭庁から出された夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用についての通知も踏まえ、今年の夏休みは、子どもの食や居場所等に関する施策をまとめたチラシによるプッシュ型情報発信や、無料学習支援での食材や軽食の提供を強化いたしました。教育と福祉の連携により、生活困難を抱える子どもを早期に把握し支援につなげていくために、長期休業中の食の支援についても検討し、取組を充実してまいります。

以上です。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、長期休業期間中における学校給食施設の活用について御答弁いたします。

区立小中学校において、登校機会がなくなる長期休業期間中は、子どもの居場所が不足することに加え、給食の提供がなくなることから、子どもの食事機会や栄養バランスの確保についても課題であると認識しており、食をめぐる子どもの状況には大きな格差があることは見逃せません。

一方、長期休業期間中は、調理従事者の雇用等のお話もございましたが、稼働を止めまして、学校給食施設内の清掃や設備の点検、納品等を行う期間に充てておりまして、その期間を確保する必要がございます。

また、昼食の提供に当たりましては、その対象者の範囲と食数、提供日数、提供場所などの実施方法や実施主体について十分な精査が必要です。加えて事業内容に応じた栄養士や調理員の確保、衛生管理の徹底やアレルギー事故等への対応、事故等の緊急時における学校及び関係事業部署や事業者等との責任、管理体制の整理など、慎重に検討すべき課題がございます。

今後、子どもの居場所の提供と食支援の充実を図る観点から、関係所管と連携して、他自治体の先行事例を調査研究するなど、課題の整理を進めまして、長期休業期間における学校給食施設の活用の可能性について検討してまいります。

以上です。

○四十一番　原田竜馬議員　るる御答弁、ありがとうございます。再質問を一点お願いいたします。

休業期間中の昼食の実態については、子どもの実態調査、また、定量的ではなく定性的に把握に努められているというところでございますが、御存じのとおり、夏休み、長期休業後というのは、子どもたちの状態は大変不安定な状況になっていることは、多くの方が御存じのことと思います。

夏休み中に昼食を食べられたのかどうなのか、また、いつもより家族と長い時間一緒にいることがどうだったのか、また、夏休みは子どもにとって大きな成長につながる時間でもあり、変化がある時間にもなります。定量的な実態調査を今のところ行う予定がないということでありますが、休業期間後だからこそ、この昼食の有無、ちゃんと取れたのかどうかといったことを含め、小さな変化や悩み、困り事、また期間中に困ったことなど、子どもたちが相談であったり、吐露できるような環境、また、そういった問いかけみたいなものを、投げかけみたいなものを教育委員会としても行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○山田学校教育部長　再質問にお答えいたします。

長期休業明けの子どもたちの悩みなどに寄り添うといった取組はないのかにつきまして御答弁いたします。長期休業期間明けにおきまして、児童生徒の状況把握をすることは特に重要であると認識してございます。各学校におきましては、長期休業前後の生活指導や夏季休業中の個人面談、教育相談等を通じまして、児童生徒の小さな変化やＳＯＳのサインを見逃さないよう努めてございます。

また、教育委員会では、児童生徒一人一人に配布している学習用端末を活用しました子どもＳＯＳ相談フォームを運用しまして、児童生徒が不安や悩みを抱えた際に、いつでも直接相談できる体制を整えているとともに、相談内容に応じて関係機関と連携しながら必要な支援につなげております。

教育委員会といたしましては、こうした取組のほか、学校内外の相談窓口の周知や、児童生徒が不安や悩みを気軽に吐露できるような環境づくりに取り組むことで、児童生徒のささいな変化を丁寧に把握するとともに、必要に応じて児童相談所や民生委員、福祉担当課等と構成する該当地域の要保護児童対策地域協議会と共有し、誰一人取り残さない支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

○四十一番　原田竜馬議員　子どもの貧困、また、物価高対策、区独自の所得制限などお伺いさせていただきましたが、今、本当に一部の方がお困り、特定の困難を抱えた方が困っている社会ではなく、より多くの方がお困り事、生活が苦しいというような社会状況になってきました。格差を是正するのではなく、どう格差を生まないのか、弱者を救済するのではなく、どう弱者を生み出さない世田谷区をつくっていくのか、そうした観点からも、区の施策、様々取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で原田竜馬議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

という声が、災害関連死遺族から上がっています。区内には多くの訪問看護ステーションがあります。災害関連死など全ての命を埋もれさせないという観点からも、世田谷区も協定を結び、いざというときにしっかり連携できる体制をつくる必要があると感じます。

さらに、区内には、多くの潜在看護師の方々がおられます。資格を持った方の三人に一人が潜在看護師ではないかとも言われています。東京都では二〇二五年十二月から、潜在看護師等登録制度をスタートさせています。都内在住で、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持ち、看護現場から離れている方を対象とした制度であり、災害時に住んでいる地域等で医療支援に協力してもらうことを目的としています。

世田谷区がこの東京都の制度で連携しているようには見えません。都がどこまで情報を提供するのか把握しているのでしょうか。出遅れている世田谷区でも、潜在看護師の皆さんとの体制をしっかりと構築をする努力をしてもらいたいというふうに思います。例えばその潜在看護師等の皆様と、世田谷区の看護師資格を持った保健師職員との連絡会などを立ち上げ、災害時に活動してもらう体制づくりを構築してもらいたいと思いますが、区の考え方をお伺いいたします。

公契約の在り方について質問をいたします。

公契約条例については毎年質問させていただいておりますが、九月一日に最低賃金の引上げが、東京都では時給千二百二十六円から千二百八十円と五十四円引き上げられることが公示をされました。こういった状況を踏まえ、公契約審議会の意見を重視して、業務委託契約における労働報酬下限額の引上げを行っていくことが重要です。

そして、実効性の担保が大事であると主張させていただいているとおり、支払われているかどうかを確認していく作業も精度を上げていく必要があります。特に公共工事の現場においては、国土交通省が公共工事の設計労務単価に建設キャリアアップシステムに応じたレベル別の年収データを公表したことなども現場で掲示し、周知徹底を行い、適切な賃金が支払われているかどうかを把握していただきたいと思いますが、区の考え方はいかがでしょうか、お伺いいたします。

契約の工期についても申し上げます。昨今では猛暑日の増加による負担感が増しています。国は猛暑日には外に出るなと言っていますが、天候や全体の工期を考えれば休むこともできず、週休二日の導入はとてもでないが実現できそうにないという現場の声が上がっています。区は、猛暑日を考慮した働き方改革に見合った工期の設定を行うべきと考えますが、区の考え方をお伺いいたします。

スライド条項についてお伺いいたします。

世田谷区の公共工事など工事請負契約についてはスライド条項が設定されており、現在も工事中の本庁舎でも大成建設とのやり取りにおいてスライド条項の内容や金額が特別委員会に報告されていました。その内容に関して、区内事業者からは様々な不満も聞かれます。支給額が実態と乖離しているのではないか、材料費が認められにくいなど見直しが必要と考えます。

さらに、世田谷区の業務委託契約に関しては、スライド条項自体がありません。複数年契約であれば、賃金も変わり、労務費が大きく変化します。世田谷区はそれぞれの事業者と話合いなどを行っていると思いますが、ルールがない中での労務費請求交渉は事業者側の大きな負担となります。業務委託契約のスライド条項を導入することを求めますが、区に取り組む意思があるのかお伺いをいたします。

入札制度改革についても伺います。昨日も提案がありましたが、地域貢献、社会貢献活動の評価点の拡充が必要と考えます。例えば千代田区では、区内の商工会議所や区内の商店街に加盟しているなどが評価点になる独自の方式があります。地域団体に所属し、地域活動を行っていることを評価の対象としているのです。世田谷区も地域貢献、社会貢献などを独自の評価点として導入し、区内事業者の地域活動をもっと評価した内容の方式へと変更していく必要があると考えます。区の考え方をお伺いいたします。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。

世田谷区内の空き家数は五万戸を超え、空き家率は九・六％となっています。今後も高齢化の進行や老朽化に伴い、相続などを契機とした空き家のさらなる増大が懸念されます。

区は、これまで空き家所有者への個別郵送や広報紙「区のおしらせ」、世田谷線の駅ポスター掲示、ガイドブック「せたがや家の終活」の発行など早期の終活を含めた周知啓発に取り組んでこられました。また、民間と連携した相談窓口、せたがや空き家活用ナビでは、開設から約五年間で四百件の相談実績を積み重ねてこられた点は評価をいたします。

しかしながら、第二次世田谷区空家等対策計画に掲載されたアンケート調査を見ますと、せたがや空き家活用ナビの存在を知っていると答えた所有者は僅か一一％にとどまっており、区全体の潜在的な所有者に情報が十分届いているとは言い難い状況です。幾ら相談体制を整えても、悩みを抱える所有者やその家族に認知されていなければ、早期相談、早期利活用という政策効果を十分に発揮することはできません。

そこでまず、認知度向上に向けた明確な目標数値の設定について伺います。同アンケートにおいて、区内空き家所有者のうち、世田谷区内に在住している割合が四一・一％を占めています。区外在外者への情報発信も重要ですが、まずは足元である区内在住の所有者へ確実に周知をするため、具体的かつ現実的な数値目標を掲げ、広報施策を推進すべきと考えます。

次に、早期段階での相談を促すために、周知、情報発信手法の強化について、現在行われているポスター掲示についても、区内を通るほかの複数の路線の主要駅に掲示範囲を広げることが必要です。

さらに重要なのが、対象者に合わせた効果的な働きかけです。アンケート調査では、空き家所有者の年齢層は五十代以上が八八・六％、とりわけ六十代、七十代がそれぞれ二七・八％と高齢者層が大きな割合を占めており、空き家となったきっかけとして介護施設の入所や入院が挙げられています。こうした状況を踏まえれば、従来の広報紙や駅ポスターだけではなくて、区内の高齢施設へのポスター掲示やパンフレット設置、さらには終活、相続と連動した空き家相談セミナーを積極的に開催するなど、高齢者やその家族に目につく場所に直接的な周知展開を図るべきです。

これらの広報戦略に加え、現状を変えるためには、地方税法上の減免制度を関係機関に働きかけることや、活用ナビを通じたマッチング成立時の改修費用に補助制度をつくるなど、より踏み込んだ政策が必要と私は考えます。今後の区の政策に具体的な策があるのか、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○加賀谷危機管理部長　防災につきまして、二点御答弁いたします。

まず、災害時に公園が担う役割についてでございます。

公園は、平時は憩いの場であるとともに、発災時には一時集合所や広域避難場所のほか、防災倉庫や防火水槽、マンホールトイレや常設トイレ、そして給水ステーションなど防災機能としての活用により、応急活動の拠点となるものと認識しております。また、かまどベンチなどを活用しました地域住民の共助活動を支えることや、状況により災害廃棄物の仮置場としての活用も想定されるなど、時間の経過に応じまして様々な役割を担うこととなります。

区では、これまでも公園の防災機能については、看板やホームページ等で周知をしておりますが、御指摘の災害時の公園使用タイムラインを周知することは、住民の共助のきっ

かけにも大きくつながるものと考えております。公園の規模や機能により災害時タイムラインで期待される役割が異なることも踏まえる必要があることから、関係所管も含めまして、様々な機会を捉え、区としての情報発信に努めてまいります。

次に、災害時の協定についてでございます。

区では、大規模災害発生時における支援に関する協定、約四百団体の民間事業者や関係団体などと締結しており、災害時に協定が有効に機能するよう、協定内容や連携体制の点検、見直しを年一回実施をしております。また、世田谷区災害対策強化プランにおきまして、災害対応力広域連携体制の強化を重点テーマの一つに掲げており、主な取組として、災害時対応の課題に応じました協定の拡大を進めることとしております。

さらなる災害時における協力協定の締結や協力事業者との連携は、災害対応や復旧復興を進める上で必要不可欠なものと考えており、御提案の訪問看護ステーションとの協定や潜在看護師登録制度の活用など、様々な団体との協力体制の構築につきまして、関係所管とも協議を進めてまいります。

以上です。

○青木施設営繕担当部長　私からは、二点御答弁いたします。

まず、猛暑日を考慮するなど働き方改革に見合った契約工期の設定についてです。

区では、営繕工事における労働環境の改善を図るため、週休二日促進工事の導入に加え、夏の猛暑を考慮した適切な工期設定に努めております。猛暑への対応につきましては、環境省が公表する暑さ指数ＷＢＧＴ値を基に算出した猛暑による作業不能日数を加味して、工事工期を設定しております。なお、工事中の作業不能日数が、工事発注時に提示した日数から著しく乖離した場合には、受注者との協議の上、工期変更を行うこととしております。

引き続き、技術者不足など、建設業界を取り巻く厳しい環境の中、適正な工期の確保とともに、工事発注時期の平準化や工事書類の電子化なども進め、公共工事における働き方改革の推進に取り組んでまいります。

次に、公共工事のスライド条項において見直しが必要ではないかという様々な声に対してでございます。

区では、これまで工事契約後に資機材や賃金が大きく変動した場合、スライド条項等の適用により適宜契約変更の手続を行っております。スライド条項における資材・労務単価等につきましては、原則として区が用いる標準積算単価を採用しておりますが、実勢価格

との乖離が大きくならないよう、必要に応じて見積単価を採用しております。

また、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況を踏まえ、本年八月よりナフサを由来とする建設資材について、追加で必要となる経費は、通常の設計変更により取り扱うことといたしました。引き続き、急激な資材高騰に柔軟に対応するため工事受注者の負担軽減を図りながら、制度の適正な運用に努めてまいります。

私からは以上です。

○**田村財務部長**　私からは、公契約の在り方について三点御答弁いたします。

まず、建設キャリアアップシステムの能力評価に見合った賃金の支払いについて御答弁いたします。

建設キャリアアップシステムにおける能力評価につきましては、技能者が保有する資格や就業履歴などを客観的に評価し、処遇改善や担い手確保につなげることを目的としております。区では、建設工事総合評価方式において、建設キャリアアップシステムの活用を加点評価の対象とし、この取組の推進を図っているところです。

区において、個々の技能者の賃金への反映状況を確認する仕組みはございませんが、能力評価に応じた適正な処遇や賃金水準の向上が図れることは、建設業の担い手確保や技能者の定着などを図る上で重要であると認識しております。今後も国の動向などを注視しながら、建設キャリアアップシステムの普及、定着を推進し、技能者の能力や経験が適正に評価される環境づくりに取り組んでまいります。

次に、総合評価方式入札について御答弁いたします。

区の建設工事総合評価方式においては、地域貢献評価点としまして、災害時協力協定の締結や区内本店事業者であること、地域経済振興への取組を評価項目として位置づけております。一方で、地域を支える事業者が日頃から行っている様々な地域貢献活動についても、必ずしも十分に評価に反映されていないとの御意見をいただいております。

区といたしましても、このような取組を適切に評価していくことは、地域との連携強化や防災力の向上の観点からも重要であると認識しております。今後は、区が実施する防災訓練や防災イベントへの参加などの平時からの地域貢献活動についても評価に適切に反映できるよう、どのような地域活動に事業者が参加しているか、実情を把握し整理しながら、客観性及び公平性を確保した評価制度の構築に向けて検討を進めてまいります。

最後に、業務委託契約に関しても、スライド条項をできる限り早く導入することを求め

るが、区の見解を伺うとの御質問に御答弁いたします。

委託契約におけるスライド条項につきましては、主に複数年契約において、労務費や物価の上昇に対応するため、契約金額の見直しを行う仕組みであり、近年、複数の自治体において導入が進められております。一方で、区では、令和六年度より国の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を踏まえ、受注者との協議の場を設け、労務費上昇などの実態について丁寧なヒアリングを行った上で、必要に応じて契約金額の見直しを行うなど、適切な価格転嫁に取り組んでおります。

委託契約は、業務内容や人件費の割合、物価上昇の影響などが契約ごとに異なることから、区では、業種を限定することなく全ての複数年契約を対象に、受注者負担割合を設けず、個々の契約の実績を踏まえながら、きめ細やかに対応しているところです。他自治体においてはスライド額の算出方法を定めて運用している事例もあることから、それらの取組についても比較検証を行いながら、区におけるより適切な価格転嫁の在り方について、引き続き検討してまいります。

私からは以上です。

○山梨防災街づくり担当部長　私からは、空き家対策について二点御答弁いたします。

初めに、政策の周知についてです。

区では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切に管理されていない空き家の敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があることや、相談窓口、せたがや空き家活用ナビについて、「区のおしらせ」や世田谷線のポスターを活用するほか、空き家所有者へ個別に郵送するなど周知啓発を行ってまいりました。

他方、空き家となる前の所有者に対しては、ガイドブック「せたがや家の終活」を発行し、自分事として捉えて課題を整理できるよう、別冊「本格終活シート」と併せて配布しております。また、区主催の講演会を開催するほか、民間の主催によるセミナーや相談会への後援などを行っており、今後はこのようなお住まいの地域に近いところで周知啓発する場を増やし、空き家活用ナビの周知率向上に努めてまいります。

次に、より踏み込んだ具体策についてです。

区は、これまで民間主体との連携を推進し、空き家所有者等の決断を後押ししていけるよう、相談体制を整えてまいりました。相談窓口、せたがや空き家活用ナビでは、令和三年十一月の開設から約五年間で約四百件の相談を受けております。

今後は、高齢化に伴う相続を契機とした空き家の発生が見込まれることに加え、建物の老朽化が進むと、技術面や費用面などから利活用が困難となるため、空き家対策と住宅ストックの有効活用の観点から、より早い段階から相談していただけるような取組が必要であると考えております。そのため、様々な得意分野を持つ民間主体との連携を模索し、幅広い層にアプローチできる手法を検討してまいります。

以上でございます。

○七番　藤井まな議員　それぞれ答弁ありがとうございました。災害対策や公契約においては細かい内容の答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

建設キャリアアップシステムに関しては、現場に掲示をしていただいて、もっと理解を広める努力をしていただきたいと思います。

また、空き家に関してはもっと細かい対策をしてほしいなと思っています。例えば提案させていただいた高齢者施設に掲示物を貼るであるとか、あとは、できるか分かりませんけれども、先ほど提案した空き家活用ナビでマッチング成立した案件に、例えばその補助制度を行うなど、そういった細かい踏み込んだ対策を行っていただきたいと思いますけれども、そこら辺についてもう一回御答弁をしていただきたいと思います。お願いします。

○山梨防災街づくり担当部長　再質問についてお答えいたします。

広報につきましては、「区のおしらせ」とか、世田谷線のポスターの周知を継続して行うほか、今年七月一日に開設しました区の終活支援センターとの連携による周知方法を検討してまいりたいと考えております。また、チラシやウェブ検索、紹介、相談会、ＡＩチャットなどの流入経路を記録しまして、効果の高い周知方法を研究してまいります。

また、具体策につきましては、先ほど民間主体との連携というふうに御答弁させていただきましたが、具体的には、空き家等に関するデータ分析、ＡＩ支援を行っている企業や空き家等に関する周知啓発活動を行っている団体との連携を考えております。具体的な内容としまして、せたがや空き家活用ナビにＡＩチャットの追加を可能とすることや、空き家発生の将来予測による地域ごとの施策等を検討する予定です。

空き家問題は区民の安全安心に直結する重要な課題であると認識しております。今後も実効性のある対策を着実に進め、快適で住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○七番　藤井まな議員　細かな政策で取り組んでいらっしゃるのは十分承知しておりま

す。より幅広い広報を改めて求めさせていただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○石川ナオミ議長　以上で藤井まな議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

続いて、時代の変化に伴う環境整備について伺います。

私自身、八歳と三歳の子どもを育てていますが、私が保育士資格を取得した十年前、子育てが始まった八年前と比較して、明らかに男性の子育てがイクメン、偉い、一方、肩身が狭い状態から日常の一こま、当たり前、もはやそういうタイプしかパートナーシップを組めない時代に突入しているように感じています。子ども向けの空間に男性が当たり前に存在するようになり、おむつ替えシートが女性用トイレにしかないという事象は、もはや東京では過去のものとなっていますが、新たな課題も生じています。

例えば授乳室について、いまだに子ども向けスペースの一角に薄手のカーテン一枚で仕切られた空間しかないケースが散見されます。かつての女性と乳幼児しか存在しない空間において必要なのは目隠し程度でしたが、現在、男性も当たり前に存在する空間へ変貌を遂げ、その変化を社会全体としても歓迎をしています。区役所も既に積極的な姿勢を見せており、二〇二五年には児童館八館に設置型授乳室のベビペコ・ミニを導入し、二〇二五年末には商業施設、駅等でも見かける設置型ベビーケアルーム、ママロをホームワークビレッジに導入しており、大変この点は心強く感じています。

一方、通常、乳幼児連れの利用が想定される施設にも、いまだにカーテン方式が多く残っています。せたがやｉＭａｐが公開をしている授乳スペース情報と授乳室、おむつ替えスペースの口コミアプリ、ママパパマップの情報を基にすると、幾つかの児童館、図書館、また、二か所の子育てステーション、半数以上のおでかけひろばでは、カーテン式が採用されているようです。カーテンだと子どもが入ってしまう等、故意、過失問わず一瞬で開けられるリスクや、シルエットが透けたり授乳する音も筒抜けになるストレスにさらされます。一義的には利用者が安心して使えるように、そして、男性も子ども向けスペースに当たり前に存在ができるように、鍵付個室等の安心して利用できる授乳スペースの整備や運用の見直しをお願いできないでしょうか、伺います。

関連して、更衣室について。この夏、子どもたちと区立を含め各地のプールに訪れましたが、いずれも七歳以降は本人の体の性の更衣室を利用するようにルール化がされていました。二〇一〇年代までの十歳未満、小学校四年生まで含め異性の更衣室に連れて行く運用は現代の価値観に合いませんが、旧ジャニーズ事務所の性加害問題以降、同性による性被害についても公に語られるようになってきた現在、七歳、八歳を一人で更衣室に送り出すことは、単に着替えてロッカーを閉められるかだけではない不安も存在します。

六歳までならいいか考えると、プール用タオルで自主的に対処することができなくもな

いですが、異性に囲まれる子ども自身の羞恥心や、特に女性用更衣室に男児を連れてきた際に周囲への配慮がない場合の嫌悪感といった課題もあります。大人ならルールに従うべきかもしれませんが、周りの子どもからすると、自分の性の更衣室を使っていただけで、異性の同級生、下級生と鉢合わせたというケースもあるそうです。

翻って、民間施設には既にみんなの更衣室、誰でも更衣室といった多目的更衣室の利用案内がありました。家族で利用ができれば不安を抱くことも、ほかの利用者とトラブルになることもありません。陸上運動と異なり、濡れたまま帰ることが難しいプールについては、少し距離が離れたとしても家族で利用ができる更衣室を用意、案内することで、全ての人が快適に利用することができないでしょうか。

続いて、デジタル化について。今回産休を取得されている若林議員から、昨年、予防接種の予診票のオンライン化について言及がありましたが、国の方針に合わせて、二〇二八年、令和十年度以降導入するという回答でした。

一方で、乳幼児健診の問診票のオンライン化についても、全国共通の情報連携基盤、パブリック・メディカル・ハブを利用して提出できるように、今年七月までで十自治体の実証実験の最中ですが、他自治体の実証実験の課題を参考に、乳幼児健診の問診票について世田谷区も早期にオンライン化を進められないでしょうか。また、問診票、予診票ともにオンライン化をすると、マイナポータルで提出、結果の閲覧が可能となる予定ですが、都度ログインが必要で機能も最低限に限られます。

翻って、今年三月に厚労省から各自治体へ、電子版母子健康手帳ガイドラインが示されました。母子手帳アプリでもＰＭＨとＡＰＩ連携することで問診票の入力、提出、閲覧が標準化される予定で、妊娠時からの情報一元化やスケジュール機能、アラート、家族間での共有のしやすさ等まで考えると、マイナポータルによる単なるオンライン化で止まらず、母子手帳アプリ導入によるデジタル最適化まで進めるべきです。

世田谷区は、これまで子育て応援アプリ、区公式ＬＩＮＥの子育て情報と、時代に合わせてアップデートを繰り返してきましたが、ＰＭＨによる問診票、予診票のオンライン提出、記録のデジタル化を加味すると、今後の乳幼児向けのデジタルプラットフォームには電子版母子健康手帳、母子手帳アプリを導入することが妥当ではないでしょうか。

続いて、保護者の時間的負担軽減について。

東京都都民安全対策本部がまとめる区市町村における交通安全対策事業の現況によると、二〇二五年度にＰＴＡが交通安全対策事業を実施したのは、世田谷、目黒、練馬、立

川市のみだそうです。自転車運転免許の発行等を含めても、墨田、文京、渋谷、板橋、国立市であり、大半の自治体は区及び市と警察署を中心に各種交通安全対策事業を実施しています。

既に昨年度末で区立小学校ＰＴＡが解散宣言をした事例もありますが、世田谷区も他区の方式に倣い、ＰＴＡに一律に委託はせず、区と警察署、また民間事業者等と交通安全教室、自転車教室を開催するよう、原則を切り替える時期に来ているのではないでしょうか。

また、直接世田谷区とＰＴＡが委託関係になっていない区の委託事業についてもＰＴＡが実働を担ってはいないでしょうか。各警察署単位で交通安全母の会という組織が存在をし、この組織にも区役所として交通安全事業を委託していますが、区内四警察署のうち一か所のみ突出してＰＴＡの校外委員の活動、役割として、交通安全母の会が明記をされ、ある学校の資料によると輪番制の活動もあるそうです。

全国交通安全母の会連合会という全国組織は、民主党政権に仕分けられ、二〇一一年、十五年前に解散をし、地域単位で存続、名称変更、解散と様々ですが、今となってはなぜ母の会なのか、母だけなのか、説明することも難しくなっています。任意団体同士の話合いの上の決定に異論を挟む余地はありませんが、もし区役所からの事業委託先の実働が別団体からの割り当て、人員ノルマで成り立っている状況であれば、区の事業委託の在り方から見直しが必要ではないでしょうか。

続いて、金銭的負担軽減について。今年三月の予算委員会で、上川議員から中学校の標準服とともに、体育着、上履きの市販品の使用について言及がありましたが、区教委からは、体育着や上履きについても市販品の使用も可能であることを丁寧に説明するよう学校を指導しますとのことでした。

実際に、小学校の新一年生説明会資料を見ると、上履きや標準靴があるのが一校、推奨品がある学校も少なく、おおむね自由に選ぶことができ、入学前から使っていたものや、西松屋、メルカリ等で廉価に購入した市販品も利用ができます。一方で、体育着については、学校指定はない、参考、市販のもので構わないと明記している学校は三分の一強にとどまります。既に連合運動会も廃止をされ、学校ごとにスポーツウエアを統一する必要性は存在せず、自由化されれば入学前から使っていたものもサイズが合う限り使い続けられ、成長期の子どもに残り一年だからと我慢させることもなくなります。

体育着をはじめ、学用品を統一管理する規定はできる限り設けず、既に家にあるもの

や、卒業後も捨てずに使えるものを使える方向に改めて徹底をしてください。回答をお願いします。

最後に、英検等の検定料補助について。既に二十三区の過半数以上の十三区が、中学生中心に所得制限を設けず一人一回以上の英検等の検定料を補助しています。品川区では小五から、北区では漢検、数検も対象とするなど、自治体ごとに対象学年、回数、検定、個人、団体の受験方式は様々ですが、中二、中三が英検を一度受けられることは共通しています。

世田谷区は、以前から海外派遣、国内留学、また、今年からＡＩ英会話、オンライン国際交流を実施したり、区として予算をかけて英語力の向上を目指していますが、これまでも様々な政策を実施してきたからこそ、政策を評価し、さらなる英語力向上へブラッシュアップするためにも、資格試験で定量的に検証することは重要です。学びへの支援と政策の検証、評価の両面から、まずは中学生へ実用英語技能検定、英検への検定料補助が実施できないでしょうか。

以上壇上から質問を終えます。（拍手）

○松本子ども・若者部長　私からは、授乳室に関し二点御答弁いたします。

初めに、児童館における授乳室の見直しについてです。

児童館の授乳スペースにつきましては、全二十五館で設置しており、そのうち十七館が扉つきの授乳ブース、または授乳室となっており、残りの八館は児童館の床面積や施設の構造上の理由から、扉つきの授乳スペースを設置することが難しく、カーテンやパーティション等で仕切るタイプとなっております。児童館において乳幼児室等に男性が乳幼児連れで来館されることが一般的になっている状況に鑑みても、必要とする誰もが安心して利用できるよう、授乳スペースの環境整備が必要であると考えております。

特に内側から止められないカーテンで授乳室を仕切っている四館につきましては、プライバシー性を高める適切なものに変更するなど、各館の状況に合わせた工夫を検討してまいります。

次に、おでかけひろばにおける授乳室の見直しについてです。

おでかけひろばにおける授乳スペースにつきましては、授乳中の保護者のプライバシーの配慮と父親を含む全ての保護者が気兼ねなく利用できる環境づくりが重要な課題であると認識しております。一方で、施設環境や面積の制約から、全ての施設において個室の授乳室を確保することは難しく、パーティション等の活用により、授乳時のプライバシーに

配慮するとともに、レイアウトの工夫や空きスペースの活用も行いながら、父親がひろば利用のしづらさを感じることがないよう努めております。

区としましては、おでかけひろばの父親の利用を歓迎しており、運営団体への情報共有や働きかけを行い、利用環境の向上に努めてまいります。

以上です。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、図書館における授乳室等について御答弁申し上げます。

現在、一部の図書館では専用授乳室を設置するとともに、図書館に併設された児童館や区民センターに授乳室がある場合には、優先してそちらを御案内しております。また、対面朗読室等の館内施設を授乳室に転用したり、ポットでお湯を提供するなど、可能な範囲で利用者の要望に寄り添いながら運用を図っているところです。今後は、館内における授乳室の案内や、周知の充実を図るとともに、併設する児童館等の休館時も含めて、授乳を必要とする方に、いつでも安心して来館いただけるよう、館内施設のより柔軟な活用や利用環境の向上に努めるなど、図書館としても一層の配慮を徹底してまいります。

以上です。

○渡邉スポーツ推進部長　私からは、プール利用の際に、家族で利用できる更衣室の御案内等について御答弁申し上げます。

区のスポーツ施設では、令和四年施行の世田谷区公衆浴場法施行条例の改正に伴いまして、異性の更衣室を利用できるお子様を小学校三年生以下から一年生以下に変更してございます。加えて、異性の更衣室を利用できる未就学児のお子様などであっても、親子で個室での更衣を希望される場合には、利用制限のない誰でも更衣室等の御案内をしているほか、空きスペースを活用して更衣室として提供し、対応しているところでございます。

こうした多目的更衣室の御案内につきましては、希望する方が快適に利用できるよう、受付、更衣室前の掲示や、ホームページによる周知を工夫するとともに、小さいお子様のいらっしゃる利用者の声を踏まえながら、よりよい利用環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、母子手帳アプリについて二点お答え申し上げます。

国は、令和七年度より十か所のモデル自治体において、ＰＭＨ、パブリック・メディカル・ハブと連携した乳幼児健診のデジタル化の実証実験を実施しています。乳幼児健診は、集団方式と個別方式の二種がございますが、個別健診は個々の医療機関がＰＭＨと連

携する必要があるため、十分な検証に至っておりません。一方、集団健診については、モデル自治体より紙と電子の問診票が混在することによる業務の煩雑性や、誤記載の問題等が指摘されています。

現時点で、区のシステムはＰＭＨと連携しておりませんが、国は実証実験の結果を踏まえて、デジタル化の標準化モデル及びマニュアルの整備を行うとしています。区は、国のマニュアルを受けて、ＰＭＨとの連携を図るための母子保健システムの改修等を行い、問診票や結果を電子で提出、共有できる環境を整えてまいります。

また、当区でも、一か月・六か月児、九か月児健診等は個別健診で実施していることから、医療機関のＰＭＨ連携については、地区医師会とも丁寧に協議し、個々の医療機関の負担と意向を伺いながら検討してまいります。

御指摘の母子手帳アプリ、電子アプリの導入につきましては、予防接種や健診の情報発信等、区民の利便性の向上に資することから、乳幼児健診のデジタル化と併せて検討してまいります。

私からは以上です。

○**中西生活文化政策部長**　男性を家事、育児の中核、主力へとアップデートする取組についてお答えいたします。

長時間労働により、特に男性の仕事と家庭生活の両立が困難な状況の中、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会構造の解消に向け、継続した取組が重要であると認識しております。男女共同参画センターらぷらすにおける研修、講座や、タウンミーティング等により、区民のジェンダー平等意識の啓発を図るほか、事業者には、男女共同参画先進事業者表彰やリーフレット等を通じて、それぞれの働き方やワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の整備を働きかけていきます。

また、らぷらすで実施する男性向け講座では、働く男性のニーズを捉え、育児等への支援につながる企画や支援内容を含め、効果的な講座を検討していきます。

以上でございます。

○**畝目土木部長**　私からは、交通安全教室に関しての御答弁です。

区立小学校における交通安全教室は、これまで区が世田谷区立小学校ＰＴＡ連合協議会に委託をし、各校ＰＴＡと学校が連携して実施をしてまいりましたが、ＰＴＡの負担軽減を図る観点から見直しを行いまして、令和六年度からは各学校が警察署と連携して実施する方式へ移行をしてございます。現在、ＰＴＡの交通安全教室への関わり方に関しまして

は、各校からの実施報告を通じまして様々であると認識してございますが、ＰＴＡの役割が過度な負担となっていないかなど、その実態を把握してまいります。

また、交通安全母の会は、地域における交通安全活動を担う自主的な団体で、地域の子どもや高齢者に向けた交通安全教室の実施や、春と秋の全国交通安全運動期間での啓発活動など、多大な御尽力をいただいてございます。議員より御指摘がございました委託している交通安全教室事業における実施の状況につきまして把握してまいります。

以上でございます。

○山田学校教育部長　私からは、保護者負担の軽減と学びの支援につきまして順次御答弁いたします。

小学校の体操着や持ち物につきましては、学校ごとに指定としている場合や、推奨としている場合など、運用に違いがあることを認識してございます。こうした運用は、児童の安全面や機能面、学校生活における指導上の必要性を踏まえ、各学校が判断してございます。一方で、保護者の経済的負担の軽減や児童の実情、多様なニーズに応じた選択肢を確保する観点から、時代の変化に応じた見直しも求められるものと認識してございます。

教育委員会といたしましては、体操着や持ち物につきまして、保護者負担の軽減や多様性に配慮した柔軟な運用と、推奨品が指定品と誤解されないための適切な周知が図られるよう、各小学校に働きかけてまいります。

次に、英検等への受験料補助についてです。

検定の受験料補助につきましては、他自治体において受験機会の確保や学習意欲の向上を目的として実施している事例があることは承知しております。検定受検料の公費負担につきましては、対象範囲や実施方法により相応の財政負担を伴うことから、区としてどのように学びを支援していくべきかという観点から、検討すべき課題であると考えております。

本区では、日常の授業改善や外国語教育、各種教育活動の充実を通して、児童生徒の学力の向上に取り組んでいるところであり、現時点で新たな補助制度を導入する予定はございませんが、他自治体の取組状況や実施成果などを調査し、まずは英検における受験料補助の制度設計について検討してまいります。

以上でございます。

○六番　そのべせいや議員　世田谷区、現在また待機児童全国ワーストワンとなっていますが、かつてもワーストワンでした。当時の話ではなく、この十年間を線として考える

と、十年前、千家庭以上が保育園に入れず、基本的には区が不本意な母親を退職させ、フリーランス、パート、専業主婦に転向させた背景があって、先ほど長期休業中の昼食の話も原田議員からありましたが、夏休みもまだ母親がいる家庭が一定数あったり、ＰＴＡ活動もどうにか成り立ってきたのではないでしょうか。

二〇二〇年入園世代以降、区役所が原因で退職をした世代も減ります。結婚しようがしまいが、子どもがいようがいまいが、一生働き続けることを前提とした社会へ、そして全体を通してあらゆる手法で母親に努力を求めない制度で見直しを図ってください。待機児童対策はまた別途取り上げます。

以上です。

○**石川ナオミ議長**　以上でそのべせいや議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

――――――――――――――――――――

午後一時十五分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

三十九番坂口賢一議員。

〔三十九番坂口賢一議員登壇〕（拍手）

○**三十九番　坂口賢一議員**　清掃事業のＤＸ化についてです。

世田谷区では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出量や資源化率、処理経費などについて、既に一定の見える化が進められています。一方、横浜市では、令和八年四月から公共施設から出る廃棄物の管理について、さらに一歩進んだＤＸ化に取り組んでいます。市では約千二百の施設を対象として、これまで行っていた廃棄物の排出、回収に関する情報をデジタル化し、自動計量やデータの一元管理、回収実績との連携を進めています。

その背景には、年間約四十万件に及ぶ事務処理の負担があり、施設でごみが排出され、計量、回収し、その情報が蓄積されるまでの業務そのものをデジタル化することで、職員の事務負担を減らすとともに、そのデータを施設ごとのごみの減量や資源化の取組に活用できる点にあります。例えば公共施設ごとにごみの種類や排出量、回収実績などを継続的に把握できれば、どの施設で、どの種類のごみが増えているのか直ちに分かり、排出量が

多い施設を重点的に調査し、分別方法の改善や食品廃棄物の削減など具体的な対策につなげることができます。

本区においても、既に進めている見える化を単なる実績把握にとどめず、現場の業務改善やごみ削減につなげていくことが重要だと考えます。まずは、学校、区民施設、庁舎などの異なる施設を対象に、職員の事務時間がどの程度削減されるのか、ごみの排出量や資源化率が改善するのか、また、導入費用に見合う効果が得られるのか実証を行い、現場の行動変容と行政事務の効率化につなげる取組として検討してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

ごみ収集は区民生活を支える重要な行政サービスですが、人手不足や燃料費などのコスト上昇への対応も求められています。そこで、ＧＰＳなどを収集車に導入し、走行ルート、作業時間、走行距離などのデータ化を進めてはいかがでしょうか。こうしたデータを活用することで、収集ルートの効率化や車両と人員配置の改善につなげることが可能で、実証実験に取り組んでいる自治体もあるようです。このことは、我が会派の代表質問で取り上げたエッセンシャルワーカーの人材不足対応策にもつながる取組と考えますが、区の見解をお伺いします。

次に、子どもたちの学習意欲と学ぶことの意味についてです。

ある調査によりますと、二〇一五年から二〇二五年までの十一年間で、一日当たりの学校外の学習時間は、小学校四年生から六年生、――以下小学生とします――中学生、高校生のいずれも約二〇％減少しています。また、何のために勉強しているのか分からないと答えた子どもは過去十年で小学生では二一％から四〇％へ、実に二倍に増加しており、中学生、高校生では約三〇％増加しています。何のために学ぶのか、その意味が見えにくくなっているということが、学習時間の減少の背景にあるのではないかと考えます。

一方で、興味深い変化もあります。ふだんの生活に役立つからという理由で勉強する子どもの割合については、小学生及び中学生では数％減少している一方で、高校生では四八％から五八％へ増加しています。つまり、高校生になると勉強を日常生活に役立つもの、自分の将来や社会との関わりの中で意味を持つものとして捉える傾向が強まっていることが分かります。ここに小中学校の教育を考える上でのヒントがあるのではないかと考えます。

小中学校では、国語、算数、数学、理科、社会など、基礎的な知識や技能を身につけることが重要です。しかし、子どもたちから、この勉強は何の役に立つの、なぜこれを勉強

しなければならないのかと問われたときに、単に将来必要になるから、テストに出るからと答えるだけでは、子どもたちの学ぶ意欲を十分に引き出すことは難しくなっているのではないでしょうか。

例えば理科で学ぶエネルギーや環境、人体、気象などは、電気料金、地球温暖化、健康、災害など、まさに実生活と直結しています。社会で学ぶ税金や地方自治、人口問題、産業、地域社会についても、子どもたちが暮らす町そのものが生きた教材になります。つまり教科書の中にある学びを、子どもたちが暮らしている現実の社会と結びつけていくことが、今まで以上に重要になっていると考えます。

本区では、商店街と連携したお店体験授業や、小中高校生の夏休み福祉体験、準工業地域におけるものづくりの魅力発見ツアーなど実施しておりますが、農業、商業、工業、建設業と幅広く連携し、教材として活用することで、学校で学んでいることが実際の社会でどのように使われているのかを子どもたちが実感できる授業をさらに充実させてはいかがでしょうか。

そこで、二点お伺いします。

まず一点目は、学校外の学習時間の減少や、何のために勉強しているのか分からないとの回答が増加しているデータを区は把握しているのか、また、区の学習状況をどう捉えているのか。

二点目は、ふだんの生活に役立つからという理由で勉強する子どもの割合が高校生では増加していることを鑑みて、区内産業と連携して、小中学校の授業に取り入れることのさらなる拡充について、区の見解をお伺いします。

次に、学校火災における想定外への備えについてです。

本年六月、北区立滝野川第三小学校の四階の音楽室付近で火災が発生し、児童八人、教職員三人の計十一人が負傷しました。火災によって煙が廊下に充満し、通常の避難経路が使えなくなる中、児童をひさしへ退避させ、消防隊が救出するという事態となりました。この事案から感じるのは、学校防災において想定どおりに事態が進むことを前提としてはいけないということではないでしょうか。

今回、出火元と見られたのは音楽準備室で、後の調査では、室内に電気ストーブが通電状態で残され、衣類などが確認されるなど、学校の教室や準備室が本来の用途とは異なる形で使用されていたことも明らかになっています。学校には、普通教室だけではなく、準備室、倉庫、特別教室など多様な空間があります。各学校において、教室などが実際にど

のような用途で使われ、どのような電気機器や可燃物が持ち込まれているのか、定期的に把握、点検しているのでしょうか。

特に近年は、タブレット端末、パソコン、モバイルバッテリー、充電器のような学校内で充電する機器が増えています。モバイルバッテリーなどについては、劣化や破損による充電中の発熱などが火災につながる可能性があります。小中学校における想定外の出火リスクを洗い出し、点検を行うべきと考えますが、区の見解をお伺いします。

学校では、定期的に避難訓練が実施されています。しかし、実際の火災では、必ずしも想定した場所から出火し、想定した避難経路を通って避難できるとは限りません。今回の北区の火災では、教員が斜降式救助袋の使用を試みたものの、困難と判断して別の避難方法に切り替えています。いざというとき、誰がどこからどのように使用するのかまで教職員が理解し、実際に扱える状態になっていることが重要です。

本区では、避難訓練において出火場所や避難経路を毎回固定するのではなく、いつもの階段が使えない、避難器具を使わなければならないといった想定外の状況を設定した訓練を実施しているのでしょうか。避難器具については、教職員が実際の操作方法を確認し、必要に応じて、消防署などと連携して、知っているではなく、使えることを確認する訓練を行うべきと考えます。想定外を想定するという発想に立った避難訓練と避難器具の点検について、区の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○池田清掃事業再編担当参事　私からは二点、まず、公共施設の廃棄物管理の効率化等についてでございます。

区では、庁内の環境マネジメントシステムであるＥＣＯステップせたがやを通じて、エネルギー、水道、廃棄物などの各項目で、環境配慮に資する公共施設の適正な管理、運営が行われるよう取り組むとともに、本庁舎や区民センター、小中学校などの大規模施設を対象に、廃棄物処理量や資源循環の実績などに基づく指導、助言を行っているところです。

環境負荷の低減をはじめとする区の公共施設の維持管理のさらなる効率化や事務コストの低減につきましては、ＤＸ手法の導入などの選択肢を含め、庁内関係所管とも連携し、研究、検討を進めてまいります。

次に、ごみ収集車の運行の効率化についてでございます。

現在、区の資源回収を担う世田谷リサイクル協同組合において、集積所の位置情報や収

集ルートをデータ化して把握し、効率的な運行を支援する車両運行支援システムの導入に向けた準備を進めており、区としてもこの取組を支援しているところでございます。将来的には民間事業者との連携により、この運行支援システムの課題等を把握し、収集作業員や運転手の負担の軽減を図るとともに、資源ごみ収集のさらなる効率的かつ持続可能な運営や、最適な利用につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、学校外での学習時間が減少し、学ぶ意味が分からないと回答した子どもが増加したという調査結果があるが、世田谷区の児童生徒の状況について、教育委員会の見解について御答弁をいたします。

本区の児童生徒の学習状況は、全国学力・学習状況調査において把握しており、過去五年間の経年比較から、学校外での学習時間は小中学生ともに減少、学習したことが将来役に立つとの回答は小学生が減少、中学生は横ばいの傾向であります。一方で、国語、算数、数学の勉強は好き、自分で学び方を考え工夫することができると回答した割合が、都や国と比較しても高く、また、国語、算数、数学、英語の各教科の平均正答率、スコアも都、国を上回っております。

本調査結果の分析から、本区の児童生徒は、学習したことが実社会で生かされるという実感が薄いことは課題でありますが、学習意欲や知的好奇心は高く、学力の状況も良好であると捉えております。

教育委員会としては、これらの状況を踏まえ、教育振興基本計画にあるキャリア・未来デザイン教育が目指すそれぞれが思い描く未来を実現するための資質、能力の育成を引き続き推進してまいります。

以上です。

○山田学校教育部長　私からは、学ぶ意味を実生活につなげる教育の今後につきまして御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、学習意欲を喚起するためには、実生活と関連づいた学びから問いを見いだし、自分で課題を立てる経験が大切です。各学校では、教科等の特性を踏まえ、子どもが学習と日常生活のつながりを意識できる指導の工夫をしております。例といたしまして、区立小学校では、地域の農家の方を招き、実際に使っている仕事道具を使った植物の栽培体験や、近隣の商業施設の方と地域の魅力を象徴する商品を開発し販売するなど、地域の特色を生かした体験的な学習が広がってきております。

現在、次期学習指導要領の改訂に合わせまして、学識経験者や校長などで組織する教育検討委員会において問いを見いだし、自分で課題を立てる探究について議論しており、区内の産業等を生かした体験的な学習をさらに充実させてまいります。

以上でございます。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、二点御答弁いたします。

初めに、学校における想定外のリスクの洗い出しや点検についてです。

本年六月の北区の区立小学校の火災を受け、国及び都教育庁から発出された通知に基づき、教育委員会では、幼小中学校の管理職に対し、出火場所に応じた避難経路の確認、防火扉の周辺に物が置かれていないか、

電化製品等による火災の危険がないかなど、校内の安全点検を速やかに実施するよう通知しております。

児童生徒の安全対策の徹底のためには、本来、火元となることを想定していない機器についても火災発生のリスクがあるものとして注意し、保守点検を行い、適切に管理することが重要であると考えております。このたび、使用していないストーブや電気ヒーター等も対象に危険の有無を確認したところですが、近年ではモバイルバッテリー等の発火事故も多発しておりますので、学校内での適切な点検と管理を促してまいります。

次に、想定外を想定するという発想に至った避難訓練と避難器具の点検についてです。

想定外への備えにつきましては、近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で、従来の想定の範囲を超える事態への対応力を高める観点から、極めて重要な取組であると認識しております。休み時間中の訓練や事前予告もせずに行う訓練等、各校において実践的な訓練を工夫して実施しております。また、救助袋などの避難器具につきましては、消火器具や消火栓設備、火災報知器といった消防設備とともに、専門事業者による点検を毎年行っており、事業者立会いの下、実地での避難訓練の実施可能性も検討しているところでございます。

さらに、各校が整備する学校安全対策マニュアルには、安全点検の種類や実施頻度、点検の観点等を定めております。教育委員会といたしましては、各学校での避難訓練や避難器具の点検など着実な実施を促し、子どもたちの安全確保の徹底に努めてまいります。

以上です。

○三十九番　坂口賢一議員　学ぶ意味を見いだすということで、実生活と結びつけるということで質問させていただきましたが、もう一点、想像力を育むということが学ぶ意味を

見いだすことで、とても大切だと私は思っております。また、想像力はいじめに対しても通じるものと考えておりますので、家庭教育も含めまして、想像力を育む学びにつきまして、深く取り組んでいただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上で坂口賢一議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

用してきた団体等をつなぐマッチングの仕組みを構築して、会場の情報提供に加え、予約・利用申請まで切れ目ない支援をすべきです。見解を伺います。

第三に、休館中、文化活動を停滞させず、これまで美術館を拠点としてきた区民の創作活動を美術館の外へ広げ、地域の日常の中に文化が息づく環境をつくる新たな文化の明かりをともす三年にすべきと提案します。都のスタートボックスのように、商店街や駅周辺など、日常的に区民が行き交う場所を展示、発表の場として活用するまちなかギャラリーを展開し、区民が身近な地域で文化に触れ、参加できる機会をつくることで、地域のにぎわいを広めるべきです。区長の見解をお伺いします。

次に、一刻も待てない奥沢図書館の開設について伺います。

奥沢図書館は、奥沢センタービルの耐震化問題により令和五年三月末から休館し、既に三年半が経過しています。区民が自由に本を取り、閲覧し、滞在できる図書館本来の機能は失われたままです。休館前の令和四年度では、貸出し利用者数が約九万人、貸出し冊数が約二十万冊に上っていました。これは、奥沢地域における図書館への需要が決して小さくないことを示しています。

一方、奥沢センタービルの耐震化は、平成二十八年度から着手していますが、一向に進んでいません。しかも、耐震補強や外壁等の改修工事をめぐる訴訟においては、先般、高等裁判所から和解協議を進められたと聞いています。しかし、区は耐震化ありきの考えを変えておらず、先行きが見通せません。区民を置き去りにした議論はいつまで続くのでしょうか。

図書館は、区民の知る権利や学ぶ権利を保障する基盤です。だからこそ、耐震化の問題とは別に、再開への道筋を示す必要があります。仮に耐震化ができたとしても、令和十九年には築六十五年となり、区民センターも、図書館も移転が必要な時期になります。最悪、奥沢地域に両方が存在しなくなることを危惧します。

そこで三点伺います。

第一に、再開の基本的方針についてです。教育委員会は一刻も早い開架式図書館の再開を求める区民の声に応えるため、奥沢センタービルの耐震化と切り離してこの問題の解決を図るべきです。見解を伺います。

第二に、奥沢小学校プール跡地を開設の場と定めて検討すべきです。昨年の決算委員会で指摘したように、この問題を解決する手だては、使われなくなる奥沢小学校のプール跡地に、開架式図書館を開設することにあります。そのためにも必要な面積、整備方法、費

用、工事期間、学校教育への影響など、候補地としての可能性を具体的に調査すべきです。見解を伺います。

第三に、開設時期についてです。決算委員会では検討するとの答弁でした。しかし、三年半も我慢している区民に対して理解は得られません。奥沢小学校プール跡地を活用する方針を決めれば、令和十年度の利用開始が視野に入ります。再開の時期を示すことは行政として最低限の責務ではないでしょうか。これ以上検討を繰り返すのではなく、再開に向けた具体的な道筋を示すべきです。見解を伺います。

最後に、感震ブレーカーの普及促進策について伺います。

大規模地震で何としても防がなければならないのが、地震後に発生する火災です。都心南部直下地震が冬の午後六時頃、風速八メートルの条件で発生した場合、世田谷区では五十件の出火、約一万九千三百棟の焼失が想定されています。

地震による火災の中でも特に警戒しなければならないのが通電火災です。地震によって停電した後、電力が復旧する際に、損傷した電気機器や配線に再び電気が流れることで出火します。阪神・淡路大震災や東日本大震災では、出火原因の六割以上が電気によるものでした。そのため、東京都では、震度五強の揺れを感知したときに自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及は、住宅からの出火や延焼火災を減らし、区民の命と財産、そして地域を守るための重要な対策だとの考えから、今年度感震ブレーカーの設置費支援を行う区に対して助成制度を開始しています。

東京都が助成制度を創設した今こそ、区も普及啓発にとどまらず、設置まで着実につながる施策を行うべきです。

そこで三点伺います。

第一に、感震ブレーカーの必要性についてです。世田谷区で想定される出火を一件でも減らすため、地震火災を起こさないための対策として、感震ブレーカーを地震火災対策の柱に明確に位置づけるべきです。見解を伺います。

第二に、設置費用の助成についてです。普及を図る上で、区民の経済的負担を軽減することが重要です。東京都の事業は、感震ブレーカーの購入、設置費の半額、最大三万円まで助成するものです。区は、この都のスキームを最大限に活用し、多くの区民が利用できるよう助成制度を創設すべきです。また、東京都は設置率二五％を目標とする一方、区の設置率は六％にも届いていません。何％まで普及させるのか、具体的な数値目標を定め、進捗を検証しながら取り組むべきです。あわせて見解を伺います。

第三に、購入から設置まで確実につなげる支援についてです。江戸川区は、助成だけでは設置が進まないことから、機器の選定、購入先、設置方法までを一体的に案内し、販売・設置事業者とともに連携して、希望する区民に対して、確実に設置に結びつける伴走型の支援を構築しています。また、分電盤タイプの感震ブレーカーの購入・工事費も補助対象として、最大八万円の補助をしています。こうした先行事例も参考に、実効性のある支援の仕組みを構築すべきです。見解を伺い、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○中西生活文化政策部長　私からは、世田谷美術館区民ギャラリーの代替策につきまして三点御質問を頂戴しました。順次お答えいたします。

まず、活用可能な施設を積極的に発掘せよという御質問にお答えします。

世田谷美術館の改修工事に伴いまして区民ギャラリーが長期間利用できなくなることは、利用団体の皆様に大きな御不便と御負担をおかけするものと認識しており、区としても重く受け止めてございます。これまで、中長期改修工事による美術館の休館に伴い区民ギャラリーの休止は、利用団体に御案内し、代替施設の準備を進めてきたところですが、御指摘のとおり、利用団体に対し事前の御案内が現時点では十分できていない状況です。対応を急ぐとともに、改めて利用団体のニーズ調査を実施し、必要とされる規模や設備等を把握した上で、区有施設に加え、大学その他の民間施設も含めた代替施設の情報収集と整理を進めてまいります。

次に、代替会場と利用団体をつなぐ仕組みづくりについてお答えいたします。

区民ギャラリーの利用団体が休館期間中も継続して展示、発表活動を行うためには、代替施設に関する情報を分かりやすく提供するとともに、利用団体と活動の場を円滑につなぐ仕組みは有用であると認識しています。一方、利用団体によって求める規模や設備、立地条件が異なることから、まずは、ニーズ調査を通じて実態を把握することが重要であると考えています。その上で、区有施設や民間施設も含めた情報の整理と提供の在り方、利用団体が必要な情報に円滑にアクセスできる仕組みを整理いたします。

最後に、美術館が休館する三年間を、様々な場所を活用して展示発表の場として生かしていくまちなかギャラリーについてお答えいたします。

地域の様々な場所での区民による文化活動の展開は、区民が身近な場所で文化芸術活動に接し、また、地域のにぎわいをつくる観点からも効果的な取組であると考えます。お話しのまちなかギャラリーは、民間施設等も含め、このような身近な地域での文化活動を後押しする趣旨の取組であると認識しております。

利用団体の活動の場の確保に向けては、区による代替会場の確保や、民間施設に関する情報発信等、様々な手法が考えられることも踏まえまして、まずは利用団体がどのような場や支援を求めているのか実態を把握し、その結果も踏まえながら整理してまいります。

以上でございます。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、三点について御答弁いたします。

初めに、奥沢センタービルの耐震化と切り離して、図書館の開設を目指すべきについてです。

図書館は、多様な学びや地域の交流を支える重要な拠点であると認識しておりますが、そのサービスが長期にわたり十分に提供できていない状況に対しまして地域の皆様には深くおわびを申し上げます。地区における当面の機能向上に向けましては、東急ビルや現区民センター本館での新たな仮事務所の開設に加え、現仮事務所の活用についても検討を進めるなど、少しでも充実したサービスを展開できるよう、必要な準備を進めているところです。

その上で、開架図書館につきましては、区として奥沢センタービルの耐震化工事が必要との認識には変わりございませんが、管理組合において和解協議を開始している状況や、ビルの築年数も踏まえた施設整備の必要性については十分認識しており、教育委員会といたしましても、今後、できる限り早期に開架式の図書館を開設できるよう、検討を進めていく所存でございます。

次に、奥沢小学校プール跡地に特定して早期開設を目指すべき及び開設時期を示すことは教育委員会の責務であるということについてです。

将来の開架式図書館の整備は、奥沢センタービルが令和十九年度に築六十五年を迎えることを踏まえ、現在、奥沢小学校との複合化も視野に検討を進めております。一方、奥沢小学校は現在築五十八年であり、区が改築等の目安としている築六十五年を基準といたしますと、新たな建物の完成は令和二十年度以降となる見込みです。

こうした状況を踏まえ、議員御提案の奥沢小学校プール跡地を活用した仮設図書館の整備につきましては、より早期の図書館開設の可能性を検討する上で一つの選択肢として受け止めております。今後、令和九年度改訂予定の次期公共施設等総合管理計画の検討において、御指摘の点も踏まえ、しっかりと開架図書館の方向性をお示しできるよう、区長部局と調整を進めてまいります。

以上です。

○永池危機管理監　私からは、感震ブレーカーの普及促進策について三点、順次お答えいたします。

地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーは、電気に起因する火災を防止するための有効な対策の一つであり、在宅避難の環境を確保する上でも重要なものと認識しております。これまで世田谷区においては、木造密集地域の延焼防止を目的に感震ブレーカー設置助成を行ったほか、広く区民に向けては、防災カタログギフトや事業者との連携によるあっせん販売などの方法で普及を図ってきたところであります。

東京都も今年度より設置率二五％を目標値として掲げ、区市町村に対する支援制度について、工事が必要なタイプの設置費用も補助対象とするなどの拡充を図られています。感震ブレーカーのさらなる普及促進に向け、議員御指摘の東京都の補助制度を活用した上で、購入だけでなく、設置まで支援する体制を確保できるよう制度設計してまいります。

以上です。

○三十三番　いたいひとし議員　再質問します。

区民ギャラリーについては、代替会場を確保しても、利用料が高ければ、これまで区民ギャラリーを利用してきた団体が継続して活動することは困難です。そこで、団体の規模や展示内容に応じて利用料の一部を区が助成する制度を休館期間の三年間限定で設けるなど、会場の確保だけでなく、経済的支援まで講じるべきです。見解を伺います。

奥沢図書館の再開については、今答弁がありましたように、奥沢小学校との複合化も視野に入れ、令和九年度改訂予定の次期公共施設等総合管理計画において、開架式図書館の方向性を示すとの答弁でした。令和九年度に指定されたとしても、学校の改築は最低八年かかります。そうすると、令和五年三月に閉館しておりますので、最低でも十三年以上は奥沢地域に図書館がないことになります。これ以上区民を待たせることができませんし、区民の納得も得られません。プール跡地に図書館を整備するための調査費用を来年度予算に計上し、開館の可能性を明らかにすべきです。教育長に伺います。

感震ブレーカーについては、東京都の補助スキームを活用し、補正予算を速やかに編成し、今年度中に感震ブレーカーの設置支援事業を開始すべきです。見解を求めます。

○知久教育長　私から、奥沢地区の図書館について、再質問にお答えいたします。

開架図書館を求める地域からの御要望につきましては、教育委員会として大変重く受け止めております。今後、少しでも早く将来の見通しをお示しできるよう、より具体の検討を早期に進めていく必要があると認識しております。開架図書館の検討の方向性について

は、先ほど担当部長から御答弁させていただきました。来年度には考えられる方策について、具体的な検証を進めることができるよう、必要な調査費等の予算確保に向け、適切な対応を指示してまいります。

以上です。

○中西生活文化政策部長　再質問にお答えします。

区民ギャラリーを利用されてきた団体の皆様の中には、休館期間中の活動場所の確保や、利用料負担について不安を感じている方もいらっしゃるかと認識しております。対応として、まず、区有施設の活用を急ぎ進めますが、それらの利用状況ですとか、料金面についても可能な限り配慮し、文化芸術活動の継続を支えていきます。

加えまして、民間施設利用の負担の実態については、利用団体のニーズ調査の中で活動場所の確保状況や費用負担の実態を把握いたしまして、休館期間中も利用団体の皆様の声を伺いながら対応に努めてまいります

以上でございます。

○永池危機管理監　感震ブレーカーについての再質問についてお答えします。

議員御存じのとおり、感震ブレーカーには様々な種類があり、住宅の設備に応じた選択が必要となることから、より利用しやすい実効性のある支援制度となるよう、都や関係所管と連携しながら、来年度の実施に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

○三十三番　いたいひとし議員　奥沢図書館の早期の開設を求めて、質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上でいたいひとし議員の質問は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、四番石原せいじ議員。

〔四番石原せいじ議員登壇〕（拍手）

○四番　石原せいじ議員　質問に入ります。

最近、大学を卒業して、企業に就職せずに、自分自身で起業したりする方々が私の周りにも多く見られるようになりました。働き方、自由な生き方を選ぶ方が増えた気がします。そのような方々の応援、支援は世田谷区でも取り組んでいきたいと思います。

小規模事業者や個人事業主の中でも、すばらしいスキルを持った方々が数多くいます。小規模事業者や個人事業主などの区内事業者について、仕事内容や活動、魅力を知ってもらうための情報発信や、事業者同士の交流、連携、仕事、取引機会の創出に向けて、区と

してどのような支援を行っているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

中小企業の資金繰り支援について、融資による資金調達だけでなく、融資実行後の返済期間の延長や返済猶予、借換えなど、返済負担に対してどのような支援があるのか、また、区として現在どのような対応が可能なのか、今後の支援策について伺います。

次に、区内農業者の支援、農地保全について伺います。

これまで私は、食と農業について様々な角度から質問をしてまいりました。昨年は、猛暑、酷暑の中での農業について取り上げ、農作業アシスト機能付作業着の導入や、その効果のＰＲについても質問させていただきました。今年は、相次ぐ台風の発生や豪雨災害など不安定な天候が続いており、農業を取り巻く環境はますます厳しさを増していると感じています。さらに、区民の生活全体、そして、あらゆる産業に大きな影響を及ぼした中東情勢については、農業においても、その影響は決して小さくなかったのではないでしょうか。

農業では、ビニールハウスなどの施設資材をはじめ、野菜の保存に使用するビニール袋、肥料など様々なナフサ由来の製品が使われています。こうした資材や生産コストへの影響も含め、農業者の皆さんは大きな負担を抱えているものと考えます。

そこで伺います。農業において、中東情勢等、厳しい環境の中で農業を続ける農業者に対して、区として取り組んできた営農支援などありましたらお聞かせください。

次に、農地保全について伺います。

農地を守っていくためには、農地そのものを保全することはもちろんですが、そこを実際に耕し、農業を続けていく担い手をどう支えていくのかという視点も非常に重要だと考えています。

先日、府中市の農家である澤藤園が栽培、販売するさわとまとというトマトについて知る機会がありました。さわとまとは、全国のトマトの選手権で何度も最高金賞を受賞している日本一とも言われる高糖度のフルーツトマトです。この農家は、後継者の方が農業を引き継ぎ、研究を重ねた結果、このトマトを開発されたと伺っています。若い世代が農業に新しい発想を持ち込み、農業の可能性を広げている非常に興味深い事例だと感じました。

昨今、若い世代から農業に参入する方々も少しずつ増えてきています。一方で、農業はまだまだ課題の多い産業です。収入をどう確保するのか、農地をどう守っていくのか、

日々の手間や人手不足にどう対応するのか。様々な課題がある中で、どこから手をつけていくのかということも含め、農業を続けていくことの難しさがあると思います。だからこそ、私は世田谷の農家の皆さんが農業を続けたい、農地を守りたいと思える環境をしっかりとつくっていくことが重要だと考えています。

府中市のさわとまとのように、後継者が新しい発想や研究によって、農業の可能性を切り開いている事例もあります。こうした事例も参考にしながら、世田谷区においても、若い世代や後継者が夢を持って農業に取り組める環境をつくり、世田谷の農業をこれからも守り、さらに盛り上げていきたいと考えています。

そこで伺います。世田谷区として、農地を守り、次世代の農業の担い手を育てていくために、今後どのような取組を進めていくのか、お聞かせください。

次に、トレーラーハウス等を活用した防災対策について伺います。

トレーラーハウスを普及、活用している方々と、先日お話をする機会がありました。トレーラーハウスは飲食店や美容室、宿泊施設など様々な用途で活用されているほか、先日はローソンがトレーラーハウスを活用した店舗をつくるなど、その可能性が広がっていると伺いました。また、トレーラーハウスは必要な場所へ移動させることができるという特徴があり、平時には店舗や施設として活用しながら、災害時には被災地へ移動させ、様々な用途に活用することも可能だと伺っています。世田谷区においても、下北沢にトレーラーハウスを活用した喫煙所が設置されているなど、身近なところで、その活用事例があります。

こうした移動できるというトレーラーハウスの特性を生かし、平時の活用だけでなく、災害時の避難者の生活環境の向上に役立てることも考えられるのではないでしょうか。

そこで伺います。トレーラーハウス等を災害時の支援施設として活用することについて、区としてどのように考えているのか、また、実際に活用する場合の課題も含め、今後どのように検討していくのかお聞かせください。

次に、防災上特に課題のある地域について、どのように把握しているのか伺います。近年、能登半島地震をはじめ、全国各地で大きな災害が発生しています。また、大雨による道路やトンネル内などの冠水、先日の伊勢市での火災など、様々な災害が起きています。こうした災害を見ても、実際に災害が起きたとき、消防車や救急車などが現場まで速やかに入ることができるかどうかは、被害を最小限にするために、非常に重要だと感じています。

世田谷区にも、道路が狭く、災害時に消防車などが侵入しにくい地域や、火災や建物の倒壊など、防災上、特に注意が必要な地域があると思います。

そこで伺います。世田谷区では、災害時に消防車などが進入しにくい地域や防災上の特に課題のある地域について、どのように把握しているのでしょうか。また、そうした地域について、課題を把握し解決していくためにどのような取組を行っているのでしょうか。

そして、火災については消防車が到着してから消火するだけではなく、火災が発生した直後の初期消火が非常に重要だと考えます。特に消防車が入りにくい地域では、消防隊が到着するまでの間に、地域の方々が初期消火を行うことができれば被害の拡大を防ぐことにもつながります。

区では、今年度から家庭用消火器等の購入費用を助成する事業を始めたと伺っています。こうした制度を活用して、一人でも多くの区民の方に消火器を備えていただくことはもちろんですが、実際に火災が起きたときに、消火器をどう使うのか、日頃から初期消火について知っていくことも大切だと思います。家庭用消火器の普及や消火器の使い方などを学ぶ機会を増やすこと、区として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上で壇上から質問を終わります。（拍手）

○五十嵐経済産業部長　私からは、四点につきまして順次御答弁いたします。

まず、小規模事業者などの仕事内容の情報発信や取引機会の創出についてです。

区及び産業振興公社では、区内事業者の活動や魅力を紹介する産業情報誌せたがやエコノミックスによる情報発信に加え、産業創造プラットフォーム、ＳＥＴＡＧＡＹＡ　ＰＯＲＴを通じて区内の多様な事業者や起業家等の交流、連携を促進し、新たな事業やプロジェクトの創出につながる機会を提供しています。

また、区のハンズオン支援事業では、区にゆかりのある専門家と区内事業者の連携により、新たな事業機会の創出を支援しており、専門家の伴走支援を受けた採択事業者が、別の採択事業者のＰＲ動画を制作するなど、新たな取引につながった事例も生まれております。また、区内外の見本市や展示会への出展料補助を通じ、情報発信や販路拡大、取引機会の創出も後押ししています。

区といたしましては、情報発信や交流機会の提供、取引機会や事業機会の創出等を着実に進め、世田谷区地域経済発展ビジョンが掲げる意欲や思いのある人、事業者が積極的にチャレンジできる世田谷区の実現を目指してまいります。

次に、中小企業の資金繰り支援に係る資金調達後の返済負担に対する支援についてで

す。

区では、産業振興公社と連携し、金融機関及び東京信用保証協会の協力による融資あっせん制度を運用することで、区内中小企業の事業経営に必要な資金の調達を支援しており、経済情勢や区内中小企業の景況等を考慮しつつ、極力、低利で利用者負担を最小限に抑えた利用しやすい内容とすることに努めております。

融資実行後の返済期間の延長等については、各金融機関の取扱いとなることから、区としましては、金融機関に対し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を求めてまいります。

今年八月三日からは、新たな融資あっせん制度として、中東情勢の緊迫化に伴う価格高騰等の影響により、売上高が減少している区内中小企業を支援するため、世田谷区中東情勢対応緊急資金の受付を開始しました。引き続き、経済情勢や区内中小企業の景況等を注視し、必要な支援を行ってまいります。

次に、厳しい環境の中で農業を続ける農業者に対しての営農支援についてです。

区では、区内農業の振興、区内農産物の供給促進、農地の保全、良好な都市環境を形成することを目的に、世田谷区農地関連補助事業を実施しております。補助事業の実施に当たりましては、区内農業を取り巻く状況の変化に対応するよう努めており、昨年九月に発生した豪雨災害を踏まえ、罹災された農家や農地を想定し、災害その他不可避の事情による場合を対象に、補助金増額などの緊急対応が可能となるよう補助金交付要綱を改正しました。

また、今般、中東情勢の影響について区内ＪＡにヒアリングを実施しましたところ、各資材メーカーよりナフサ由来製品の値上げ、あるいは一時受注停止等の通知が相次いでいるという状況が確認されました。区としては、これを昨年度改正した補助金交付要綱に定める災害その他不可避の事情であると認め、補助金を一部増額することとし、農家の負担軽減に向け、区ホームページ及び個別周知に努めております。引き続き、農業者、ＪＡと現場のニーズを踏まえた迅速かつ適正な営農支援に努めてまいります。

最後に、農地を守り、次世代の農業の担い手を育てていくための取組についてです。

区内の一農家当たりの平均経営農地面積はおよそ二千五百六十平米で、これは全国平均の十分の一にも満たない面積であり、農業資機材や肥料の価格が高騰する中、価格転嫁にも限界があり、厳しい経営環境にあります。区では、ＪＡや東京都農業改良普及センターと連携しながら、各農家の実態や課題を把握し、収益向上につながる事例の調査研究に取り組んでおり、小規模経営ながらもＳＮＳ等を活用した販路開拓や直売所への誘客、野菜

や果樹の収穫体験を取り入れた収益化、こうしたことにつなげている事例もございます。

農業収益の向上に向けましては、お話のような高収益作物の研究や有機栽培に取り組む区内農業者と飲食店等とのマッチングなども有効な方策と認識しており、国や東京都の補助事業も活用しながら、持続可能な農業経営の実現と農地の保全、農業振興に努めてまいります。

以上でございます。

○**加賀谷危機管理部長**　私からは、二点について御答弁いたします。

初めに、トレーラーハウスを活用しました防災対策についてでございます。

トレーラーハウス等については、このたびの熊本地震で被災者の生活再建活動を支援するために、例えば犬の日中預かり施設として活用されたほか、能登半島地震では応急仮設住宅として活用された例など、これまでの災害でも様々な形で活用されてきたものと認識をしております。また、先日の熊本地震の被災地視察では、移動式ランドリーが避難所に設置され、多くの被災者の方に利用されていたとの報告を受けております。

一方で、区においては、九十六か所の避難所がある中、例えば協定による活用に当たっては、設置場所の確保や設置可能台数などについて課題がございます。トレーラーハウス等については災害時における避難者の生活環境の向上に資する活用方法や、運用上の課題等について、今後、取扱い事業者とのヒアリングなどを行うなど検討をしてまいります。

次に、防災上、特に課題のある地域の把握、対応についてでございます。

世田谷区地域防災計画の地区防災計画編では、各地区の道路幅員のほか、地域危険度として、火災危険度や建物倒壊危険度、被害棟数分布などを記載し、把握をしてございます。あわせて地区ごとの課題と具体的な取組についても明記をしており、まち歩きや防災マップの作成等を通じて課題解決に向けた取組を進めてございます。

また、御懸念の火災対応についてですが、被害を拡大させないための初期消火が大変重要であると認識をしております。そのため、今年度より、家庭用消火器等の購入費用を助成する事業を開始したところですが、一定の申込みを受けてございます。また、防災区民組織の中には区民消火隊を結成している組織もあり、可搬式消防ポンプや、スタンドパイプを活用した初期消火を実施することとしております。

区といたしましても、各消防署、消防団とも連携しながら、防災区民組織の育成に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○四番　石原せいじ議員　続きは、来月やります。

○石川ナオミ議長　以上で石原せいじ議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

保する上で重要です。世田谷区の各窓口では、代理人による申請について、代理権限や資格の有無をどのように確認しているのでしょうか。

また、窓口職員が行政書士法第十九条の業務制限を認識して対応できるよう、統一的な取扱いやマニュアルは整備をされているのでしょうか、見解を伺います。

二点目、疑義のある代理申請への対応についてです。

例えば、申請者本人ではない者が、継続的に複数の事業者の書類を作成している、または、申請について報酬を受けていることが疑われる場合など、行政書士法上の問題が疑われるケースも考えられます。こうした場合、世田谷区としてどのような確認、対応を行うのでしょうか。また、その情報を適切に記録し、東京都その他の関係機関への情報提供や相談につなげることが重要と考えますが、その仕組みはあるのでしょうか、伺います。

三点目、窓口での周知啓発についてです。

今回の法改正により、報酬の名目を問わず、実質的に報酬を得て行政書士法上の業務を行う場合、業務制限の対象となることが明確化されました。

一方、区民や事業者が、資格を必要とする業務を無資格者が行っているかを判断することは容易ではありません。そこで、許認可の申請窓口において、行政書士法の趣旨や資格を必要とする業務について周知することが有効と考えます。

窓口への行政書士法遵守プレートや案内の設置、世田谷区ホームページへの掲載など、注意喚起を行っていただきたいと考えます。見解を伺います。

四点目、職員への意識醸成についてです。

今回の行政書士法改正を契機として、職員の理解を改めて深めることも必要です。許認可の申請を受け付ける担当職員に対し、代理申請と本人申請の違い、行政書士法改正の内容や代理申請の適切な取扱いについて、研修や情報共有を行っていただきたいと考えます。見解を伺います。

五点目、オンライン申請における代理人の確認です。

オンライン上で申請書類を作成支援するサービスも増えていますが、オンライン申請では、窓口申請と比較して、申請手続に第三者が関与しているかを把握する機会が限られるため、代理申請における本人確認や代理権限の確認を適切に行うことが一層重要であります。特に、形式上は本人によるオンライン申請であっても、その背後で無資格者が報酬を得て書類を作成している場合には、行政書士法上の問題が生じます。世田谷区のオンライン申請では、代理人が手続を行う場合の代理権限や資格をどのように確認しているので

しょうか。

また、代理人の記載欄や委任状などの添付機能がない場合には、必要に応じて別途提出を求めるなど、代理申請の適正性を確認する仕組みが必要と考えます。オンライン化による利便性を確保しながら、無資格者による不適切な書類作成やなりすましを防ぎ、区民、事業者の権利利益を守るため、オンライン申請における代理人の資格・権限確認を強化すべきと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、これまで何度か質問してきた戸籍、住民票などの郵送請求におけるオンライン決済導入の進捗状況について伺ってまいります。

世田谷区では、戸籍や住民票などについて、本人や代理人による郵送請求を受け付けています。現在、その手数料の支払いには、郵便局の定額小為替が必要です。しかし、定額小為替は、郵便局の窓口で購入する必要があり、平日の九時から十六時と限られた時間に購入する必要がある、かつ、購入手数料も一枚二百円とかかるため、申請者の時間的、経済的負担となっております。

特に相続手続では、遡って除籍謄本や改製原戸籍を取得する必要があり、申請時点で必要な書類を正確に把握することが困難です。そのため、小為替を多めに用意する必要があり、不足が生じた場合には追加送付が必要となるなど、申請者、区職員双方の負担となっております。

こうした課題に対し、都内でも新宿区、練馬区、江戸川区、江東区、中野区、品川区、墨田区など、郵送請求にオンライン申請を導入する自治体が増えています。

私は令和六年、令和七年の予算委員会において、申請者の利便性向上と区職員の事務負担軽減の観点から、郵送請求へのオンライン決済早期導入を求め、世田谷区からは、令和八年度中の実施を目指すとの答弁をいただいております。

そこで伺います。令和八年度中の確実な導入に向け、現在、具体的にどこまで検討、準備が進んでいるのか。また、導入時期に向けた今後のスケジュールについて、世田谷区の見解をお伺いいたします。

次に、駒沢一丁目一番地区の旧林愛作邸の保存、活用と交通安全について伺ってまいります。

第四回意見交換会では、所有者、住友不動産から新たなマンションの建設により、現段階で約四百戸、千人、駐車場約四百台を想定していることが示されました。約千人という人口規模は、現在の駒沢一丁目全体の約三分の一に相当します。この地域は、通学路に指

定されていることもあり、約四百台の車が増加することにより、交通安全について懸念の声が多くあります。

まず、交通安全対策に当たり、都市計画変更の判断前に、交通、車両動線、通学路、生活道路、歩行者、自転車の安全についてシミュレーションを行い、その結果を都市計画変更の判断材料とし、地区計画に反映していただきたいと考えますが、見解を伺います。

また、その結果と地区計画への反映内容を議会や住民に示していただきたいと考えますが、その時期について答弁を求めます。

最後に、奥沢図書館の将来的な運営方針について伺ってまいります。

奥沢センタービル内にあった奥沢図書館は、ビルの耐震性能不足により、旧奥沢まちづくりセンターへ仮移転しました。区民の方から、駅から遠くなったとの意見があり、私はこれまで、せめて奥沢駅周辺に図書館カウンターやブックボックスを設置するように求めてまいりました。

先般、世田谷区が、奥沢駅の北側ビル内へ奥沢図書館仮事務所を再度移転する旨を決定し、令和九年度からの開設に向けて準備を進めていることは評価いたします。

一方、面積は約百六十平方メートルで、貸出し、返却の受付カウンターのほか、児童書、新書などの配架、子ども用閲覧席の設置に限られ、開架型の図書館ではありません。

また、世田谷区は、奥沢センタービルの耐震改修後に開架型図書館を元に戻すことを前提としつつ、奥沢小学校の改築に合わせて、開架型図書館を複合化することも選択肢の一つとして検討しているとのことですが、その場合には、現在の奥沢まちづくりセンターより、さらに駅から遠くなり、利便性の低下を懸念する声もあります。

そこで、将来、駅から離れた場所に開架図書館が整備された場合でも、今回の駅近くの図書館カウンターの機能を残し、駅に隣接した場所で図書の受け取り、返却ができるようにすることが必要と考えますが、世田谷区の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○向山世田谷保健所長　私からは、行政書士法の改正に伴う保健所を例にいたしました行政手続に関わる運用状況についてお答え申し上げます。

初めに、保健所の行政手続の代理人申請についてでございますが、本年一月から施行された改正行政書士法によって、行政書士または行政書士法人でない者が、いかなる名目によるかを問わず、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは違法となりました。生活保健課では、令和六年度に食品衛生で許可届出が約二千五百件、環境衛生で許認可届

出が約四百件、医事・薬事で同様に各許可届出が六千二百件ございまして、日々多数の申請や届出を受け付けております。

関係法令に基づく事務の内容によりまして事務処理の手順が異なることから、各事務事業ごとのマニュアルを整備して、窓口での受付の際には、代理人よる申請かどうかを口頭や身分証明等で確認をしております。書類の提出のみの役割を担う方が来庁された際にも、書類の補正が必要な場合には、申請もしくは届出者に訂正をするよう申し添えております。

また、疑義のある申請については詳細を聞き取り、的確に判断するとともに、必要時には東京都や他区の担当部署、東京都と特別区から成る会議体及び監督官庁に都度照会もしくは共有することもございます。

保健所では、窓口には行政書士法遵守プレートやポスターを掲示して注意喚起に努めておりますが、今後、ホームページの各種手続案内ページにおいても注意喚起の文言を追加してまいります。

あわせて、令和七年六月に総務省から発出された通知、令和八年一月に東京都行政書士会からの依頼文について、担当職員への周知徹底を図ることや、総務省から提供されている他自治体の優良事例を課内で共有することを通じて、適正な許認可行政に努めてまいります。

次に、オンライン申請における代理人の確認方法でございます。

国の通知に基づく食品衛生申請等システムなどのオンラインシステムによる申請や届出については、来庁が不要となります。これらのシステムの利用には、届出者本人による利用登録を行い、ＩＤとパスワードを設定する必要があります。

一方、医事・薬事の届出や、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定する特定建築物の届出については、一部、区の電子システムでできるものがございます。これらについては、届出者本人または行政書士からの申請であることを確認する項目を新設するなどして改修を進めてまいります。

私からは以上です。

○有馬地域行政部長　私からは、郵送請求におけるオンライン決済導入の進捗状況についてお答えいたします。

これまで議員から御提案をいただいておりました、利用者の負担軽減を図るための戸籍や住民票の写しの発行に係る郵送請求の手数料キャッシュレス化につきましては、申請受

付から決済確認、証明書発送までの一連の事務フローの整理や運用方法を検討しております。

今年度に入り、電子申請システムのロゴフォームを利用したキャッシュレス決済を導入するための請求者の入力フォーム作成や事務担当者向けマニュアルづくりなどを進めており、御指摘の戸籍や住民票の写しに加え、戸籍に係る証明書としての身分証明書や戸籍の附票についても、令和九年二月中の開始を目指してまいります。

以上でございます。

○三浦世田谷総合支所長　私からは、二点御答弁いたします。

初めに、駒沢一丁目一番地区の交通や車両動線等の安全性についてのシミュレーションを地区計画等に反映すべきについてです。

区では、駒沢一丁目一番地区において、現存する旧林愛作邸の現位置保存と活用及び周辺の住宅地への配慮と良好な住環境の形成を目指し、周辺住民及び事業者との意見交換会を重ね、地区計画等の検討を進めております。

八月の意見交換会では、事業者より、地区計画等のルール案を前提として、約四百戸、約四百台の駐車場つき共同住宅の計画案が示されました。区としましては、地区計画等の策定後も、建物の規模に関係する容積率等の制限は現行と同等とする考えであり、周辺交通への影響は限定的と捉えておりますが、影響を適切に把握するため、事業者に対し、交通量や車両動線等に関する検証を求めてまいります。

その上で、周辺交通への影響の軽減策として、確認、検証を行い、地区計画等と事業者による建築計画それぞれで対応できる事項を整理し、必要なものを反映していく考えでございます。

次に、議会及び周辺住民に対しての情報提供についてです。

周辺交通への影響を含む地区計画等の検討や反映の状況につきましては、今後の意見交換会や街づくり通信の発行により、周辺住民の皆様へお示しするとともに、区ホームページでも公開してまいります。

また、議会への御報告は、地区計画等のたたき台の作成に合わせ、今年度中に予定しております。

以上でございます。

○菅井教育政策・生涯学習部長　私からは、将来、奥沢駅から離れた場所に開架図書館が整備された場合でも、奥沢駅近くの図書館のカウンター機能を残すことが必要であること

につきまして御答弁いたします。

奥沢図書館仮事務所は、旧奥沢まちづくりセンターにおいて予約の受付、貸出し、返却業務などを行っておりますが、令和九年度には、東急ビルと現在の奥沢区民センター本館を活用して、仮事務所の機能を拡充していくとともに、現在の仮事務所におきましても、継続利用の可否等について検討を進めているところです。

あわせて、この間の御指摘を踏まえまして、奥沢駅においてブックボックスや返却用ブックポストを早期に設置できるよう鉄道事業者等と調整を進めており、それにより、駅近隣での利便性を向上させてまいります。

将来の開架図書館の整備につきましては、公共施設での複合化の可能性も含めまして検討を進めておりますが、地域全体での図書館サービスの在り方についても、今後の運用状況や地域の要望も踏まえながら、併せて検討を行ってまいります。

以上です。

○**十番　ひうち優子議員**　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○**石川ナオミ議長**　以上でひうち優子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後二時三十分休憩

――――――――――――――――――――

午後二時五十分開議

○**石川ナオミ議長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

◆◇

○**石川ナオミ議長**　一般質問を続けます。

九番オルズグル議員。

〔九番オルズグル議員登壇〕（拍手）

○**九番　オルズグル議員**　新世党のオルズグルです。会派名を世田谷から日本を愛する会から新世党に改めさせていただきました。会派名は変わりましたが、今まで掲げてきた「日本を愛する」という理念を新世党のスローガンとして引き継いでおります。

では、通告に基づき質問を始めます。

伝統行事や文化継承における「多文化共創」についてお伺いいたします。

夏になれば、やぐらが立ち、お祭りのおはやしが聞こえる。お正月には、しめ縄をかけ、門松を飾り、新年を迎える。私はこの国のこうした伝統のある風景を心から美しいと思っております。そして、この伝統行事や文化も、日本が海外に柔軟だったからこそ生まれてきたものも多いと聞いております。

我が国は、海外から入ってきたものをそのまま受け入れてきた国ではありません。例えば、漢字も仏教も、日本らしく磨き上げ、自分たちのものにしてまいりました。受け入れて日本のものにする、その力こそが日本の強さだと考えております。私が日本を愛するきっかけになった平仮名もその一つです。

私は、この国を自分の意思で選び、日本国民となりました。だからこそ、はっきり申し上げます。日本が今まで培ってきた文化や地域のルールを、後から来た人に合わせて変えていくというような話では全くありません。同じ地域に暮らすのであれば、法とルールを守り、日本の文化を敬う、それが当然の前提です。その上で申し上げたいのは、日本の文化を守ることと、多様な方々が地域で活躍することは決して対立するものではないということです。

今失われかけているのは、文化そのものではありません。それを担う人です。文化は保存しているだけでは残りません。人から人へ受け継がれ、初めて生き続けます。やぐらを組む人や、おみこしを担ぐ人がいなくなれば、その祭りは消えてしまいます。ですから私は、守るために担い手を広げたいと申し上げております。

地域と接点のない若い方にも、そして日本の文化を大切に思ってくださる外国ルーツの方にも、その文化を支える側に回っていただきたい。共に暮らすだけではなく、一緒に地域をつくり、一緒に責任を担う。これを私は多文化共創と呼んでおります。

まず、担い手不足の実態と今後の取組についてお伺いいたします。

令和五年に、区は文化・芸術団体等に対して調査を行っておられます。第四期文化・芸術振興計画の資料にある、世田谷の文化・芸術団体等ヒアリング調査です。そこでは、担い手の高齢化、中堅世代の不足、若手人材の定着の難しさ、活動場所の不足が継承の障壁として挙げられています。

一覧に挙げられている対象は、二十に満たない数の団体・企業です。そのうち、伝統行事に関わるものは、世田谷区郷土芸能保存会、祭の区分に挙げられているのも、烏山地域蘆花まつりと世田谷ボロ市などにとどまっております。

そして、町会・自治会は一つも入っておりません。この点は、事前に区にも確認をお願いし、対象外である旨をお答えいただいております。区内には二百近い町会・自治会があり、その多くが盆踊りや神社の祭礼などを支えておられます。区内のどこの町でも、夏になれば、やぐらが立ちます。あのやぐらを立てているのは町会の皆さんです。つまり、区が今把握しておられる実態には、まだ含まれていない部分があるということになります。

そこで伺います。区内の伝統行事や文化継承における担い手不足について、区は現在、実態をどのように捉えておられるのでしょうか。そして、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、計画の取組の方向性に沿ってお伺いいたします。第四期文化・芸術振興計画は、取組の方向性として、「触れる」、「楽しむ」、「創る」、「繋がる」の四つを掲げています。

このうち、美術館や文学館の展示、そして、本年開設された文化・芸術ポータルサイトは、触れるに位置づけられていると、本年二月の区民生活常任委員会で説明がありました。

今日お伺いしたいのは、鑑賞する人を増やす話ではなく、担う人を増やす話です。計画の言葉で申し上げれば、創る、すなわち新たに活動を始める方への支援、そして繋がる、すなわち活動団体間の交流の促進と、区内の文化資源の保存、継承に当たる部分です。

この創る、繋がるの観点から、区は現在どのような取組をしておられるのか、お伺いいたします。

次に、昨年いただいた御答弁の進捗についてお伺いいたします。

昨年九月、担い手不足が深刻な町内会の行事は、外国籍住民の力を借りる絶好の機会であると申し上げました。生活文化政策部からは、お祭りなどのイベントや地域活動を取りまとめて、多言語版ホームページに記載するクロッシングせたがやの日本語教室の受講生に案内する、区広報板に掲示するイベント情報の多言語化を関係所管に働きかける、そして、全庁的に取り組むという御答弁をいただきました。

一年がたちました。この一年でどのような進展があったのか、アクセス機会の拡充に関する取組の進捗につきお聞かせください。

あわせて、第二次多文化共生プランにも、区内におけるイベントや地域活動などの情報提供が位置づけられております。今後の状況も含めてお伺いいたします。

最後に、後継者不足の解消に向けた取組について区の見解をお伺いいたします。

先ほど申し上げた令和五年の調査の、活動における課題の欄には、こう記載されています。新入会員が少なく、人材発掘が困難で、後継者育成は進んでいない。組織の高齢化も課題、そして、六十歳前後の人を集めていこうという声も出ているとのことです。担い手を六十歳前後に求めなければならないところまで来ているということです。

私は、地域から見えていない層が二つあると考えています。一つは海外にルーツを持つ方々、もう一つ、区内に住みながら、これまで地域の行事に触れる機会のなかった若い方々です。区内の外国人住民は三万人を超え、その年齢構成の約九割が生産年齢人口に当たると伺っております。

この二つの層に、伝統文化や地域行事に触れる機会をさらに広げ、後継者不足の解消につなげていく。この取組を推進することについて、区の見解をお伺いいたします。

支援される人が支える人になる。おみこしを担ぎ、餅つきのきねを握り、防災訓練に参加していただく。そのとき初めて、地域にとって外国人は、配慮すべき対象ではなく、頼れる隣人になります。

なお、申し上げるまでもないですけれども、長くその文化を守ってこられた方々への敬意が大前提です。

お祭りは、担い手を替えながら千年続いてまいりました。担い手が替わることを恐れる必要はありません。危惧すべきは、担い手が消えてしまうことです。

一軒のお店を残す、一つの祭りを続けるといった積み重ねが、日本の文化、経済、社会を支えています。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○中西生活文化政策部長　私からは、伝統行事や文化継承における多文化共創について四点御質問を頂戴いたしましたので、順次お答えいたします。

初めに、伝統行事や文化継承に関して担い手不足が進んでいる実態と今後の取組についてと、また、文化・芸術振興計画が掲げる創る、繋がるの観点で、現在どのような取組をしているかにつきまして、まとめてお答えいたします。

令和五年に区が文化・芸術団体等に対して実施した調査では、区内の伝統行事や郷土芸能の継承において、担い手の高齢化や後継者不足が大きな課題であり、特に中堅世代の不足や若手人材の定着の難しさ、活動場所の不足などが継承活動の障壁となっていることが分かっています。

このことを踏まえ、世田谷区第四期文化・芸術振興計画では、創るの観点では、区民自

らが行う文化事業への補助事業、繋がるの観点では、文化財保護のボランティア育成などにより担い手の育成に努めています。

一方で、現在の調査では、担い手不足や高齢化などの課題は一定程度把握できているものの、若者や海外にルーツを持つ方の活動への参加など、創る、繋がるの観点での実態把握はできていない状況です。

第四期文化・芸術振興計画は、令和九年度に中間見直しを予定しており、文化・芸術団体等に対して同様の調査を実施いたします。

調査や団体へのヒアリング等を通じて課題や状況の把握に努め、伝統文化の継承に関わる関係所管とも必要に応じて連携しながら、今後の取組への課題の整理を進めていきます。

次に、海外ルーツの方への地域行事への参加に向けたアクセス機会の拡大、また、伝統文化の後継者不足の解消に向けた、海外ルーツの方々や若者への働きかけにつきまして、併せて御答弁さしあげます。

伝統行事も含めまして、地域の文化・芸術に触れることは心の豊かさを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、若者や海外にルーツを持つ方々にとっては、地域への理解を深める機会の創出につながるものと考えます。

さらに、その機会が継続的な活動や担い手の育成につながることも重要だと認識しております。

お話のアクセス機会の拡充は、世田谷美術館、文学館での伝統文化に関する展示、区の文化・芸術ポータルページでの祭りや郷土芸能の情報提供を通じて、次世代への継承に向けた周知の充実を図っていきます。

また、海外ルーツの方の地域活動への参加促進は、令和七年度から外国人住民向けホームページに、地域のイベントカレンダーへのリンクを掲載し、併せてクロッシングせたがやでの案内や、イベント情報多言語化の庁内働きかけを進めているところです。

今後、第四期文化・芸術振興計画の中間見直し、第二次多文化共生プランの改定の中で、文化・芸術振興と多文化共生の双方の観点から、伝統文化を含む地域文化への関心や理解を深めるための方策を整理してまいります。

以上でございます。

○九番　オルズグル議員　御答弁ありがとうございます。創る、繋がるでの実態把握はできていないとのことでしたけれども、数字が把握できないと改善もできませんので、引き

続き把握に努めて、改善を検討していただけるよう、お願いいたします。

質問を終わります。

○石川ナオミ議長　以上でオルズグル議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇

した。教育委員会は、条例の制定に向けた議論の中で検討を進めると答弁しています。

今回の素案は、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を最優先とする一方で、対話による解決の過程を尊重し、支えることを学校と教職員の責務としています。

初期段階においては、対話が有効な場合もあることは理解いたします。しかし、いじめの中には、犯罪に当たり得る極めて深刻な事案もあり、心身に重大なダメージを負っている子どもたちがいます。被害者が恐怖で学校に通えず、孤立する現実を前に、いじめ防止の条例に、被害者と加害者を児童生徒としてくくり、対話による関係改善を求めることは、教育者として適切な対応なのでしょうか。

加害者側の家庭環境などにも目を向け、適切な支援を行うことや、学ぶ権利を保障することは当然必要です。しかし、それは被害者を守るための、加害者への適切な措置を後回しにしてよい理由にはなりません。被害者を最優先で守り、責任と負担の逆転を生じさせないため、必要に応じて加害者への措置を適切に講じること、いじめは絶対に許さない、被害者は何としても守るという姿勢を明確にすべきです。条例制定に向けての教育委員会の基本的姿勢を伺います。

素案の第九条では、児童生徒の役割として、困難な経験を乗り越える力や他者との関係を修復する力を身につけるよう努めることが規定されています。深刻ないじめを受けた子どもがこの条文を読んだら、どのように感じるでしょうか。

被害を受けた児童生徒に困難を乗り越える力を身につけるよう努めよと強要するのはおかしい。被害者に対して、加害者との関係修復しろと言うのが教育なのかという声が私の下に届いています。

被害者に必要なのは、安全が確保され、安心して学び続けられる環境です。いじめを解決する責任まで、被害者に負わせるべきではありません。この規定を児童生徒の役割としておくことが、本当に被害者の最善の利益にかなうものなのか。いま一度、被害者の立場に立って条例案を見直すべきです。見解を伺います。

次に、地域行政について伺います。

「まちづくりセンターは一番身近な区役所です」、これは二年前の四月、区報「せたがや」地域版の一面に区自身が掲げた言葉です。

モニターを御覧ください。四年前、地域行政推進条例の制定をめぐる議論で、他会派の議員から、なぜまちづくりセンターで出張所と同じ行政サービスができないのかとの質問がありました。これに対し保坂区長は、ＤＸ改革をやりながら、大きな方向として、あら

ゆることができる方向にしていきたい、早く区民に利便性が提供できるよう推進していきたい、職員体制を見直して加配したいと答弁しました。

別の答弁では、まちづくりセンターで総合的な行政サービスを提供し、各種手続や申請も簡便かつスピーディーに行える窓口改革は肝要だと言われました。全く同感です。まちづくりセンター改革こそ、地域行政の一丁目一番地です。

平時から多くの区民がまちづくりセンターを訪れ、区職員と接する。困り事の相談から地域活動、防災、まちづくり、さらには各種手続まで、たらい回しゼロのワンストップ窓口としてまちづくりセンターが機能する。これが地域行政の理念であり、地域と行政のあるべき姿です。

先ほどの資料右下には、マイナンバーカード関連手続の一部がまちづくりセンターでできることが記されています。地域行政を推進する計画では、マイナンバーカードの手続について、生活圏内にあるまちづくりセンターで行い、区民の利便性の向上につなげる、地区の行政拠点であることを認識してもらうきっかけの一つとなるよう取組を進めるとの方針の下、区はこれまでに計二十か所のまちづくりセンターにマイナンバーカード電子証明書手続コーナーを設置してきました。

九月三日の特別委員会では、まちづくりセンターでのマイナンバー業務が、くみん窓口・出張所の混雑緩和や、区民の利便性向上に寄与したと報告がなされました。

ところが、同じ委員会で、今後、マイナンバー関連業務の一部を新たなカードセンターに集約し、事実上、まちづくりセンターからマイナンバー事業を引き揚げるという真逆の方針が示されました。

窓口改革の重要性を掲げ、まちづくりセンターのマイナンバー業務がくみん窓口の混雑緩和と利便性向上に寄与したと評価する一方で、始めたばかりのマイナンバー業務をまちづくりセンターから引き揚げる、これは明らかに矛盾しています。

「まちづくりセンターは一番身近な区役所です」、区が掲げたこの理念が場当たり的な対応で揺らいではなりません。地域行政推進における区の理念が、条例施行からの月日とともに形骸化してしまうのではないかと懸念いたします。区のお考えを伺います。

また、マイナンバーカード業務をまちづくりセンターから引き揚げることで、条例施行を契機に進めようとしてきたまちづくりセンターの窓口改革が後退してしまうのではないかと考えますが、区のお考えをお聞きします。

次に、認知症について伺います。

認知症を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。一昨日の区長招集挨拶でも、ＭＣＩ、軽度認知障害の増加や初期段階に効果が期待できる薬の登場など、環境は日々変化し、医療、介護、地域づくりなど多領域にまたがる対応が必要との認識が示されました。

区は、認知症とともに生きる希望計画に基づき施策を進めており、先日の委員会で、令和九年度から三年間の第三期計画素案が示されました。

資料を御覧ください。これは、第三期計画の作成に当たりこれまでの達成状況を示した区の資料です。予算をかけて各種取組を進めてきたにもかかわらず、計画の大事な目標である、認知症になってからも希望を持って暮らせると思う人の割合も、条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人の割合も、初年度に比べ、残念ながら大幅に低下しています。

区はこの要因をどのように捉えているのでしょうか。区として第二期計画の取組をどのように評価しているのか伺います。

さらに、成果が上がっていない、むしろ数値上、大幅に後退している厳しい状況を踏まえれば、第三期計画は、今の取組の延長や拡大ではなく、認知症政策全体を組み直すことが、区民の税金で事業を行う自治体としての責務だと考えますが、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○山田学校教育部長　私からは、子どもたちをいじめから守るための基本姿勢につきまして、二点御答弁いたします。

まず、必要に応じて加害側の適切な措置を講じること、被害者は何としても守るという姿勢を明確にすべきについてです。

いじめは、子どもの人権を傷つける重大な問題であり、被害児童生徒の安全安心の確保と尊厳の回復を最優先とすることが重要と認識してございます。また、いじめによる被害を受けた児童生徒が学校に通えなくなる状況が生じていることは重大な問題であり、子どもの最善の利益の観点から、被害児童生徒を守る取組を一層進める必要があると考えてございます。

そのため、いじめ行為を行った児童生徒に対しては、事案の特性や背景を踏まえ、その行為の問題点を理解し、再発防止につながるよう、適切な指導及び支援を行うとともに、必要に応じて、法に基づく措置である出席停止制度についても適切に判断することが重要と認識しております。

今後制定を予定している条例におきましては、被害児童生徒が安心して学校で過ごすこ

とができる環境の確保を最優先とする考え方をより明確に位置づけるとともに、加害児童生徒への適切な指導及び支援の在り方についても、条例への反映を含めて検討してまいります。

次に、児童生徒の役割を、条例に規定を置くことについてです。

教育委員会といたしましては、いじめの被害を受けた児童生徒の安全安心の確保と尊厳の回復を最優先とすべきと考えており、御指摘の条文は、被害児童生徒に、いじめの解決や関係修復を求める趣旨ではございません。

本条例における児童生徒の役割は、いじめに関係している、していないを問わず、子ども一人一人がいじめについて考え、困難を抱え込まずに相談するとともに、互いを尊重しながら、よりよい学校づくりに関わることを期待するものであり、子どもたちが将来にわたり、他者と関わりながら生きていく上で大切な力として、他者との関係を修復する力を位置づけております。

今回いただきました御指摘を踏まえ、検討委員会での議論を踏まえながら、被害児童生徒の最善の利益が確保されるよう、児童生徒の役割について検討してまいります。

以上でございます。

○有馬地域行政部長　私からは、地域行政推進における区の理念の形骸化への懸念及びマイナンバーカードの取扱い業務のまちづくりセンターからの引き揚げの二点について併せてお答えいたします。

地域行政推進条例では、まちづくりセンターに関し、行政サービスの機能の充実強化のほか、広報広聴機能の充実、まちづくりの支援機能の強化、防災に係る機能の強化、地域包括ケアの地区展開に関わる機能の充実、課題解決に係る総合調整機能の強化を規定しております。

条例制定後、くみん窓口や出張所の混雑緩和の観点から、まちづくりセンターにマイナンバーカード電子証明書手続コーナーを急遽設置し、窓口機能を拡充いたしました。

その一方で、マイナンバーカード関連手続の件数が急増し、事務処理に追われるなど、まちづくり、防災、地域包括ケアの地区展開等に係る対応が進みにくい状況も生じております。

地区においては、高齢化の進展、町会・自治会加入率の低下、コミュニティーの希薄化、頻発する自然災害等に対し、地区の現況を踏まえて対応していくことがこれまで以上に求められております。

そこで、行政サービス機能、特に手続については、デジタルディバイド対策を実施しながらオンライン化を図るとともに、マイナンバーカード関連手続については、窓口の再編成を行うことを通じて、まちづくりセンターの体制強化、機能強化を目指してまいります。

以上でございます。

○河島高齢福祉部長　私からは、認知症について二点御答弁いたします。

まず、第二期計画の目標が達成しない要因と取組の評価についてです。

第三期計画の素案でお示ししている認知症に関する区民意識調査の結果は、令和五年度の計画策定時に比べると低い割合になっております。調査結果の分析では、年代や性別によって割合に差が見られており、新しい認知症観の浸透に偏りが生じているなど、新しい認知症観が幅広い世代に十分浸透していないことも要因であると認識しております。

第二期計画の評価としては、本人が参画するアクションチームが全二十八地区で結成されるなど、認知症本人の参画を軸とした地域での実践は着実に広がり、一定の成果があったと考えております。

一方で、その成果が年代や性別を問わず広く区民に届くまでには至っておらず、区民全体の意識の変化や新しい認知症観の浸透に十分結びついていないことが課題であると考えております。

次に、第三期計画に向けた組み直しについてです。

第三期計画では、第二期計画で結成された二十八地区のアクションチームを基盤として取組を進めながら、相談支援や人材育成、地域づくりの各取組が相互に連動し、早期相談から地域での暮らしの継続までを支える一体的な仕組みとして機能させていきます。

課題として捉えている新しい認知症観の普及浸透に向けては、これまで十分に届いていなかった層への働きかけを強化してまいります。

また、早期の気づきや相談、適切な支援につないでいくための認知症の備えの推進を新たな計画目標に位置づけ、区民ニーズや社会情勢など、認知症を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、計画を着実に推進してまいります。

以上です。

○十二番　つるみけんご議員　いじめの問題につきましては、被害者を守るために何をするのかということをしっかりと議論していただきたいと思います。お願いします。

また、認知症については、成果が上がっていない以上、根本的にアプローチの方法を変

える必要があると思います。計画を再検討していただくよう求めます。

また、地域行政につきまして、あらかじめ通告した内容にお答えをいただいておりません。地域行政の理念の形骸化への懸念について、改めて区の見解をお聞かせください。

○有馬地域行政部長　地域行政に関する再質問にお答えいたします。

まちづくりセンターの役割は、大きく分けて、行政サービス機能とまちづくり機能の二つとなります。行政サービス機能のうち、手続の関係については、オンライン化や一部集約化を図ってまいります。

相談機能については、区民の困り事をより丁寧に聞き取るなど、これまで以上に親身になって対応してまいります。

防災、地域包括ケア、課題解決を含めたまちづくり支援についてですが、コミュニティーの希薄化、頻発する自然災害等に対応するためには、職員が施設の中にとどまっているだけでは解決ができません。まちづくりセンター職員自らが積極的に地区へ飛び出し、地区の状況や課題を自らの目で確認し、区民の生の声を聞くことがこれまで以上に必要となっていきます。

そのためには、オンライン化、集約化等による事務見直し等によって、まちづくりセンター職員が機動的に動ける時間等を生み出す必要がございます。こうした体制強化、機能強化を通じて、地域行政推進条例の目的を実現できるよう、全庁挙げて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○十二番　つるみけんご議員　以上で終わります。

○石川ナオミ議長　以上でつるみけんご議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、八番みやかおり議員。

〔八番みやかおり議員登壇〕（拍手）

○八番　みやかおり議員　初めに、児童虐待やネグレクトの早期発見について伺います。

ネグレクトは、目に見える傷などがなくても、遅刻や欠席、衣服や身だしなみ、食事、健康状態など、日常生活の中の小さな変化として現れることがあります。また、その背景には、経済的な困難や保護者の孤立、子育てへの不安、心身の不調など、様々な事情があることが考えられます。

特に子どもは、自分が困っていることを言葉にできるとは限りません。生活リズムの変

化や表情、周囲との関わり方など、本人が直接訴えることとは別の形で困難のサインが現れる場合もあります。

こうした変化を一時的なものとして見過ごさず、その後の様子も含めて継続して捉えていくことが、早期発見につながる可能性があります。

また、子どもの変化は、一つの機関だけでは把握し切れないこともあります。日々の生活の中で、子どもと関わる様々な機関が、それぞれの立場から気づいたことを持ち寄ることで、一つの機関だけでは見えなかった家庭の状況が見えてくることも考えられます。

そこで、子どもの小さな変化を単発の出来事として捉えるのではなく、欠席、発育、口腔状態、身だしなみなど、複数のサインを継続して捉えることで、子どもや家庭が抱える困難を早期に発見する仕組みについて、区の現状と課題を伺います。

また、乳幼児健診や歯科健診、保育園、幼稚園、学校、医療機関、子ども家庭支援の窓口など、子どもの変化に気づく機会はそれぞれの場所にあります。

例えば、学校では欠席が増えている、歯科では口腔状態が気になる、健診では発育について気になるところがある。一つ一つを見ると小さな変化であっても、複数の機関が把握した情報をつなげることで、子どもや家庭が抱えている困難が見えてくる場合があります。

また、子どもの成長に伴って関わる機関も変わっていきます。そのため、ある時点で把握された変化や気づきが、その後の支援につながるよう、必要な情報が適切に引き継がれることも重要です。

区では、健診、歯科、保育園、幼稚園、学校、医療機関、家庭支援に関わる機関などがそれぞれの現場で把握した子どもの変化や気づきを共有し、早期の支援につなげるため、現在どのような連携体制を構築しているのか伺います。

さらに、虐待と判断されてから支援するのではなく、保護者が子育てに困難を感じている段階から相談につながることも、虐待の重症化を防ぐ上で重要です。

保護者自身が、子育ての悩みを誰かに相談することをためらうことや、どこに相談すればよいか分からないことも考えられます。虐待の有無を判断する前の段階から、養育上の困難や家庭の孤立などを把握し、必要な支援につなげていくことが求められています。

区では、虐待の有無を判断する前の段階から、養育上の困難や家庭の孤立などを把握し、保護者が早期に必要な支援につながるために、どのような予防型支援を行っているのか伺います。

次に、ＳＮＳ上でのいじめについて伺います。

ＳＮＳ上では、仲間外れや誹謗中傷、画像や動画の拡散など、学校だけでは把握しにくいいじめやトラブルが起きています。また、ＳＮＳ上でのやり取りは学校の外で行われることも多く、教員や保護者がその実態を把握することが難しい場合があります。

こうした問題に対して、子どもたちにルールを伝えるだけではなく、ＳＮＳ上でどのような問題が起こり得るのかを理解し、トラブルを避けることや、困ったときに相談することも学ぶ必要があるのではないでしょうか。

学校で実施しているネットリテラシー醸成講座等について、単に実施回数や内容だけではなく、子どもがＳＮＳ上のリスクを理解し、トラブルを回避し、被害に遭った際に相談する力につながっているかについて、区としてどのように評価するのか伺います。

ＳＮＳの利用状況やＳＮＳ上で起きるトラブルの形は変化が速く、学校で一度学べば十分とは限りません。学年や発達段階に応じて繰り返し学ぶことや、実際に起きた事例を踏まえて内容を更新していくことも大切です。

また、ＳＮＳ上のいじめは、本人がいじめられていると言い出す前に、学校に行きづらくなる、元気がなくなる、友人関係を避けるなど、別な形でＳＯＳが現れることがあります。本人からの訴えを待つだけではなく、保護者や教員など周囲の大人がこうした変化に気づき、相談につなげることも必要です。

そこで、ＳＮＳ上でのいじめの実態や子どもの変化、家庭での見守り方、相談先などについて、区として保護者への情報提供や啓発をどのように充実させていくのか伺います。

また、ＳＮＳ上のトラブルについては、保護者が子どもの変化に気づき、適切に対応することが重要です。来年度施行予定の（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例を踏まえ、学校、家庭、教育委員会等が連携し、ＳＮＳ上でのいじめや、その兆候を早期に把握するとともに、深刻化する前に支援や相談につなげることが求められます。

そのためには、子どもや保護者が相談先を知っていることに加え、学校側も、相談を受けた際に速やかに関係機関と連携できる仕組みが必要です。

条例の施行を踏まえ、学校、家庭、教育委員会等が連携し、ＳＮＳ上でのいじめやその兆候を早期に把握するとともに、深刻化する前に相談や支援につなげるため、今後どのような体制を構築していくのか伺います。

最後に、子どもの状況に応じた受皿の充実と切れ目のない支援について伺います。

不登校には、朝の登校が難しい、教室に入ることに負担を感じる、長時間は難しくても短時間なら通えるなど、一人一人異なる状況にあります。

そのため、学校に行けるか、行けないかという二択だけではなく、遅刻や早退、短時間登校、別室登校、ほっとルームなど、子どもの状況に応じて学校とのつながり方を選べる受皿が必要です。

また、子どもの状況は日によって変化することもあります。長時間の登校は難しくても、短時間なら通える日もあれば、別室であれば過ごせる日もあるなど、その時々の状況に応じて利用できる選択肢があることが、子どもや保護者の安心につながります。

区では、ほっとルームなどの居場所を設け、子どもの状況に応じた受入れを行っていると認識していますが、ほっとルームの設置状況や利用状況、利用時間、職員体制などをどのように把握しているのか。また、利用を希望する子どもが、職員配置やスペース、利用時間などの理由によって、十分に利用できないケースはないのか伺います。

さらに、学校によって利用できる時間や職員の配置、スペースなどに違いがあれば、同じように支援を必要としている子どもであっても、通っている学校によって受けられる支援に差が生じることが考えられます。

受皿が設置されていることと、必要な子どもが実際に利用できることは同じではありません。必要な子どもが必要なときに安心して利用できる環境になっているのか。設置状況だけではなく、実際の利用状況や利用したい子どもが利用できているのかを把握することが重要です。

ほっとルームや別室登校などの居場所を利用した子どもについて、そこで把握した困り事や変化をその後の支援につなげ、継続的に見守る仕組みを区ではどのように構築しているのか。

また、子どもが安心できる居場所や学び方、人とのつながりを確保しながら、将来に向けて一人一人に合った支援を継続できる体制について今後どのように充実させていくのか、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○長谷川烏山総合支所保健福祉センター所長　私からは、児童虐待やネグレクトの早期発見に関しまして、まず、子どもや家庭が抱える困難を早期に発見する仕組みの現状と課題について、また、併せまして、家庭の支援に関わる機関による子どもの変化や気づきの共有と早期の支援につながるための連携体制について、二点まとめて御答弁いたします。

区は、子どもや家庭が抱える困難を早期に発見するため、欠席の増加や発育、健康状態の変化をはじめ、口腔状態や身だしなみなどについて、成長過程を通じて継続的に把握することが重要であると考えております。

その中でも、ネグレクトなど明確な外傷等が見られないケースは発見が難しく、各機関による気づきや情報を適切につなぎ合わせ、支援の必要性をいかに早期に見極めていくかが課題であると認識しております。

区は、早期の支援につなげるため、地域の関係機関と、この課題認識の共有に努めており、子どもや家庭の変化を発見した場合は、各地域の子ども家庭支援課と共有し、協力して世帯の状況に応じた支援に当たることとしております。

また、要保護児童支援協議会を設置し、保健福祉センター各課や保育施設、幼稚園、学校、児童館、医療機関、警察等の関係機関が一堂に会して、顔の見える関係の下、情報共有や支援方針の検討を行う体制を構築しております。

今後も相互の連携と情報共有の充実を図り、子どもや家庭の小さな変化を見逃さず、早期発見、早期支援につなげられる体制の強化に努めてまいります。

続きまして、虐待の有無を判断する前の段階からの予防型支援について御答弁いたします。

各総合支所健康づくり課では、妊娠期面接や乳児期家庭訪問事業を通じ、妊婦やパートナーの健康状態、産後の育児の状況、生活上の課題等の把握に努めるとともに、乳幼児健診等においても、育児不安や産後うつ、経済困窮、ＤＶ等の課題の把握に努めており、課題を把握した場合は、保健師が継続して関わりながら、保健福祉センター各課や関係機関と連携して支援を行っております。

引き続き、世田谷版ネウボラをはじめとする妊娠期からの伴走型支援体制の充実に努め、児童虐待の未然防止に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○山田学校教育部長　私からは、ＳＮＳ上のいじめについて三点、順次御答弁いたします。

まず、ネットリテラシー醸成講座等についてです。

ネットリテラシー醸成講座につきましては、昨年度の児童生徒アンケートでは、九七％以上が、理解できたとの回答結果を得ております。

また、家庭でのルールづくりやネットいじめへの関心が高まった割合が約九割となるな

ど、ネットいじめの未然防止に資する土台づくりとして一定の効果があるものと評価しております。

来年度からは、デジタル・シティズンシップ醸成講座へ発展させ、計画的に実施していくとともに、引き続きネットいじめの未然防止と早期対応に努めてまいります。

次に、ＳＮＳ上のいじめの実態など保護者への情報提供や啓発についてです。

ＳＮＳ上でのいじめは、学校外の見えにくい場所で行われることが多く、早期発見、早期対応には家庭との連携が重要であると認識しております。

教育委員会では、各学校を通じて、ＳＮＳ上のいじめや家庭での見守りポイントなどについてリーフレット等を活用し、保護者への周知に努めているほか、相談窓口の情報提供を行い、早期相談につなげております。

今後は、ＳＮＳ利用の課題や事例も踏まえ、保護者会や児童生徒、保護者向けのお知らせを掲載しているせたがやスクールボード等のデジタル媒体を活用した発信を充実させ、家庭での見守り強化につなげてまいります。

最後に、ＳＮＳ上でのいじめを早期に把握し、学校、家庭、教育委員会等がどのように連携する体制を構築するのかについてです。

ＳＮＳ上でのいじめは把握が難しく、深刻化するおそれがあるため、学校、家庭、教育委員会が連携し、早期発見、早期対応に取り組むことが重要でございます。各学校では、アンケートや面談等により、いじめの兆候を把握するとともに、保護者との情報共有を図りながら対応しております。また、教育委員会では、ＳＯＳ相談フォーム等を活用し、ＳＯＳの早期把握に努めております。

今後は、いじめ防止に関する条例の制定に向けた議論の中で、学校、家庭、教育委員会等が情報共有を行い、ＳＮＳ上でのいじめや、その兆候を早期に把握し、相談や支援に迅速につなげる連携体制の構築を検討してまいります。

以上でございます。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、子どもの状況に応じた受皿の充実と切れ目のない支援について御答弁をいたします。

まず、ほっとルームの状況と利用できないケースについてでございます。

ほっとルーム、別室登校は学校に登校しているものの、様々な事情から教室に入れない子どもたちの校内の居場所として、令和七年度末時点で八十校に設置しており、今年度中に全校の設置を目指しています。

教育委員会では、一学期及び三学期の終わりに全区立小中学校を対象に、ほっとルームの設置状況、利用状況及び利用児童生徒数について調査を行い、実態の把握に努めているところでございます。

一方、御指摘のとおり、学校からは、校内スペースの不足やサポート人員の不足によって十分にほっとルームを開設することができないとの状況を聞いています。

今年度は、学校現場の意見を伺いながら、ほっとルーム設置校の検証を行っており、その検証結果を踏まえ、必要な人員の確保や環境の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、ほっとルームを見守る仕組みと、それからどのように充実させていくかについて御答弁いたします。

子どもたちが安心して過ごせる校内の居場所のほか、多様な学びの機会、人とのつながりを確保することは非常に重要であると認識しています。

ほっとルームの運営に当たっては、利用する児童生徒ごとに情報を共有するためのノートを作成し、担任や学校生活サポーター、スクールカウンセラーなどが、日々の様子や本人の困り事、心身の変化等を継続的に記録、確認するなど、個々の状況に応じた支援につなげるための工夫を行っている学校もございます。

また、ほっとルームに関しては、不登校の未然防止や教室復帰のステップという役割も担っていることから、教育委員会といたしましては、各学校における効果的な取組や好事例の共有を通じて、ほっとルームの機能拡充を図るとともに、児童生徒一人一人の状況に応じた支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○八番　みやかおり議員　一点再質問いたします。御答弁では、学校によって利用環境に差が生じているとのことでしたが、学校現場の声や各校の実態を丁寧に把握し、必要なスペースや人員の確保について、予算措置も含めてしっかり検討していくべきです。いかがでしょうか。

○宇都宮教育総合センター長　再質問にお答えいたします。

各学校によって校舎の規模や全校児童生徒数、また、ほっとルームを必要とする児童生徒の数に差があるのが現状です。教育委員会といたしましては、各学校の運営上の課題を把握して、子どもたちにとって、より安心して利用でき、継続的な支援につながる物的、人的環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○八番　みやかおり議員　御答弁ありがとうございます。各学校の実態や現場の声、もちろんこれは丁寧に把握をしていただきたいのですが、やはり必要なスペースや人員の確保ということもぜひやっていただきたいと思います。予算措置も含めて、環境整備を着実に進めていただきたい。そして、ほっとルームを必要とする子どもたちが、どの学校でも安心して利用できることこそが大事だと思うのです。学校によって差がある、それはなかなかすぐに解決ができないことなのかもしれないですが、引き続き継続的な支援につながる環境を整えていただくことを心から要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○石川ナオミ議長　以上でみやかおり議員の質問は終わりました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、四十五番大庭正明議員。

〔四十五番大庭正明議員登壇〕（拍手）

○四十五番　大庭正明議員　千歳烏山駅前再開発について伺います。

まず、この事業の主役が誰であるかを明確にした上で話を進めます。主役は二人います。一人目は、表面的には準備組合ですが、実態は三井不動産レジデンシャル及びその親会社である三井不動産という大手マンション事業者です。以下、三井レジと言います。

もう一人は、都市計画を最終的に決定する世田谷区・保坂区長です。

準備組合が表面的だと言うのは、この事業をほぼ三井レジに依存する形で協定を結んでいるからです。資金協力については、事業協力者、つまり三井レジは、準備組合が必要とする費用の立替えを行う。立替金の金利はなしとする。立替金の返済は、再開発組合を設立後、精算が可能となったときに行う。

また、事務局運営の体制・協力については、三井レジは、再開発事業に関する資格や実績を持つ事務局員を無償で派遣する。三井レジは、再開発準備組合事務所設置に係る協力を行う。

そして、技術協力について、ここは肝心なところですが、準備組合の要請に応じて、都市計画、施設計画、設計、保留床処分、商業運営に関すること等、必要な技術協力を無償で行う。

つまり、資金は立て替え、人員・技術のいずれも三井レジが無償で準備組合に提供する構造です。事務局そのものが三井レジの社員で運営されているのです。

とすれば、準備組合を三井レジと読み替えると問題の本質が見えてきます。三井レジ案、すなわち準備組合案は、昨年、二〇二五年四月に都市計画案として区に提出され、今年、二〇二六年一月の説明会では、三井レジの経済的利害を明らかにしないまま、世田谷区の案として説明されました。

問題の核心は、容積率、高さ、床面積等が三井レジの将来の収益に直結する部分だという点です。簡単に言えば、売れる床面積が増えるほど三井レジの収益が増えるからです。

区が自らの都市計画として説明した容積率、高さ、床面積等の数値的、技術的な土台に、直接の経済的利害を持つ民間企業が無償で関与している、ここが再開発事業のセンシティブな部分であります。

以上を踏まえた上で、現在問題になっていることを整理すると、一つは、七〇〇％の容積率、百四十メートルの高さという巨大規模への違和感の問題と、もう一つは、再開発事業が失敗した場合のリスクの問題とに大きく二つに分けられると思います。

興味深いのは、前者は事業が成功するかもしれないという前提での疑問であり、後者は失敗するかもしれないという前提での「大丈夫か」という疑問で、前提の置き方がまるで異なることです。

そこでまず、巨大規模への違和感の問題についてですが、世田谷区は一応説明していますが、納得がいきません。奇妙なのは、今年の四月の都市計画審議会で区は、仮に高さを低く抑え過ぎてしまい、結果として七〇〇％の容積が使えなくなってしまうと、公共貢献をしているにもかかわらず、二〇〇％の割増しが実質的に使えないということになってしまいますと述べており、割増しを無駄にすることはもったいないという趣旨を言外に含んだ理由を挙げています。

これは誰にとって無駄になってしまうのでしょうか。これはまさに三井レジの立場に立った説明です。割増しの基準数値（空地率・緑化率等）は、都の指定基準によるものですが、それを敷地にフルに適用して七〇〇％を認めるのも、百四十メートルの高さを決めるのも保坂区長の都市計画決定であり、民間事業だからあまり関係ないというそぶりは間違いです。まさに決定のど真ん中にいるのが保坂区長です。

この無駄になるという言い分には無理があります。区が高さを抑えて、三井レジが七〇〇％の一部しか使わなくても、三井レジが提供すべき公共貢献は減りません。低く抑えると割に合わなくなるというのは三井レジの都合であって、世田谷区には関係ありません。

実は区の説明資料に、住宅四階から三十四階、駐車場台数まで決まった本計画という絵

が既にあります。日影や圧迫感の検証も、この絵を細くするか、太くするかという比較にすぎません。

そこで区長に対してお聞きします。都の基準を口実にしながら、つまり三井レジの公共貢献が無駄になるという倒錯した理由ですが、実際には百四十メートルというフル活用の高さを保坂区長の裁量で選び、三井レジの最大空間利用を保証しようとしているのではないでしょうか。

そもそも利害の当事者である三井レジが関わった準備組合案に対して、数値的な検証を世田谷区はしたのでしょうか、お答えください。まさに大型開発優先の政策を自らの手で進めようとしているのです。これが保坂区長の現在の姿なのです。

次に、事業が失敗する前提での「大丈夫か」を取り上げます。既に知られているとおり、不動産市況は動乱時代にあります。大収益を得る一方、再開発事業の失敗も報じられています。

事業の将来性等については、制度上は組合設立認可の段階で、東京都が資金計画等を審査すると言い続けています。事業計画は都市計画決定後と言うなら、決定前に七〇〇%、百四十メートルという具体的な数字は、どんな根拠、材料で妥当と判断したのか伺いたい。

さきに述べたように、マンション業界はここに来て踊り場にかかっています。しかし、最悪中止のような事態に陥っても、三井レジと地権者とでは傷の深さがまるで違います。

仮に撤退のような事態が発生しても、三井レジの損失は、無償提供した資金、人員、技術協力の範囲にとどまります。しかも、再開発区域自体が将来の種地として市場価値を持ち続けるため、三井レジにとって撤退は、選択肢を一つ手にしたまま身を引くだけの話です。

一方、残された地権者は、権利変換で後戻りできず、第一種市街地再開発事業の都市計画の指定で、通常の用途も容積も使えないまま、土地だけが制限され続ける最も不利な立場に置かれます。

区長に伺います。事業協力者の三井レジが参加組合員として法定の負担義務を負う見通しは、現時点で、あるのでしょうか。ないのであれば、それを確認しないまま、つまり三井レジが参加組合になるという確認をしないまま、今年度中に都市計画決定を行うことに、どういう責任を負う覚悟があるのでしょうか。それを確認するのですか、したのですか、お答えください。

次に、民泊について伺います。

私たちの会派は、先行する新宿区の条例並みにしなければ、こういう事業者が大挙世田谷区に押し寄せてくると考えます。素案もひど過ぎます。家主居住型の適正な運営の実質基準は、その他規則で定める要件として未確定のままで、素案が区民意見募集にかけられています。肝心の基準を示さずに意見を募るのは、順序が逆ではないでしょうか。実質、適正な運営は立場によって幾らでも解釈ができます。新宿並みにやるつもりがあるのかどうか、お答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○堂薗烏山総合支所長　私からは、千歳烏山における再開発について二点御答弁いたします。

最初に、高さ百四十メートルの数値的な検証についてお答えします。

千歳烏山駅周辺地区では、京王線の連続立体交差事業を契機に、さらなるまちの発展を目指しており、駅前広場南側地区では、地域課題の解決に向け、権利者が長年にわたり市街地再開発事業の検討を重ねてこられました。

区では、準備組合からの提案が、主要な地域生活拠点の形成や地域課題の解決に資することを確認し、魅力あるにぎわいの創出や、防災性、安全性の向上などを総合的に考慮して、都市計画の手続を進めております。

本地区では現在、敷地面積二千平方メートル以上の場合は、高さ制限はございません。そこで、高度利用地区による容積率の割増しを活用しつつ、周辺環境と調和を図るため、建築物の高さの最高限度を定めるものでございます。

そのため、容積率七〇〇％を活用し、日影規制や採光、周辺への圧迫感等に配慮した建物形状で確認した上で、高さの最高限度を百四十メートルに抑えることは妥当であると考えてございます。

都市計画で定める最大限の高さや空間の利用を保証するものではなく、具体的な建築物の規模や形状については、今後、再開発準備組合が事業計画等を具体化する中で検討されることとなります。

今回の都市計画及び地区計画の案は、地域課題の解決や交通結節点機能の強化、防災性、安全性の向上、まちづくりの全体の効果を総合的に考慮したものでございます。

次に、参加組合員として法定の負担義務と、都市計画を行う区の責任についてです。

本地区では、再開発準備組合が事業協力者を選定し、事業協力者から事業に必要な資金

面や専門的なノウハウなどの協力を受けております。

事業協力者は、再開発準備組合との協定などに基づき事業を支援する立場である一方、参加組合員は、都市再開発法に基づき再開発組合の組合員となり、事業計画等に定めた権利及び義務を有する立場であり、両者は位置づけが異なります。

参加組合員については、都市計画決定以降、再開発準備組合が選定方法等について検討するため、現時点では事業協力者がそのまま参加組合員となるかどうかは定まっておりません。

今後、参加組合員の選定を含め、事業計画や資金計画等が具体化され、組合設立には、認可権者である東京都が法令に基づき審査することとなります。区としても、権利者の生活再建に十分配慮するとともに、事業の実現性が確保された計画となるよう、再開発準備組合における検討状況を確認してまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、民泊の関連二点、お答えを申し上げます。

まず、改正条例の素案についての区民意見募集の順序が逆ではないかという御指摘でございます。

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案は、世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会からの御意見を伺いながら、庁議にて決定、本年九月二日の福祉保健常任委員会での報告を経て、九月十五日から区民意見募集を行っているものでございます。

素案は、条例の骨格を示しており、改正の方向性を示すものだと認識してございます。家主居住型などを基本とすることを明確にして、その他の要件の詳細については、御意見を伺った上で決めるものとしてございます。

これまで区議会への御報告を重ねるとともに、協議会は、対面とオンラインの両方で傍聴が可能な形式とするとともに、資料や会議録等を区ホームページに掲載し、検討のプロセスをお示ししてまいりました。

区民や区内に在勤、在学中の方などに、こちらもぜひ御覧いただいた上で、素案に対して幅広く御意見をお寄せいただきたいと考えており、今後の条例改正案の参考にしてまいります。

次に、新宿区並みに規制強化をできるのか、行うのかという御意見でございます。

新宿区がどのようなデータに基づいて、また、どのような検討プロセスによって、この

条例改正案を取りまとめをしたのかについては把握をしてございませんが、先般の新宿区の区長会見資料によりますと、新宿では、家主居住型などを除いて、住居系用途地域は原則新設を禁止して、商業系用途地域は営業日数を年間百二十日までに制限するとされています。そのほか、対面でのチェックインや説明会の実施の義務づけなども検討しているとのことです。

当区では、協議会において、区における現状をお示しした上で、様々な立場の方から御意見をいただいて、条例改正の素案を取りまとめてまいりました。素案では、近隣住民への事前周知、住民や町会等からの求めがあった場合の説明会の開催、分かりやすいところへの標識の掲示などを規定してございます。

一概に新宿と当区を比較できるものではございませんが、ガイドライン等に規定していた事項を、それぞれ条例や規則に定めて規制を強化し、また、厳正に指導を行うことで、不適正な運営を行う事業者の是正や、当区への流入の阻止に寄与するものと考えてございます。

私からは以上です。

○四十五番　大庭正明議員　三井レジが参加組合員になる確証が、今現在では持てないということは非常に不安ですね。

それから、都市計画の実質的な決定者というのは烏山総合支所長でよいのですか、それを確認したいと思います。

今の答弁で、日影規制や採光、周辺への圧迫感等を配慮した建物形状を踏まえますと、高さの最高限度を百四十メートルに抑えることは妥当であると考えておりますということでした。その建物形状とは、区の説明会資料で既に載っている、住宅を四階から三十四階まで積み上げ、駐車場台数まで決まった、あの具体的な絵のことでしょうか。

区にお聞きします。三井レジのこの絵を見る前に、区が独自に、この地区にふさわしい高さは何メートルかと検討した事実はあるのか。あるなら、そのときの結論の数字を教えてください。ないのであれば、百四十メートルは区の判断ではなく、三井レジの設計に区が後から理由をつけただけということにはなりませんか。

○堂薗烏山総合支所長　二点の再質問にお答えします。

まず最初に、決定権者は総合支所長かというところでございますが、こちらは都市計画の手続を進めていく上では、都市計画審議会のほうに諮問をして、我々区側の説明を了とする答申をいただいたら、これは世田谷区のほうで、世田谷区長のほうで決定するという

内容のものでございます。

二つ目の高さの検討についてでございますが、この間、平成二十八年から、地元の方で権利者を中心とした勉強会を重ねてきたというところでございます。そこの中に至っては、再開発を検討するに至っては、四つの提案を区のほうから提案させていただいて、その中で権利者の方々が選んだものが再開発、一体的にまちを進めていくということの再開発を検討されて、関心を持った方が高かったというところから検討をスタートしているという状況がございます。

そうして検討を重ねたところ、ここの一帯、地域の課題解決、また、世田谷区の都市整備方針と整合した上で、高さのほうを決めてきたというところでございますので、最終的には、準備組合の提案の内容も踏まえながら、都市整備方針等も確認した上で、高さのほうを今回、妥当であるということで考えているところでございます。

以上でございます。

○四十五番　大庭正明議員　実質的に決定者は誰かということで、烏山総合支所長でよいのですかということの確認ですよ。区長は一応形式的な決定者ということでよいのですかということです。

それから、今のお返事ですと、平成二十八年ぐらいから検討してきたと言いましたが、当初は、駅前広場は入っていませんでした。駅前広場は入っていなかったのですよ。それで駅前広場を入れたのですよ。そこは最大のポイントなのですよ。

それで、今、答弁の中で、三井レジの案を基にして百四十メートルを妥当だとお答えになったように思うのですが、それでよいのですか。私は区の数字は幾らだったのですかと、区の数字も百四十メートルだったのですか、それとも百三十メートルだったと……。

○堂薗烏山総合支所長　再々質問にお答えします。

実務的な決定権は総合支所長でよいのかというところでございますが、この実務というところでいきますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、都市計画審議会の手続を経てこれは決めていくという内容のものでございますというところでお伝えさせていただきます。

二点目でございますが、二点目については、この間の駅広を、当初は確かに議員がおっしゃるとおり含んでいなかった形でございますが、これは地元の権利者のほうから、これは勉強会を重ねての中で、地元のほうから駅広を含んだ形での検討を進めてほしいということで提案があったということでございます。その提案内容を踏まえて、区としてまちづ

くりを進めていく上では、主要な地域拠点にふさわしいまちづくりを進めていく上で考えてきたというところでございます。

以上でございます。

○佐藤都市整備政策部長　再々質問の補足でございます。誰が決定するかというところについては、都市計画審議会から答申を受けた後は、都市計画法上は区が決定すると書いてございますので、代表する区長が最終的な決裁を行うというものでございます。

以上でございます。

○石川ナオミ議長　以上で大庭正明議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後四時二分休憩

――――――――――――――――――――

午後四時二十五分開議

○石川ナオミ議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

三十二番高橋昭彦議員。

〔三十二番高橋昭彦議員登壇〕（拍手）

○三十二番　高橋昭彦議員　通告に基づき質問をしてまいります。

最初に、世田谷の伝統工芸士について質問をします。

世田谷区では、これまでなかった取組、伝統工芸の継承や保存のため、区による魅力発信を訴えてまいりました。国では、二百四十四品目を伝統的工芸品として指定し、展示会や海外展開、そして後継者育成のための研修や人材確保などを推進しています。東京都も四十二品目を伝統工芸品として指定し、高度な伝統的技術技法に対して、知事が東京都伝統工芸士に認定しています。

さて、世田谷区では、今年三月に初めて伝統工芸とものづくり展の開催となりました。区の初の伝統工芸展に多くの皆さんが来場し、提案や感想を述べられています。

それは、伝統工芸を知ることができた、こういう機会をもっとやってほしいと思いました。実演は伝統工芸を身近に感じられるよい機会と思います。ものづくりを知るよい体験です。今後も発展していくことを願っています。伝統工芸に携わる人が年々減ってきていると聞いていますが、代々受け継がれてきた技術がこれからも継いでいけるような支援が必要だと思いますなど、多くの感想や意見があったということです。

そこで質問します。まず、今年度の伝統工芸展の予定や、開催に向けて工夫されている点をお聞きします。

二点目は、区内の伝統工芸士の発掘や課題の把握など、どのように行っているのでしょうか。技術の継承や保全にどのように取り組むのか、お聞きします。

三点目は、これまでも申し上げてきましたが、体験教育として、子どもたちへの発信や体験の場をどのように取り組んでいくのか、お聞きいたします。

次に、住宅宿泊事業・旅館業の世田谷区の位置づけについてお聞きします。

条例改正に向けて、世田谷区旅館業及び住宅宿泊業に関する協議会がこれまで三回開催され、これまでの協議会での議論を聞いてきました。町会、商店街、事業者の委員の皆さんから、具体的な近所でのトラブルや、地域が不安と思うとの内容や、解決方法などの発言があり、また、適正な運営を事業者が行うように区が指導するには何が必要で、どの程度強制力を持つことができるのかなど、提案や議論が進んでいました。

さて、質問しますが、今回の条例改正により、適正な旅館業・住宅宿泊事業が行われるようになったとしても、旅館業・住宅宿泊事業が区民に受け入れられるようになるかが重要です。区にとって必要な旅館業や住宅宿泊事業とはどのようなものと考えているのか、お聞きいたします。

二点目は、旅館業・住宅宿泊事業について、多くの区民が不安を抱えている中で、条例改正により区民の不安の払拭や事業者の適正な運営につながるのか、お聞きいたします。

三点目は、これまで多くの意見を聞いてきたと思いますが、区は世田谷区の宿泊事業の意義についてどのように考えているのか、改めてお聞きしたいと思います。

次に、災害時の医薬品の確保について質問いたします。

大きな災害が相次ぐ日本列島、災害は建物を壊すのみならず、人の体調、心の健康、そして日常的な治療の継続にも大きな影響を与えます。

災害時、まず問題になるのは薬の供給ストップです。特に糖尿病、高血圧、腎臓病、心不全などは災害で悪化しやすく、災害シックデイと言い、災害というストレスや生活環境の変化によって、慢性疾患の管理がうまくいかなくなる状態になります。

例えば、阪神・淡路大震災や東日本の大震災では、糖尿病患者さんの血糖指標が震災数か月後に急上昇したというデータがあります。

さらに、最近の災害で災害関連死の多さも心配です。能登半島の震災では、直接死が二百二十八人に対して、関連死が五百人を超え、二倍以上になっています。

そこで質問します。区として、慢性疾患には災害時の対応を意識することなど、予防対策を進めることが重要と考えます。そして、何より命をつなぐ薬の備えを、個人でも、また区としても進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、公共交通不便地域についてお聞きします。特に、ここでは桜上水・赤堤地区についてお聞きします。

それは、平成十五年六月の定例会で、私が議員になって初めて質問をした際、二十三年前になりますが、一般質問で取り上げたのが桜上水へのバス路線でした。小田急線と京王線を結び、桜上水・赤堤の駅から遠い区民ニーズに応えるよう訴えました。

その後、何度も小田急、京王を結ぶ南北路線の住民の悲願を訴え、区は実現に向けて努力していきたいとは答弁したものの何も進まず、月日はたっていきました。今回、ようやく区は交通不便地域として協議会を開催し、解決へ動き出したことは、この上ない喜びでもあります。

さて、駅と駅をつなぐ路線が長年の願いであると、地域協議会でも意見が多くある中で、区はその際、ワゴン車一台での運行だから乗れない人が増えてしまう、また、駅から駅につなぐと駅から乗る人が増えて、交通不便地域の住民が乗れずに、不便対策にはならないなど、話は堂々巡りになっています。地域協議会の皆さんの合意と実現に向けて、どのように進めるべきなのか、区のお考えをお聞きします。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）

○五十嵐経済産業部長　私からは、世田谷の伝統工芸士について三点御答弁いたします。

まず、伝統工芸展の今年度の実施予定についてです。

区内には、都知事の認定を受けた伝統工芸士をはじめ、古くからの技術を受け継いでものづくりに取り組む方がおられ、区の貴重な財産であると認識しております。こうしたたくみの技や作品、商品等の魅力を伝え、守っていくことは、産業や文化の振興という点からも重要であることから、昨年度、産業プラザにおきまして、伝統工芸や伝統的なものづくりの展示、体験イベントを開催しました。

今年度も、同様のイベントの実施に向け準備を進めており、出展者の選定や体験内容等について、世田谷工業振興協会との協議を行っているところです。今年度の催しについても、多くの方に来場いただき、伝統工芸等の魅力を感じてもらえるよう努めてまいります。

次に、区内の伝統工芸士の発掘や課題の把握、技術の承継や保全についてです。

区や産業振興公社では、これまで伝統産業やものづくりの紹介など、区内ものづくりの魅力を発信してまいりましたが、区では昨年度より、改めて区内の伝統的なものづくりの実態調査を進めています。この調査の中で、都の認定を受けた伝統工芸士等からお話を聞き、区によるさらなる現状把握の必要性や後継者の育成、事業承継への支援といった課題を把握することができました。

今後も継続的な伝統工芸士等の現状把握と関係構築に努め、伝統工芸展等への参加を促すとともに、事業承継プラットフォーム事業との連携など、技術の継承につながる取組についても検討し、伝統工芸士等の保全と活動促進に取り組んでまいります。

最後に、子どもたちへの発信や体験機会の提供についてです。

次代を担う子どもたちに伝統的なものづくりへの関心を持ってもらうことは、伝統の保全に加え、技術の継承という点からも重要であると認識しております。昨年度実施しました伝統工芸とものづくり展では、親子を含む幅広い年齢層の方が来場され、伝統工芸の体験に夢中になる姿や職人の解説に聞き入る様子が見られました。

今年度の実施に向けましては、子どもを含む、より多くの方に来場いただくことも課題となりますので、周知や内容の工夫を図ってまいります。また、ホームワークビレッジとの連携や、伝統的なものづくりの紹介リーフレット作成など、今後も多くの子どもたちの目に触れ、体験できる機会の創出に向けて検討を進め、伝統工芸等の魅力発信と保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

○向山世田谷保健所長　私からは、民泊の関連の御質問に順次お答え申し上げます。

区では、世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会を設置して、条例改正に関連して、宿泊事業の地域資源としての活用の観点からも、既存の好取組の紹介を含めて、様々な立場の方から御意見をいただきました。

協議会においては、地域に根差した交流や連携のほか、災害時の受入れや、受験生や研究者、病院利用者家族等の受入れに関する御意見もいただきました。実際に他自治体の取組事例もある中で、区には水害のリスクがあること、大学やナショナルセンター、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅があることなどを踏まえた区らしい宿泊施設の活用の方法の可能性が考えられます。

宿泊施設が地域からも必要とされるような地域共生に向けて、条例で定め切れない部分についても、併せて検討を重ねてまいります。

次に、いわゆる迷惑施設に関しての御懸念と、その規制強化に関してお答え申し上げます。

区では、旅館業施設・住宅宿泊事業届出住宅の増加と、併せて旅館業・住宅宿泊事業に関する相談が増加していることから、両法に関連する条例改正を検討してございます。

近隣への十分な事前周知、緊急連絡先を明示した標識の設置、緊急時の駆けつけ対応等を定めるほか、旅館業法施行条例においては、入浴施設やサウナに関する基準、建築や消防等の法令を念頭に、構造設備の関係法令への適合を求めることなどを定めます。

また、住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例においては、東京都建築安全条例で旅館業が制限される路地状敷地での営業を制限することについても検討をしております。

これらの規定によって、事業者へ適正な運営を行うことを指導するとともに、区民の方々の安全安心の確保と静穏な住環境の保持に努めてまいります。

次に、世田谷区にとっての宿泊事業の意義についてでございますが、区は宿泊事業について、区民の安全安心の確保と静穏な住環境の維持を大前提としつつ、地域共生の下での適正な運営が重要であると考えております。

一方、宿泊事業は、文化施設や商店街、緑豊かな住宅地など、世田谷の魅力を国内外に発信して、人との交流や地域活性化につながる可能性もございます。このため、区では、不適正な事業者への監視指導を強化する一方で、適正な運営を行う事業者については、地域との共生や区の魅力発信を担う存在として、その取組は評価をしていく考えでございます。

また、行政が事業者の運営状況を適正に把握して、必要な指導、助言を行っていくことも重要です。区は、適正な運営の促進と監視指導の充実を図って、区民、地域及び事業者のいずれにとっても良好な制度運用を目指してまいります。

私からの最後になりますが、災害時の慢性疾患の方々の服薬継続に関してのお尋ねでございます。

慢性疾患の方の服薬中断は、災害関連死の中でも重要な類型の一つとされており、区でも課題として認識してございます。現在の枠組みにおいては、営業を再開した薬局の情報提供を早期に行うとともに、薬局間の平時の調達ネットワークや、災害時にうめとぴあに設置される災害薬事センターによる調整によって服薬中断を防ぐこととしております。

今後は、いわゆる持病お持ちの方々に対して、御自身での薬の備蓄や、お薬手帳の持ち歩きの重要性に関する周知啓発に努め、併せて薬剤師会との意見交換等を通じて、この仕

組みで十分であるかどうかの点検も含め、災害時の慢性疾患の方の服薬中断を起こさないようにするための方策を検討してまいります。

私からは以上です。

○堂下道路・交通計画部長　私からは、公共交通不便地域の重点検討地域である桜上水・赤堤地域に関する御質問にお答えいたします。

現在、世田谷区コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき、区内五つの重点検討地域に地域協議会が設立され、検討が進められております。重点検討地域は狭隘な道路が多く、小型車両での運行が想定されるため、乗車希望者全員が乗車し切れない懸念や、既存バス路線との運行経路重複による既存バス路線への影響など、重点検討地域共通の課題がございます。

御指摘の桜上水・赤堤地域では、昨年十一月に地域協議会での検討が始まり、様々な課題がある中で議論を重ねてまいりました。その後、桜上水駅と経堂駅の南北を結ぶ運行経路を基本に計画案をまとめ、現在、移動ニーズ等調査の実施に向け準備を進めております。区としては、各地区の特性に応じた持続可能なコミュニティ交通の導入に向けて、地域協議会の活動を引き続き支援してまいります。

私からは以上でございます。

○三十二番　高橋昭彦議員　御答弁いただきましたが、何点か要望と再質問をしたいと思います。

医薬品ですが、命をつなぐ薬の備えです。よく検討していきたいということですが、ともかく備えが大事、やはりそういう意味では、区としての備蓄も大事だと思います。そういうことをよく薬剤師さんと打合せをして、前へ進めていきたいと思います。

それから、交通不便ですが、駅への路線をつくると便利になって、便利になると人が増えて、乗れない人が出る。便利になることはよいことなのではないですか、不便地域なのですから。便利にするためにやるわけですから。では、便利になって、そのようなことになるのだったら、どうするかということを次の策として考えることは区の考えだと思いますので、よくよく進めてください。よろしくお願いしたいと思います。

最後に、民泊について再質問させていただきます。私が八年前から一貫して言ってきたことは一点です。家主居住型と不在型を明確に分けて規則をつくるべきだとずっと申し上げてきました。世田谷区ならではの宿泊事業の在り方を探るべきなのだということをずっと毎回言ってまいりました。

今は世界的にも、世界の主要五都市は、バルセロナ、ニューヨーク、ローマ、アムステルダム、パリで民泊への動きが始まっています。それは家主居住型と不在型、家主が非居住というものを明確に分類して規制を行っています。

世界的に見ても、無登録営業や虚偽申請、不在型、商業目的の横行に対して、巨額の過料やプラットフォームのサイトへの即時掲載を禁止、そういう強硬な手段が取られています。迷惑な事業者には、規制は厳しく行うべきことは、これは当然でありますが、地域住民からのクレームがない事業者もいます。優良な事業者は評価する。めり張りが重要だと、私は毎回申し上げてまいりました。

一律に、全ての民泊が悪いわけではありません。訪日外国人が普通の日本の暮らしを体験できるような、あるいはホストファミリーとの交流が楽しめるような施設だってあるわけです。

先日、家主居住型の方と話をさせていただきました。来週、我が家に泊まるフィリピンの方は、アジア大会の馬術競技に参加する方です、我が家が馬事公苑に近いということで泊まられます。また、留学の準備のために泊まる方もいます。

世田谷区における優良な事業者として、区はどのように育てていくのか、また、区は産業としての宿泊事業をどのように活用していくのか、改めて質問させていただきます。

○向山世田谷保健所長　民泊、優良な事業者を一くくりにせずに育成していくというようなお尋ねかと思います。

最近、報道におきましては、家主居住型と家主不在型に、いわゆる二分して注目されてございます。このことは認識してございますが、厳密に見ていきますと、家主不在型という類型の中に、実は二世帯住宅とか、同一の共同住宅、同一敷地内で居住されているなどの場合もありますので、区ではこういう実態に即して管理が適正にできるという事業者を抽出し、また、そういうところがきちんと事業を継続できるようにというような形で条例案にまとめさせていただいたということで、この点についてもさらに明確化していきたいと考えてございます。

条例改正の素案におきましては、住民の方の不安や苦情にきちんと対応しない事業者については厳正な指導を行い、また、根気強い監視指導やモニタリングを実施していくことで、総体としての適正化についても図ってまいります。

あわせて、地域住民の方々への配慮や共生を何よりも重視して、協議会でも幾つかの実際の事例が紹介されてございましたが、地域の資源や一員として活動するという事業者

や、地域に受け入れられる区の魅力発信に積極的、協力的な事業者の育成等については、関係部署、庁内外の団体等の御協力を得て進めていきたいと考えてございます。

中長期的には、例えば、現行でございますと、食品衛生とか環境衛生協会、あるいは医事・薬事と関連しておりますが、柔道整復師会の世田谷支部などは、自らの自浄作用を働かせながら、行政との連携の下に、好取組を継承、普及していくという取組に非常に熱心に活動されております。

区としても講習会などを通じて、事業者への働きかけや育成などを図っていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

○**三十二番　高橋昭彦議員**　終わります。

○**石川ナオミ議長**　以上で高橋昭彦議員の質問は終わりました。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　次に、四十四番たかじょう訓子議員。

〔四十四番たかじょう訓子議員登壇〕（拍手）

○**四十四番　たかじょう訓子議員**　通告に基づき質問いたします。

初めに、千歳烏山駅前広場南側地区の再開発計画についてです。

区は、第一種市街地再開発事業、高度利用地区、地区計画などの都市計画決定に向け手続を進めています。高さ百四十メートル、約六百世帯、商業施設を含むタワーマンションの建設計画です。現在、十七条に基づく意見募集が行われており、本日が最終日となっています。

区は、再開発の目的に権利者の生活再建を挙げています。しかし、タワマン再開発では、事業後の管理費、修繕積立金、固定資産税などの負担が増え、地権者が住み続けられない、商売を続けられないという問題が起きています。

先日、住宅会議主催のセミナーで、ｓｔｕｄｉｏ　ｈａｒａｐｐａの村島正彦氏から、タワーマンションの維持修繕費は、六十年を見据えると通常のマンションの二・五倍必要になるとの話を伺いました。築年数が進めば、大規模修繕に加え、非常用エレベーター、非常用発電機、防災設備など、超高層特有の設備更新にも多額の費用が生じます。

実際、築三十年近いある超高層マンションでは、長期修繕計画を見直した結果、七十五平米の住戸で月八千円から十万七千六百円に、実に十三・五倍の積立てが必要との試算が示された事例もあります。

地権者が生活再建できるか判断するには、入居時だけでなく、十年、二十年、三十年後まで見通した管理費、修繕積立金などの情報が必要です。しかし、都市計画決定前には示されません。

後戻りができない都市計画決定後に権利変換計画を見て、残るか離脱するかを判断させる。これが生活再建と言えるのでしょうか。生活再建が実現できないのであれば、計画は抜本的に見直すべきです。

私どもは、この観点で指摘し続けてきましたが、区は、再開発は権利者の生活再建のためと繰り返し答弁してきました。であるならば、区の考える権利者の生活再建とは何を意味するのか、明確にお答えください。

次に、再開発事業に対する区の認識についてです。

以前、他会派から、再開発ビルに公共施設を入れる提案がありました。しかし、世田谷区は、マンションを含む複合施設に区分所有していた奥沢区民センターで、耐震改修をめぐる合意形成が困難となり、移転を余儀なくされた経験があります。

再開発ビルの区分所有者となることを検討しているのか伺います。

葛飾区の立石駅北口再開発では、再開発ビルへの区庁舎移転をめぐり、区が取得する権利床の価格が不当に高く、区民に損害を与えるとして、二百四十人を超える住民による監査請求、その後、二百三十八人を原告とする住民訴訟に発展しています。

事業費が高騰し、採算性が問題となる再開発事業を税金で下支えするようなやり方では区民の理解は得られず、自治体が行うべきことではないと考えます。区の認識を伺います。

地権者からは、権利が守られない再開発ではなく、スーパーシミズヤを商店街に残すための共同化など、別の手法を一緒に検討したいとの声も伺っています。

また、周辺住民からは、持続可能なまちづくりに逆行するなどと反対の声も上がっております。自主的にまちづくりに関する学びを深めています。

百四十メートルのタワマン再開発を前提に都市計画決定を急ぐのではなく、駅前広場整備と地区課題の解決を切り分けて、住民が住み続けられる別のまちづくりを住民とともに検討することを求めます。

次に、不登校児童生徒のすまいるルームの利用について伺います。

すまいるルームとは、知的発達に遅れがなく、情緒の発達に偏りがある児童生徒を対象に、全般的なコミュニケーションスキルの向上に向けた指導を行う教室です。このすまい

るルームを利用している小学生の保護者から相談を受けました。

不登校となり、不登校の子どもの居場所、ほっとスクールに通うことが決まると、学校から、すまいるルームは利用できなくなると言われた。子どもの成長・発達のため、ほっとスクールと併用できないかというものです。子どもは、障害の有無にかかわらず、全ての子どもの教育を受ける権利と発達を保障するために、子どもを教育の場に合わせるのでなく、どの学びの場でも、その子を受け入れられる教育条件を整えることが必要だと私どもは考えています。

発達障害のある子どもが不登校になるケースは少なくありません。二十三区中十五区では、不登校になっても特別支援教室の利用を認めています。文科省の障害に応じた通級による指導の手引では、不登校であっても、障害による学習上、生活上の困難を把握し、通級による改善・克服が見込まれる場合には指導できるとしています。

さらに、文科省からも、私どもの質問に対し、不登校の状態にあることをもって、直ちに通級による指導を受けることが不適当というものではないとの回答を得ています。

不登校となった児童生徒も、すまいるルームの利用を継続できるようにすべきではないでしょうか。区の見解を伺います。

さらに、不登校になった子どもへの支援とともに、不登校を生まない学校づくりも重要です。教員を増やし、少人数学級を進め、過度な競争や管理ではなく、一人一人の子どもの声を尊重し、安心して学び生活できる学校づくりを進めることを求めます。

次に、不登校に伴う介護休業・介護休暇制度について伺います。

二〇二五年四月の育児・介護休業制度の見直しの後、国は、不登校児童生徒についても、その状態によっては、保護者が介護休業・介護休暇等を利用できることを明確に周知しました。

しかし、二〇二六年、今年六月のサイボウズソーシャルデザインラボの調査では、介護休業の利用者はたった三%、制度を利用できる可能性を知らない、または、聞いたことはあるが、よく知らないという保護者を合わせると約八割でした。

また、不登校と行き渋りをきっかけに、二四・八%の親が離職、転職、時短、休職を経験する一方、制度を積極的に周知している企業は一九・四%にとどまっています。

不登校を理由とした保護者の離職を防ぐため、区内事業者と不登校児童生徒の保護者に介護休業・介護休暇制度を積極的に周知すべきです。見解を伺います。

最後に、祖師谷住宅について伺います。

東京都住宅供給公社ＪＫＫ祖師谷住宅では、資材価格高騰などにより建て替え計画の延期が明らかになりました。住民についてはＪＫＫからお知らせが配られましたが、周辺住民には、現地とまちづくりセンターへの掲示のみで、説明会は開催されていません。戻り入居や転居を予定する住民、とりわけ高齢者への影響は大きく、工事期間の変更は、周辺住民や商店街にとっても大きな問題です。

住民はＪＫＫに、一人一人の事情に応じたプランの見直しや周辺住民への説明会開催を求めていますが、いまだに回答は得られていません。

区からＪＫＫに対し、住民一人一人への丁寧な対応と、周辺住民への説明会の開催を求めていただきたい。見解を伺います。

さらに、祖師谷住宅の建て替えに当たり、住民は高齢者施設の整備を要望し、区もＪＫＫに福祉関連施設の整備を要望していると答弁しています。

また、周辺住民、そして住民は、既存樹木の保全を求めてきました。計画では一部を移植するとしていますが、多くの樹木が伐採されました。

この両方、祖師谷住宅の建て替えに当たり変更がないか確認をいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）

○堂薗烏山総合支所長　私からは、千歳烏山駅前の再開発の関連について三点お答えします。

最初に、区が考える権利者の生活再建とは何かについてです。

市街地再開発事業における権利者の生活再建については、権利者それぞれの御意向や生活状況を踏まえ、事業後の生活やなりわいの継続について、将来にわたる見通しを持てるようにすることが重要であると認識しております。

そのため、現在の場所で暮らしや事業を続けたいという御意向を丁寧に伺い、権利変換後の住戸や店舗、管理費、修繕積立金、固定資産税などの将来負担を含め、生活再建を検討するための情報が適切に示されることが必要です。

具体的な生活再建は、今後、都市計画決定後、再開発準備組合が事業計画を作成する過程で、権利者と検討、調整していくことになります。区としても、将来の生活や事業を判断できる必要な情報を示すことを準備組合に求め、引き続き権利者の御意向を伺ってまいります。

次に、再開発建物へ区が区分所有する考え方についてです。

千歳烏山駅周辺では、烏山総合支所や烏山区民センターの狭隘化などにより、一部の区

施設が民間施設に分散しており、将来的な烏山区民センターの建て替えを捉え、公共施設の集約、再編を検討していく考えでございます。

再開発事業の建物への区施設の導入については、現時点で床を取得、賃借する等の具体的な計画はございません。今後、区施設の導入を検討する場合は、行政需要や区民サービスへの効果、取得、賃借に要する費用、将来の維持管理、修繕負担などを総合的に検証し、公共施設としての必要性や費用対効果を踏まえることが重要と認識しております。

最後に、公費による支援や関与についてお答えします。

葛飾区の立石駅北口地区では、再開発ビルへの新庁舎移転に伴う権利床の評価等をめぐり、住民訴訟が提起されたものと承知しております。

千歳烏山駅前広場南側地区は、現在、市街地再開発事業等の都市計画についての決定手続の段階であり、今後、社会経済状況を踏まえながら、再開発準備組合において、事業の実現性について検討が重ねられていくものと認識しております。

今後、区施設の導入を検討する場合は、再開発事業の下支えではなく、公共施設としての必要性や費用対効果等を基本とすべきものと認識しております。

私からは以上でございます。

○宇都宮教育総合センター長　私からは、御質問二点について御答弁をいたします。

まず、特別支援教室、すまいるルームの利用対象の拡大についてです。

東京都は、特別支援教室、すまいるルームの利用対象を、通常の学級に在籍し、知的障害がなく、発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒としております。

一方、区は、児童生徒が不登校になった状況を聞き取り、障害による学習上、生活上の困難の改善、克服のための指導の必要性や、効果的な支援の在り方について検討し、利用の継続等を個別に判断しております。今後も一人一人の児童生徒に寄り添い、個別最適な学びを保障するために適切な支援を行ってまいります。

次に、不登校に伴う介護休暇制度利用の周知についてです。

不登校児童生徒の保護者の中には、お子さんの見守りや通院、相談機関への付添いなどにより、仕事との両立に困難を抱え、離職を検討せざるを得ない方もいらっしゃると認識しております。

国は、不登校児童生徒が育児・介護休業法による常時介護を必要とする状態に該当し、保護者の対象家族である場合には、介護休業・休暇制度等が利用可能であると案内してい

ます。

教育委員会といたしましても、こうした制度が利用できる可能性があることについて、直接保護者と応対する相談窓口をはじめ、すぐーるや区ホームページ等を活用して周知に努めてまいります。

以上です。

○五十嵐経済産業部長　私からは、不登校に伴う介護休業・介護休暇制度の事業者への周知について御答弁いたします。

育児・介護休業法に基づく介護休業・介護休暇は、労働者が家族の介護に直面した際に、仕事と介護の両立を支援するものであり、多様な働き方を実現するための重要な制度であると認識しております。

区内事業者の人手不足が喫緊の課題である中、従業員の離職等による人材の喪失は、事業者にとっても事業活動への影響が生じるものと考えます。区といたしましては、事業者向けのメールマガジンやセミナーなど、様々な機会を捉え、お話の保護者の離職を防止し得る制度の周知に努めまして、雇用の維持につなげてまいります。

以上でございます。

○鎌田砧総合支所長　私からは、祖師谷住宅建て替え延期に関連する事項につきまして順次お答えいたします。

初めに、区から東京都住宅供給公社に対して丁寧な対応を求めていただきたい、また、周辺住民への説明会を求めるべきについて、併せてお答えいたします。

東京都住宅供給公社は、祖師谷住宅第一期工事について、当初は令和七年度着工予定で計画しておりましたが、建設費の高騰や社会情勢の変化を踏まえた発注方法の見直しなどにより、現在は令和九年六月の着工を目指しております。

公社は、このスケジュールの変更について、現地の掲示板及び祖師谷まちづくりセンター二階の情報コーナーに変更のお知らせを掲示し、周知しております。また、祖師谷住宅の居住者全体に対しては、令和八年五月に着工時期の変更について文書を配付しており、そのうち、戻り入居予定者を対象に、電話で今後の御意向に変更がないか確認したと聞いております。

着工時期が変更されたことに伴い、地域住民や住居者の中には不安に思われている方もいらっしゃるかと思います。区としては、建て替え時期の変更に伴う生活プランの見直しなどは、一人一人御事情もございますので、これらの不安の声に対し丁寧な説明や対応に

努めるよう公社に求めてまいります。

あわせて、説明会開催の希望の御意見につきましてもお伝えしてまいります。

次に、建て替え計画が遅延する中で、福祉関連施設の整備を要望しているが、この計画に変わりがないか、また、既存樹木の保全を求めてきたが、既存樹木の移植計画について変更はないかについて、併せてお答えいたします。

祖師谷住宅の建て替え計画については、令和五年に策定した祖師谷二丁目地区街づくり誘導指針により、敷地内へ福祉関連施設の導入、現状の良好な環境を継承するための緑の保全、樹木の移植等を公社に求めてまいりました。

公社は、これらの要請に応じ、これまで開催した説明会等で、第二期以降の区域に福祉関連施設を導入する予定であること、既に樹木の可能な限りの移植や、伐採せざるを得ない植栽については、代替として新たな樹木を植えることを地域住民に説明しております。

今回の着工時期の変更に伴い、公社に改めて福祉関連施設の計画や既存樹木の移植計画について確認したところ、現時点において計画の変更はないと聞いております。

区としては、引き続き工事の進捗に合わせて、公社に計画内容を確認するとともに、必要な要望等を伝え、まちづくり誘導指針に沿った計画が実現するよう調整してまいります。

私からは以上でございます。

○四十四番　たかじょう訓子議員　烏山の再開発について意見を述べます。生活再建とは何かということですが、区としては、都市計画決定後は地権者の自己責任ですよということなのだと思います。これは地権者のための再開発ではない、生活再建……。

○石川ナオミ議長　以上でたかじょう訓子議員の質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後五時八分休憩

――――――――――――――――――――

午後五時二十分開議

○石川ナオミ議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆◇

○石川ナオミ議長　日程第二から第六に至る五件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二　認定第一号　令和七年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定外四件

○**石川ナオミ議長**　本五件に関し、提案理由の説明を求めます。中村副区長。

〔中村副区長登壇〕

○**中村副区長**　ただいま上程になりました認定第一号より認定第五号に至る令和七年度世田谷区各会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

初めに、決算数値全体につきまして、歳入歳出決算総括から御説明いたします。決算書の右上の一一ページを御覧ください。

表の最終行、一般会計と各特別会計を合計いたしました歳入決算額六千百八十六億四千六百三十二万六千四百三十五円に対しまして、歳出決算額は五千九百四十三億二百七十九万五千四百八十七円で、歳入歳出差引残額は二百四十三億四千三百五十三万九百四十八円となり、全額を令和八年度へ繰り越しております。

次に、決算内訳を会計ごとに御説明いたします。

最初に、一般会計から御説明いたします。一五ページを御覧ください。

歳入決算額は四千二百六十二億八千二百五十八万一千八百八十八円、歳出決算額は四千六十五億七千百二十三万五千八十九円となっております。歳入歳出差引残額は百九十七億一千百三十四万六千七百九十九円となり、令和八年度へ繰り越しております。

なお、この翌年度への繰越額には繰越明許費及び事故繰越しの財源四十九億七百三十五万六千百六十九円を含んでおります。したがいまして、この翌年度への繰越財源を差し引きました実質収支額は百四十八億三百九十九万六百三十円となっております。

歳入につきましては、一六ページから二三ページにわたりまして、それぞれ決算数値を款、項別に記載しております。

二二ページ及び二三ページの歳入合計の行を御覧ください。

二三ページの収入済額欄の最終行に記載の合計額は四千二百六十二億八千二百五十八万一千八百八十八円で、前年度からの繰越事業費を含めた予算現額に対する収入率としては九七・二％となっております。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。二四ページから二九ページに、歳入同様、款、項別に決算額を記載しております。

二八ページ及び二九ページの歳出合計の行を御覧ください。

二九ページの支出済額欄の最終行に記載の合計額は四千六十五億七千百二十三万五千八十九円で、前年度からの繰越事業費を含めた予算現額に対する執行率は九二・七％となっ

ております。

続きまして、国民健康保険事業会計について御説明いたします。三三ページを御覧ください。

歳入決算額は八百二十七億四千三百六十九万八千八百二十九円で、予算現額に対しまして九九・九％の収入率となっております。

歳出決算額は八百二十億四千三百二十四万一千八百四十七円で、予算現額に対する執行率は九九・一％となっております。

歳入歳出差引残額七億四十五万六千九百八十二円は、令和八年度へ繰り越しております。

続きまして、後期高齢者医療会計について御説明いたします。四五ページを御覧ください。

歳入決算額は二百八十六億八千二百七十九万四千三百十円で、予算現額に対しまして一〇二・六％の収入率となっております。

歳出決算額は二百七十三億二千二百四十七万八千九百七十六円で、予算現額に対する執行率は九七・七％となっております。

歳入歳出差引残額十三億六千三十一万五千三百三十四円は、令和八年度へ繰り越しております。

続きまして、介護保険事業会計について御説明いたします。五三ページを御覧ください。

歳入決算額は七百七十二億三千百六十一万七千四百三十三円で、予算現額に対しまして一〇〇・七％の収入率となっております。

歳出決算額は七百四十六億六千二十万五千六百円で、予算現額に対する執行率は九七・三％となっております。

歳入歳出差引残額二十五億七千百四十一万一千八百三十三円は、令和八年度へ繰り越しております。

最後に、学校給食費会計について御説明いたします。六五ページを御覧ください。

歳入決算額は三十七億五百六十三万三千九百七十五円で、予算現額に対しまして九三・八％の収入率となっております。

歳出決算額は三十七億五百六十三万三千九百七十五円で、予算現額に対する執行率は九三・八％となっております。

なお、学校給食費会計については、令和七年度をもって廃止となり、歳入歳出差引残額はゼロ円となるため、令和八年度への繰越しはございません。

以上、五会計の令和七年度歳入歳出決算に細目としての各会計歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書等の附属資料を添えて提出をさせていただきました。

何とぞ慎重に御審議いただき、速やかに御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本五件を審査するため、四十五名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって本五件については四十五名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員選任につきましては、委員会条例第五条第一項の規定により、議長から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元の決算特別委員会構成表のとおり指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました各議員を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

決算特別委員会構成表

阿久津　皇　加藤たいき　くろだあいこ　河野　俊弘

坂口　賢一　佐藤　正幸　宍戸　三郎　下山　芳男

畠山　晋一　真鍋よしゆき　山口ひろひさ　いたいひとし

岡本のぶ子　佐藤ひろと　高橋　昭彦　津上　仁志

平塚けいじ　福田たえ美　桜井　純子　中塚さちよ

中山みずほ　羽田　圭二　原田　竜馬　みやかおり

大庭　正明　田中　優子　ひえしま　進　桃野　芳文

川上こういち　坂本みえこ　たかじょう訓子　中里　光夫

石原せいじ　佐藤　美樹　そのべせいや　おのみずき

関口江利子　上川　あや　ひうち優子　おぎのけんじ

神尾　りさ　つるみけんご　岡川　大記　オルズグル

青空こうじ

――――――――――――――――――――

○石川ナオミ議長　この際、本議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、ここでしばらく休憩いたします。

午後五時二十九分休憩

――――――――――――――――――――

午後五時三十七分開議

○石川ナオミ議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

○中潟区議会事務局長　御報告いたします。

決算特別委員会委員長　坂口　賢一議員

同　　副委員長　中山みずほ議員

同　　副委員長　中里　光夫議員

以上でございます。

○石川ナオミ議長　以上で報告を終わります。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第七から第十四に至る八件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第七　議案第五十九号　令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）外議案七件

○石川ナオミ議長　本八件に関し、提案理由の説明を求めます。中村副区長。

〔中村副区長登壇〕

○中村副区長　ただいま上程になりました議案第五十九号より議案第六十六号に至る八件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第五十九号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」につきまして御説明いたします。補正予算書右上の九ページを御覧ください。

本件は、国・都の学校給食費無償化に連動した対応や、子ども・子育て関連施設に対す

る熱中症予防支援事業の実施、止水板設置工事助成金の増額などについて、速やかに対応するため、補正計上するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算額は、既定予算額に十六億五千百五十九万五千円を追加し、四千三百四十八億二千六百十六万五千円とするものであります。

次に、議案第六十号「令和八年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）」につきまして御説明いたします。一七ページを御覧ください。

本件は、国民健康保険事業に関し、前年度からの繰越金や東京都への納付金の減額などを補正計上するものであり、既定予算額にマイナス一億六千四十七万四千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ八百四十億四千六百四十三万一千円とするものであります。

次に、議案第六十一号「令和八年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」につきまして御説明いたします。二一ページを御覧ください。

本件は、後期高齢者医療事業に関し、前年度からの繰越金や広域連合への負担金などを補正計上するものであり、既定予算額に十三億六千三十一万四千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三百七億七千五百十一万円とするものであります。

次に、議案第六十二号「令和八年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）」につきまして御説明いたします。二五ページを御覧ください。

本件は、介護保険事業に関し、前年度からの繰越金や介護給付費準備基金積立金などを補正計上するものであり、既定予算額に二十五億七千百四十一万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ七百八十六億三千三十六万三千円とするものであります。

次に、議案第六十三号「世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額を改定する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第六十四号「世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約」につきまして御説明いたします。

本件は、公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な予防保全工事を行うものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第百六十七条の五の二の規定に基づきまして、一般競争入札により実施いたしました。その結果、株式会社イシイ設備工業東京支店が落札し、同社と三億七千七十万円で契約しようとするものであります。

次に、議案第六十五号「世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更」につきまして御説明いたします。

本件は、令和三年第一回区議会臨時会において議案第四十三号として議決を得た後、契約金額及び工期について、これまで計三度の議決を経て契約変更を行ったものでありますが、工事請負契約約款第二十五条第六項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため、請負金額を四百二十七億八千百四十五万六千円に変更を行うものであります。

次に、議案第六十六号「財産（電動式移動棚）の取得の変更」につきまして御説明いたします。

本件は、令和七年第四回区議会定例会において議案第百六十六号で議決を得たものでありますが、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、一部の棚の段数を減少させる必要が生じたため、契約金額を二億一千六十九万四千円に変更を行うものであります。

本三件の契約の締結につきまして、地方自治法第九十六条第一項第五号及び第八号並びに世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条及び第三条の規定に基づき、御提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第五十九号より議案第六十六号に至る八件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**石川ナオミ議長**　以上で提案理由の説明は終わりました。

本八件を企画総務委員会に付託いたします。

◆◇◆◇◆◇

御説明いたします。

本件は、宿泊施設及び食事の利用のキャンセル料に係る規定を定める必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第六十八号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、メディア工房及び情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第六十九号「世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区太子堂出張所の位置を変更する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第七十号「世田谷区立区民会館の指定管理者の指定」、議案第七十一号「世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定」、議案第七十二号「世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定」、議案第七十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定」、議案第七十四号「世田谷区区民健康村の指定管理者の指定」の五件につきまして御説明いたします。

本五件は、いずれも指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき御提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第六十七号より議案第七十四号に至る八件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**石川ナオミ議長**　以上で提案理由の説明は終わりました。

本八件を区民生活委員会に付託いたします。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　次に、日程第二十三を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二十三　諮問第二号　人権擁護委員候補者推薦の諮問

○**石川ナオミ議長**　本件に関し、提案理由の説明を求めます。保坂区長。

〔保坂区長登壇〕

○**保坂区長**　諮問第二号「人権擁護委員候補者推薦の諮問」について御説明いたします。

本件は、人権擁護委員一名の任期満了に伴い、次期候補者を法務大臣に対し推薦する必

要があるので、御提案申し上げた次第でございます。

候補者につきましては、法の趣旨にのっとり、世田谷区保護司会から御推薦をいただいたものであります。

慎重に検討いたしました結果、推薦することを適当と認めまして、人権擁護委員法第六条第三項の規定に基づき、お諮りするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を諮問どおり答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって諮問第二号は諮問どおり答申することに決定いたしました。

◆◇◆◇◆◇

本件は、世田谷区立世田谷保健福祉センターの位置を変更する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第七十六号「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第七十七号「世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の二件につきまして御説明いたします。

本二件は、いずれも児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童等を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第七十五号より議案第七十七号に至る三件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**石川ナオミ議長**　以上で提案理由の説明は終わりました。

本三件を福祉保健委員会に付託いたします。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○**石川ナオミ議長**　次に、日程第二十七から第三十一に至る五件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第二十七　議案第七十八号　世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例外議案四件

○**石川ナオミ議長**　本五件に関し、提案理由の説明を求めます。清水副区長。

〔清水副区長登壇〕

○**清水副区長**　ただいま上程になりました議案第七十八号より議案第八十二号に至る五件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第七十八号「世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、景観法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第七十九号「世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、条例の適用区域を拡大する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第八十号「世田谷区立公園条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立若林五丁目公園を廃止する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第八十一号及び第八十二号「特別区道路線の認定」の二件につきまして御説明いたします。

本二件は、いずれも新たな特別区道の路線の認定に関するものでありまして、道路法第八条第二項の規定に基づき、御提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第七十八号より議案第八十二号に至る五件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

本五件を都市整備委員会に付託いたします。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第三十二から第三十五に至る四件を一括上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十二　議案第八十三号　世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例外議案三件

○石川ナオミ議長　本四件に関し、提案理由の説明を求めます。中村副区長。

〔中村副区長登壇〕

○中村副区長　ただいま上程になりました議案第八十三号より議案第八十六号に至る四件につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第八十三号「世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園を集約し、世田谷区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園及び世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立たまがわのもり幼稚園を設置する必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第八十四号「世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、区立幼稚園集約化等計画に基づき集約する幼稚園において、三歳児保育を開始

するとともに、預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴い預かり保育料の額を変更し、併せて規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第八十五号「世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第八十六号「世田谷区立図書館の指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき御提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第八十三号より議案第八十六号に至る四件につきまして、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

本四件を文教委員会に付託いたします。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

○石川ナオミ議長　次に、日程第三十六を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第三十六　議案第八十七号　世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

○石川ナオミ議長　本件に関し、提案理由の説明を求めます。清水副区長。

〔清水副区長登壇〕

○清水副区長　ただいま上程になりました議案第八十七号「世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

本件は、印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を改めるとともに、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案申し上げた次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○石川ナオミ議長　以上で提案理由の説明は終わりました。

本件をＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**石川ナオミ議長**　御異議なしと認めます。よって本件はＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

◆◇◆◇◆◇

本六件を子ども・若者施策推進特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長　御異議なしと認めます。よって本六件は子ども・若者施策推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

◆◇

○石川ナオミ議長　次に、日程第四十三を上程いたします。

〔菊島次長朗読〕

日程第四十三　請願の付託

○石川ナオミ議長　受理いたしました請願は、請願文書表に掲げましたとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◆◇

○石川ナオミ議長　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会